

も本当に大変だと思いますし、関係者の、事務局の皆さん方も大変だと思いますけれども、あれから八ヶ月でございますので、これを克服していかなきやいけないということでは、ここで、鴻池大臣の担当大臣としての基本的な特区についての考え方、決意のほどをまずお聞きしたいと思います。

○国務大臣(鴻池祥肇君) 今日一日、よろしくお願ひを申し上げます。

早いもので、八ヶ月かと今振り返つております。私は、民間出身でございまして、三十歳ぐらいから、本当小さな会社でございますが、経営をさせていただいておりました。いろんな役職をちょうどかいするまでは、中小企業の社長、おっさんでございました。そういう中で、やはり規制というものが随分あるなというのは、肌で感じる程度のものはございましたけれども、この担当をさせていただきまして、正に規制というのは難しい歴史があり、あるいは各省庁の思い入れというのがあるんだなということをございました。

しかし、平成になりましてから一人の総理が替わっておられるわけでありますて、その総理がと、このように表現をされたのは私も記憶に残っております。しかし、一番大きな声でおっしゃった総理が小泉総理でありますて、両手を挙げて、改革なくして成長なしというのはずつと言つておられるわけであります。

そこで、民間を中心として規制改革会議なるものができました。絶えず議論をし、絶えず検討をされておりますけれども、なかなかこれ、進もうといったしております。

そこで、特区という、特別の地域でもつて試しにやつてみようという構想が昨年五月に生まれました。私は、これを江戸時代の出島、長崎の出島、あるいは、もっとさかのぼりまして織田信長の楽市樂座と、このようにとらえさせていただきました。そして、経済効果もとよりでありますけれども、面白さというか、閉塞感が破れる、そ

ういったものも大いに御提案をいただきたいといふことで、もう数字につきましては亀井委員も御存じのとおりでござりますが、今回をもちまして、百十七の特別地域におきまして規制の緩和あるいは撤廃というものが実現をいたしました。そしてまた、その副産物といたしまして、全国で対応しようという理解ある省庁の好意によりまして、百十八の規制の緩和が進められたというところでございます。

これから、我々もそれをウォッチングする、あるいは、今後予定をいたしております評価委員会と、いうものでその評価を仰ぐわけでございますが、この特区の構想がいい意味で隣の県に、あるいは隣の市に飛び火をして、いつのときか不必要な規制がこの国からなくなっていく、なくしていくということの突破口としてこの特区の意味があると心を新たに思つておるところでございます。

そういうことで、向こう五年間この特区構想をやつてみようとして五年たてば見直してみようという構想でありますので、引き続き、その任にある限り懸命の努力をして各省庁と十分な調整を図りたい、御理解をいたくようにお願いをしたいと、こういう決意でござります。

○亀井郁夫君 ありがとうございました。

大臣、是非とも頑張つていただきたいと思うわけですが、ござりますが。

次に、この問題に絡みまして文部科学省関係についてお尋ねしたいと思いますけれども。

今回の法案の最大の眼目は、何といっても教育分野への株式会社並びにNPOの参入ではないか

と思つてございます。

確かに、学校教育というのは安定性、公平性、

そして継続性が求められております。ですから

も、地方公共団体とか民間の方々の活力を利用す

るというか、生かすことが教育においても活性化

を生むのではないかというふうに思つております

ので、学校教育としての理念はしっかりと担保し

つつ、地方公共団体、それから、まあ今、引きこ

もりとか不登校の子供たちがいますから、そういう子供たちが既存の学校ではなくて別の、果たすところがございます。

○亀井郁夫君 今の政務官のお話で考え方がかな

り変わってきたなという感じがするわけでござりますけれども、この教育分野に対するNPOや株式会社の参人につきましては、過ぐる臨時国会に

こうした皆さん方の考へている問題点が解決されるのか、お尋ねしたいと思います。政務官、よろしくお願ひします。

○大臣政務官(池坊保子君) 十二万九千人の不登校児を生んだり、また中途退学の問題等もござります。これはやはり、すべての子供たちに戦後、平等な教育をと願つた余りに、能力ある子供たちはその能力をあるいは抑えてしまつたり、あるいは、分からぬ、これはどうしても理解できないという子供に無理強いさせたり、そういう画一的なことになつたのではない。二十一世紀は、もっと柔軟性を持って、子供たちが明るく、この特区の構想がいい意味で隣の県に、ある規制がこの国からなくなっていく、なくしていくと心を新たに思つておるところでございます。

そういうことで、向こう五年間この特区構想をやつてみようとして五年たてば見直してみようという構想でありますので、引き続き、その任にある限り懸命の努力をして各省庁と十分な調整を図りたい、御理解をいたくようにお願いをしたいと、こういう決意でござります。

○亀井郁夫君 ありがとうございました。

大臣、是非とも頑張つていただきたいと思うわけですが、ござりますが。

次に、この問題に絡みまして文部科学省関係についてお尋ねしたいと思いますけれども。

今回の法案の最大の眼目は、何といっても教育分野への株式会社並びにNPOの参入ではないかと思つてございます。

確かに、学校教育というのは安定性、公平性、そして継続性が求められております。ですからも、地方公共団体とか民間の方々の活力を利用す

るというか、生かすことが教育においても活性化

を生むのではないかというふうに思つております

ので、学校教育としての理念はしっかりと担保し

つつ、地方公共団体、それから、まあ今、引きこ

もりとか不登校の子供たちがいますから、そういう

子供たちが既存の学校ではなくて別の、果たす

ところがございます。

○亀井郁夫君 今の政務官のお話で考え方がかな

り変わってきたなという感じがするわけでござりますけれども、この教育分野に対するNPOや株

式会社の参人につきましては、過ぐる臨時国会に

おける当委員会においても随分議論されたところでございまして、そのときには、担当の鴻池大臣と文部科学省の意見が真っ向から違つておったのをさまざまと思つ出します。そういう意味では、そのときもおつしやつたように、教育の公共性の問題だとかあるいは利潤追求をする株式会社に渡すわけにはいかないということは、繰り返し主張されたのがこの委員会であつたと私は記憶しておりますけれども。

しかし、今回の改正案にはこれが認められたわけございませんけれども、単に教育の主体だけを変えるということを認めるだけでは私はいけないんであって、今おつしやつたように、いろいろ教育について、どういう形で教育をやっていくか、何を教育するかと、いうことが私は教育に受け身から、二十一世紀は自立と創造ということにしたい、そういう願いもございまして、画一的なことになつたのではない。二十一世紀は、もっと柔軟性を持って、子供たちが明るく希望が持てるような学校にしたい、あるいは教育理念も変えていくこう、構造改革をしていくことを新たに思つておるところでございます。

○亀井郁夫君 ありがとうございました。

大臣、是非とも頑張つていただきたいと思うわけですが、ござりますが。

次に、この問題に絡みまして文部科学省関係についてお尋ねしたいと思いますけれども。

今回の法案の最大の眼目は、何といっても教育分野への株式会社並びにNPOの参入ではないかと思つてございます。

確かに、学校教育というのは安定性、公平性、そして継続性が求められております。ですからも、地方公共団体とか民間の方々の活力を利用す

るというか、生かすことが教育においても活性化を生むのではないかというふうに思つておりますので、学校教育としての理念はしっかりと担保しつつ、地方公共団体、それから、まあ今、引きこもりとか不登校の子供たちがいますから、そういう子供たちが既存の学校ではなくて別の、果たすところがございます。

○亀井郁夫君 今の政務官のお話で考え方がかなり変わってきたなという感じがするわけでござりますけれども、この教育分野に対するNPOや株式会社の参人につきましては、過ぐる臨時国会に

見もございまして、昨年の臨時国会とかあるいは総合規制改革会議において様々な議論がなされました。

そのときに言われたのは、じゃ株式会社に
おいても情報公開をしたらいいじゃないか、あるいは
第三者評価があつたらいい、あるいはセーフ
ティーネットがあつたらこれは学校法人ではなく
ても学校を経営することができるのではないか、
このような検討がなされました。

ろいろと議論いたしまして、第二区の提案においては、鴻池大臣も一生懸命やつていらっしゃいました。総理の構造改革は大変いい方針だと思っておりますので、学校経営に必要な資産の保有あるいは役員に学校経験者を入れていただく、あるいは情報公開をしっかりとする、また地方公共団体が責任を持ってその学校経営を見守っていく、あるいはセーフティーネット、学校は作った、それで子供たちを受け入れた、でもそれがつぶれてしまったということになりますとこれは子供たちが被害を受けるわけですから、それを、セーフティーネットをしっかりと構築する、そういうようなことを整備することによって株式会社とかNPOの学校経営があつてもいいのではないかとう、そういうプロセスでこの結論を得たわけですが

○亀井郁夫君 よく分かりました。
おっしゃったように、文部科学省というのは保守的だと言つたらしかられますから言いませんが、非常に固い役所でありますことを私もよく感ずるわけでありますけれども、今、政務官のお話で、非常に柔軟に考えていくこうという姿勢だとうことでござりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思いますが、そのことに絡みまして私助成の問題があるわけであります。

私は学については、金は出すけれども文句は言わないという面も非常に強いのでありますけれども、しかし、今度の場合にはこの特区についてはお金を出さないのかと。出さないで規制だけ緩和す

するのだと、ということです。教育の問題でござるは、公的助成が大きな影響力を持つておるわけでございまして、私学からも助成金を増やしてほしいという要求が毎年のよう強く行われておるわけでございます。このことは政務官もよく御存じのとおりでござりますけれども、そうした中で、助成ゼロでそうしてやられたのでは、今おっしゃったように、規制はどんどんしながら片方では助成ゼロということになりますと、学校経営が大変おかしなことになつてくると、専門学校ならいざ知らず、義務教育についてもこういうものを認めていくとなれば、やはり全体としてこの私学助成の問題

題も考えていかなければ、やはりさつき政務官おつしやつたように、弾力的に教育のために発展を変えていく文部科学省とは言えないんじゃないかなと思うんですね。

だから、そういう意味では、単にゼロだというのではなくし、やれないという言い方じやなし、つまりは「どうも、どうも、いつかいい」という二つの

にやるにはどうしたらいいのかということを考えながら、教育全体日本の教育全体を、公立だけじゃなしに、私立だけじゃなしに、また、こうした新しいスタイルの教育についても、どのようにして国民の期待にこたえていくかということをやつしていく必要があると私は思うんですけどね、それについては何かがなるものでしょうか。

○大臣政務官(池坊保子君) すべからくすべての学校経営にかかる方たちに助成ができるべきにこしたことはございませんけれども、まず、私学助成というのは学校法人によって決められております。学校法人は、それぞれの設置に対してのいろんな規制等がござります。それを果たしまして

で学校法人ということができまして、今度も、特区においても随分と緩和をしておりまして、校地、校舎の自己所有要件を、要しないなどといふのを、省いておりますので、学校法人にしていただいたならばもちろん助成の対象となるわけでござります。

ただ、学校法人ではない場合には、これは学校、私立学校法及び私立学校振興助成法によつて

私立というものは私学助成を受けておりますので、ほかの今まで苦労して学校を作った、そして存続してきた、校舎も自分たちが求めてそして設置して

たんだといふ私立の学校との状態などを考えますと、亀井委員がおっしゃるように、徐々には変わっていくべきというふうには考えておりますけれども、今すぐにそういうNPOや株式会社の学校法人になつていらない学校経営者に対しても助成をするというのは、今のところできないことになつております。

○亀井郁夫君 政務官のお話、分かりましたけれども、その辺だとやはり保守的な省庁だなという感じが強くするわけでございまして、やはり、さつき話がありましたように、横穴を空けていくということであれば、日本の教育のために是非ともその辺を変えていかれるのが政務官の仕事、役人じやない政治家の仕事だと私は思いますし、そのためには、政務官務めておられるのだということからおもちでござつて、ござります。

とも十分お考えの上、元引ついたきだらしとも思は思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思いますが。

次に、病院関係についてお尋ねしたいのは、この前の臨時国会においても、文部省と並んで厚生労働省を相手に鴻池大臣、頑張られたわけでございまして、医療関係についても、こうした朱式会議によ

社の参入、あるいはNPOの参入という問題については徹底して抵抗されたわけでございまして、そういう意味では、まだまだ文部科学省よりは頭が固いのかもせりませんけれども。今回提案されていないわけでありますけれども、新聞等では自由診療だとかあるいは外国人だ

けに限つてとか、そういう形で認めるらしいといふことが報道されておりますけれども、しかし、それは新聞の、マスコミの勝手な報道でございまして実情はよく分かりませんけれども、この問題について厚生労働省としてはどのように受け止められて、また、前向きに総理がそういう格好で検討し

と、こう言っておられるわけでございますけれども、どのようにこの問題を受け止めておられる

○政府参考人(篠崎英夫君) まず、株式会社の医療への参入のことについてござりますけれども、いかがお聞かせください。

も、特区における病院経営の株式会社の参入につきましては、平成十五年一月に募集締切りとなりました第二次募集におきまして、長野県とそれから株式会社インフォートというところから、二か所、二件の提案がございました。

語調がござりますけれども、本人が懸念があると
とから、厚生労働省といたしましては慎重に検討す
する必要があるのではないかというふうに考えて
いたところでござりますけれども、一月二十七日
の構造改革特区推進本部におきまして、このよう
な問題があることも厚生省の方から説明したと
で、総理の御判断によりまして、公的医療保険と
は関係のない自由診療、そういう、その分野でよ
うことを前提にして特区において株式会社の医
療をへこむつゝ、これまでのところは、

株式会社参入を認めると、いふこととされたところであります。私どもといたしましては、この株式会社参入について様々今まで意見もございましたので、今後、これらのこととに十分耳を傾けながら六月中に成案を作成するということといたしております。今後事務的に金券付を進めてまいりたまうことを考えております。

また、外国人の、当該外国人に対する医療の問題につきましては、これは特区で御提案がございましたけれども、全国的にこれは認めるというとて、現在その作業を進めているところでござります。

○鷹井郁夫君 文部省と並んで壁の厚い厚生労働省でございまして、どうもありがとうございました。大変だと思いますけれども、大臣、是非ともも頑張つていただきたいと。これは我々国民全員が期待しているところでございますので、よろしくお

願いしたいと思いますし、厚生労働省も是非ともそれにこたえていっていただきたいと思うわけで

もございます。

次の点は、先ほどちょっとと鴻池大臣もおっしゃいましたけれども、今回の法案の修正の中、いろいろ大きな波紋もあると同時に、これはどういうことかというと、自分たちもやりたいんだという市町村が随分出てくるだろうと私は思うんですね。そういう意味では、特別の地域だけに限定しておるけれども、そうではないに、これはむしろ全国的なテーマになるのがかなりあるわけでありまして、そういう意味では積極的にやつていただきたいたいと。

聞くところによりますと、今、先ほどもお話をございましたように、この夏には評価委員会が設定されてそこで評価するということでございますけれども、これについても前向きに是非とも取り組んでいただきたいと思うんですけども、これについての今後の展開の方向について大臣ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○國務大臣(鴻池祥肇君) 先ほど申し上げましたように、昨年五月からこの構想が出てまいりました。そして、第一次募集が八月三十一日、第二次の募集をいたしまして一月十五日締切りでお願いをいたしました。当然、政府の方からこういう御提案をいたしましたらどうでしようかといったようなことは一切申し上げずに、地域に、あるいは民間の知恵を、工夫をちようだいをいたしました。それを正に宝物のようにして規制省庁に御相談申し上げて、それを外していくたまくとか、あるいはそうすることによって地域の活性化につながる、あるいは教育の活性化につながるといったようなことで進めてまいりました。

そういう意味で、PR期間というのは、非常に短い中でこれが進んでおるわけでありまして、私も極力、土日を使いまして各地に参りましてこれのPRをさせていただいているところでございませんが、あるいは広報を通じましてPRに努めさせていただいているところでございますが、まだまだ御認識のことが日本列島隅々までいつていませんのも事実でございます。

そこで、なおそういうPR方に努めますと同時に、もう既に、知らなかつたとか、そういう特区

といふもの効果があるというのが出でまいりますので御検討願いたいと思うし、幅広くやつてて、例えば十の港を三百六十五日、二十四時間対応で通関等の業務ができるように財務省の御理解をいただいてできたわけでございまして、もうその次の日から、次の土日からもう動き出したというようなこともありますので、これが、何度も申し上げますように、いい意味で飛び火をしていきことを期待をいたしております。

そして、今、亀井委員のお話から出ました評価委員でございますけれども、これの人選につきましても、最終的には總理の決裁をいただくわけでござりますけれども、今私が考えておりますのは、余り議論をされる、議論のお好きな方はできるだけ遠慮していただきて、現場主義、現場へ行って正にその評価委員の方々の目で見て、良しと、あるいはこれは駄目だといったようなことが即座に判断ができる方を十名程度お願いしたいなと今のところこういうところでござりますので、またいろいろなお知恵を拝借したいと思いまして、以上であります。

○亀井郁夫君 どうも、大臣ありがとうございます。

した。

今のことにも絡むんでございますけれども、今回提案に港湾の公有水面の埋立地に絡んで十年を五年にするという話が出ておりますので、これは農業の問題で、農地関係で国の金を随分しご込んで農地の新しい造成やら構造改革が行われておりますけれども、これについては八年の規制が掛かっておるわけでございまして、このために農村の活性化に邪魔になつておるというケースもよく聞くわけでありますし、相談も受けるわけでございますが、これが從来取れておりませんでした。

そういう意味では、この港湾だけでなしに、そういうふうに思つております。この週刊誌、拝見いたしました。

○亀井郁夫君 今、農村の問題が触れられました

くという観点から見直していかないと、役所のそういう観点から見直していかないと、役所のそくいう状況をよく考えていただいて、それをほかに転用するということを考えいくべきだと私は思いますし、特に農林水産省に対してもそのことを要望したいと思いますけれども、時間がございませんので、これはここで返事はいただきませんで結構ですから、そういう意味でよく考えていたいと思いますが、これについてはどのようなお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

○政府参考人(日尾野興一君) 農業上の投資と他の土地利用との調整についてのお尋ねでござりますが、これが国それ自体が大変土地も狭うございますので、合理的な土地利用はやつていかなければいけないということもございますので、八年を経過していないケースでありますても、例えば国道等の件、公共施設の場合、それから市町村が地域の農業振興の観点から定めた計画に基づく農村活性化施設等につきましては、農村地域の活性化という観点から、優良農地等の確保という点にも留意をしながら例外的に農用地区域から除外をして他の利用を認めるというような制度も持つておるわけでござります。いずれにいたしましても、我が省といたしましては、優良農地の確保を基本としながらも、土地の合理的な利用ということにも留意しながら施策を進めていきたいと、かように思つておられます。

○松井孝治君 おはようございます。民主党の松井孝治でございます。

今日も特区について法案の改正案が審議されるということでござりますが、私、もちろん改正案の中身もそんなんですが、特区制度の運用全般について、この際、鴻池大臣を中心にお話を伺いたいと思います。

鴻池大臣は、今日はまた勝負ネクタイを御着用の上御答弁に立つていただけるということで、本当にその勝負ネクタイにふさわしい御答弁をいたいというふうに思つております。この週刊誌、拝見いたしました。

それで、私はこの内閣委員会におきまして、もう昨年来ずっと、特区の推進、それも本当に全国的な規制改革につなげるような形できちつとやつていただきたいということをずっと御質問を申し上げてきたところであります。その過程で、今日もおいでございますが、霞が関の各官庁の方々はそれぞれの役所の設置目的というものを非常に

忠実に遂行しておられる、それが構造改革あるいは規制改革としばしばバッティングするというのをこの委員会でも同僚委員の方々とともにつぶさに拝見してきたところであります。終始私は、鴻池大臣が、徒手空拳でということではなくなったようですが、徒手空拳に近い形で頑張っておられるというのを応援をしてまいりましたが、やはり国家的見地で柔軟に対応いただきたいということを申し上げてまいりました。

それで、ちょっと鴻池大臣にまず伺いたいんですが、私、鴻池大臣が一生懸命頑張っておられるのを応援してきましたつもりなんですが、本当に頑張つておられるのかなと。いろんな新聞、雑誌などで鴻池先生が奮勇を振るつておられるというのは報ぜられていますが、本当にちゃんと働いておられるのかなと、若干疑問なしとしません。鴻池大臣は、この間の特区法が成立して、それからここに至るまでの霞が関とのバトル、どこまでやつておられるのか、必ずしも見えないところもあるんですね。

ちょっと、まず大臣に最初、この法律成立してここまで、今日は改正案が議案として付されているわけありますが、どんな思いでやつてこられて、自分で自分のやつてきたことをどう評価、採点しておられるのか、お伺いしたいと思います。

○國務大臣(鴻池祥肇君) 最初に、ネクタイでござりますけれども、これは勝負不克莱ではございませんで、ハリー・ボッターとそのクラスメイトが制服の一部として着けておつたものであります。魔法を使つて松井委員の強烈な質問を何とか和らげたい、このような思いでございます。

ただいまの、手を抜いているんではないかといふお話をございました。奮勇を振るつているのではないかと、それだけではないかというお話をございましたけれども、松井委員始め多くの皆様方から、もう少し権限を鴻池、持つたらどうかといふことでお話がございました。

特命大臣をちょうどいいをいたしましたけれども、あちこち聞きました、私、よく分からん人ですけれども、特命となりましても竹光はやつぱり竹光だそうでございまして、刃は付いていないそうです。この法律を動かすときに機能が明確にできるような立場であろうと思います。しかし、私はそれで結構でございます。竹光でありましても、構え方 気合いによつては真剣とそれなりの勝負ができると。経験上、私は竹刀しか持つておりませんが、真剣とは勝負したことありませんけれども、剣道をやつております身とすれば、気合い第一と、このように思つてゐるところでござります。

先ほどの亀井委員の御質問の中にもございました。壁が厚いんではないか、あるいは高いんではないかといふお話をございました。

私は、やはり役所がそれなりの歴史やあるいはそれなりの理由というものを持つて規制をしておるということも、決してすべてを駄目だと言つてゐるつもりはございません。明治維新の後、いわゆる官僚が主導して 日露戦争に勝ち、日本の少年たちが尋常小学校に行けるようになつた、やはり食も大変豊かになりましたが明治の官僚の私は立派なところであつたというふうに思います。しかし、机上の作戦しかやつていない陸軍が中心となつて 太平洋戦争に突入していくことでも官僚の間違いの一つ、大きな間違いの一つであるというふうにも思つております。しかし、戦争に負けて、そして国民が素裸になつてしまつた、焼け野原になつてしまつた、食べるのもない、勉強もできない、あるいは風邪引いても医者にもなかなか行けないといったものを、官僚がやはり主導をして、それがすべて進んでいたということも私は大変大きく評価しなければならないところだと思います。

ただ、ここ十年近く、国民の多くの皆様方が不安感あるいは不信感、政治に対する、あるいは行政に対する、そういうものがだんだん募つてこちられることも、私も政治家として、選挙をやる身と

してよく分かつておるつもりでございます。そういうふた不信感や不安感、未来に対するこの不安といったようなものをどう打破するか、全体的に言えば閉塞感というんでしようか、これを打破するために、何かが大きく間違っているんだと、これはやはり構造を改革しなきいかぬではないか、中央から、中央で今までやつてきたものを地方でできるものはやろうじやないか、国民の多くはそう思つてゐる。そしてまた、官がやつてきたことで民ができるものがあれば民間で大いにやろうではないか。これ、小泉さんが大きな声で言つて、御不満でしようけれども、あのようには大きな支持率を得たわけであります。

今ちょっと下がつて、九割ぐらいいわあつと上がつた。これは国民の、与野党支持者問わず、官から民がいい、中央から地方がいいという、そういう思いがあるわけでありますから、そこで、やはりそいつたものを中央の役所が理解をして進めなきいかぬというふうにまず思います。まず思います。しかし、それがなかなか進まないんならば特区で進めていこうという構想になつたわけでありますから、それについて、私自身も一生懸命今まで頑張つてきたつもりでございます。

しかし、なかなか進まないものもありますし、役所のやはり体質といいますか、自分の目の届く範囲内では自由に余りさせたくないという考え方というのはよく見えてまいりました。私は、それをあえて大きな声で言つておるのが、官僚の思想になつたわけではありませんから、それについて、私が自身も一生懸命今まで頑張つてきたつもりでございます。

そうではないんだという方も官僚の中にたくさんいらっしゃいます。そういう方々と心を合わせながらこれからも進めていかなきいかぬと思いまして、あくまでもこの国というのは自由主義の経済機構である、民主主義の政治機構であると。それがどう考へても社会主義の経済機構になつてゐるのではないか。このような部分も大変大きな部分で私から見れば見えるわけでありまして、こ

れを打破していく。これを打破することによって、國民の多くが感じておられる閉塞感というものが一つずつはがれていくという固い信念に基づいて私は任期のある限りやらせていただきたいと思っております。

評価につきましては、どうぞ、松井委員の好きな点を付けていただいたら結構かと思います。

○松井孝治君 御立派な答弁だったと思います、そういうことを私が申し上げるのも不遜かもしませんが。

ただ、大臣、その意氣や良しなんですが、やっぱり現実には前に進んでいないんじゃないかな、そういう指摘がたくさんなされています。今、大臣おっしゃったように、今日もたくさんのお官僚の方々が大臣の後ろには並んでおられます、官僚の中にも、自分のとにかく城を守るということを一義に置いて働く方もいらっしゃれば、もう少し視野を広くして働くおられる方もいらっしゃいます。大臣の同志として、いろんな意味でいろんなところで働くおられる方々もいらっしゃると思いますね。

そういう方々から、あるいはその周りにいる民間の方々や地方の方々から、私、こういう言葉を聞くんですよ。これは一つの例ですよ。松井さん、聞いたことがありますかと、やつたあたり三点セットというのがあるんですよ。いかにも大臣から言われて、鴻池さんにやられましたと言つてやつたよう見せておられるけれども、現実には全然進んでいない、やつたあたり三点セットつて御存じですかと。

実は、これ、やつたあたり三点セットじゃなくて、もう山ほどあるんですねが、その方がおつしゃつたやつたあたり三点セットというのは何かといいますと、七十六条問題と言われているような健康保険法第七十六条の問題。これ、医療保険、医療費の割引契約の問題ですね。例えばトヨタさんが、トヨタ病院さんと保険者が個別契約をして割引をしようというよつたこと、これも規制改革の中でもやつたといふに言われているんですね

が、現実には、よく見ると全然やられていませんよという問題があります。

それから、これはいろんなところで、昨日も経済財政諮問会議で大臣御自身も御発言になられたと、ちょっと私、発言の中身までは詳しくは承知していないんですねが、というふうに聞きますけれども、この二月ですか、この本部において決定された株式会社の医療の参入の問題。これは、この委員会でも私、何度も御質問をさせていただけた。前回の委員会でも御答弁をいただいて、大臣の御答弁と厚生労働副大臣の御答弁が違つていて、私は大臣の御答弁をもってそこは決着しているというふうに理解しておりますが、これもやつたやつたというふうに言つていますが、今回の法律にも盛り込まれていませんね、この問題。

それから、やつた通り三点セットの三番目は外国人医師の問題。これも、外国人に門戸を広げました、相互主義の範囲を一步踏み越えましたと言つながら、現実にはどんなことかというと、外国人の方は、これは厚生労働省は、外国人の労働者の方々もちろんと保険に入つてくださいと言つておられるんですよ、企業の方々もそうやつて奨励してくださいと。

ところが、外国人の方々が日本に来て働いている、ブラジルからたくさんの方が来られて長野県で働いておられますよね。保険に入りなさいと言つておいて、企業側にも外国人の方にもそうしないと厚生労働省は指導しておきながら、そういう方が例えればブラジルから帰ってきて、ブラジルの、日本人だけどもブラジルで医療の経験を積んで、ブラジル語というか、ポルトガル語で話せるような人たちが仮にそれを、やつた通り三点セットというふうに言われているらしいです。

これは、実はこの三点だけがおかしいじやないか

ことが起つていて思っています。私、ちょっとこのやつた通り三点セットをまず御質問をさせていただきたいと思います。

私が、この委員会で何度もこの法律の議論で、特区法を改正してある領域について特例措置を求めるかどうかという議論をここでさせていただいた。ところが、その法律の議論と違うところいろいろなパリアを各省庁が設けている。これはフェアじゃないよ、堂々とやるんなら、きちんと議論を透明な形でしてくださいよ。

僕は、厚生労働省さんが、ある政治家から、あなたは厚生労働省の敵と言われていますというふうに言われたんですけど、そんなつもりはないんですよ。厚生労働省がやつておられる仕事つて非常に大事な仕事が多いし、もつと日本という国は医療の問題とか福祉の問題に社会的な資源を投入していくかなきやいかぬ。だけれども、現実に厚生労働省の方々が本当にどういう思いで仕事をしておられるのか。

片方で、今の法律で、あるいは総合規制改革会議で議論をして、この健康保険法第七十六条、これで割引契約を求めるということを認められた。ところが、これ、通達が出ているんですよ。また得意の通達ですよ。平成十五年五月二十日の通達。厚生労働省保険局長通達と出ていまして、要するに、七十六条の認可基準等についてと、こう書いてあるわけですよ。

それで、この認可基準の中でいろいろ、こういう場合は許可していいということが出ているわけですが、その中でありますのは、前、大臣、思い出してほしいんですけど、特別養護老人ホームのときに、法律上認められることになつたけれども、これ、黒岩委員からも御指摘があつた話ですが、特別養護老人ホームをやろうという人たちは直近の利益は年間一億円出でいなきやいかなうとか、あるいは東証、大証、名証の一部、二部上場基準をクリアしていなきやいかぬというような通達が出ていた。これはおかしいじやないか

たそうですね、これも委員会での議論の結果だと思いますが。

ところが、この健康保険法第七十六条の割引契約の問題について保険局長から通達が出ていました。これが、見ると、契約医療機関は、直近二年間とも経常損益が赤字の場合など収支状況が良好でないと認められる場合には認可を行わないと。これ、今日は医政局長さんも保険局長さんもお見えだと思いますが、今の病院経営の状況を見て、これが、見ると、契約医療機関は、直近二年間とも経常損益が赤字の場合など収支状況が良好でないと認められる場合には認可を行わないと。

だから、例えば一つだけ取つてみて、これ、一杯条件があるんですけど、赤字を出していたら駄目なんだと、そんなところは割引してはいけません、要するに、あなたは赤字出しているんだから割引なんかしている場合じゃないですよというようなことを基準で出しておられる。こういう基準はこの特区の法案の議論を通じてこういう規制改革やろうじゃないかと。

結局、この関係者に言わせれば、こんなこの通達、保険局長さんの通達を満たすようなどころは、きっとトヨタさんとトヨタ病院ぐらいしかないんじゃないかと。トヨタさんは声が大きいから、財界でもトヨタの方は非常にいいところにいらっしゃるから、そこだけ取りあえず認めておけばこれをやつたことになるじゃないかと。全国的にいうと、これはほとんどこの通達を満たさないものはありませんよと。要するに、空集合を作つて、一か所だけ認めて、はい、私は認めました、規制改革に向きまだと、そういうことを言つているようにしか思えないわけですよ。

私は、この通達で現実にいろんなものを縛るけれども、これ、黒岩委員からも御指摘があつた

は通達でしか説明できないことがある、それは口頭で何とかやられるよりはまだ通達で、せつかり規制改革でこの国会でも議論が行われて一步前進したものが結局また裏で見えないような形でハードルが設けられる。こうすることについて、大臣、どう思われますか。

○國務大臣(鴻池祥肇君)　ただいまの例からいたしますと、厚生労働省の意見を聞かなきやいかぬだろうと思うんですけど、私どももそういう経験、先ほどのにつり笑つてオーケー、後ろから飛ばすといったような事例はよくかいります。極めて不愉快な役所の姿だと、行為だとされています。

これと闘わなきやいかぬというふうに、特区におけるこの私たちの範囲内ではやるつもりであるわけでございますし、また、こういった議論を通じて、委員会を通じて、そういう問題もあつたのかと、どうぞひとつ与野党の皆さん方、併せてこの日本の国閑塞感というか、この役所の体質と合わせつかく総合規制改革会議で議論する、あるいは要するに、あなたは赤字出しているんだから割引なんかしている場合じゃないですよというようなことを基準で出しておられる。こういう規制改革やろうじゃないかと。

それで、この認可基準の中でいろいろ、こうい

だけで三十万人の外国人がいるわけでありまして、そういう方々を丁寧に取扱いをさせていただくという政府の姿勢というのは非常に大事だと思います。これは、イージス艦を派遣するよりも国際貢献の大変大きな仕事の一つだと私は思つております。

そういう中で、厚生労働省と規制官庁と特区をてこにいろんな話し合いをしたい、このように思つておるところであります。

外国人の医師の話について、私、昨日ちょっと
と、ある若い青年医師の方とお話をしたんです。
その方はブラジルで医学を学ばれた。ですから、
向こうの言葉ができるわけですね。たくさん、長
野県とか全国各地に今ブラジルの方お見えですよ
ね。ブラジルの医師免許をお持ちなんです。

従来、やつぱり日本の医師法に違反をしてはいけないということで、いろいろ個々の電話相談とかそういうことはされていたらいいんですが、こういう方が、お話をしていたら、今回、外国人医師の免許を開放された。でも、大臣がおっしゃつたように、まず英語で試験を受けなきゃいかぬ。しかもこれ、先進国と発展途上国と扱いが違うら

そして、ブラジルで医師免許を持っていても、日本の大卒業していら、医師、国家の医師試験というは二次試験から受けられるらしいですよ。ブラジルの場合、一次試験から受けてください。これはもうたくさん、もう大変な負担らしいんですよ。そういうことがある。

しかも、その英語の試験を受けても通つて
も、その方はブラジル人、診れないんですよ。何
でか分かりますか。その方は日本人なんですよ
ね。日本人で、ブラジルで医師免許を持つていい
んですよ。厚生労働省がおっしゃるよう、日本
の英語の外国人用の試験を受けても、あるいは医
師の試験を受けても、ブラジル人を診れない。そ
れは、ブラジル人の患者さんはブラジル人でな
きや診れないから。

そういう本當に不条理というか、僕は、厚生労働省というのは弱い者の味方なんぢやないか、そういう役所なんぢやないかと敬意を払つてきた部分があるんですよ。ところが、同じ厚生労働省が、片方ではそうやつて外国人の労働者の方々の健康保持というのもしつかり努めなきやいかぬということで、むしろこれは昔の労働省のお立場だと思いますが、一生懸命指導されながら、片方では、どういう訳か知らないけれども、ブラジル人でなければブラジル人の患者さんを診てはいけない、試験を受けてもですよ、さつきも申し上げたように。

それで、じゃ、ブラジル人の患者さんを診た、一生懸命出稼ぎに來て働いておられる。風邪引いたら保険適用はありませんよ。これ、理屈と全く、理屈も何もないですよね。何で保険の適用にしないのか。その人たちは保険組合に入っているんですよ。しかも、厚生労働省が入れると言つて入つているんですよ。ところが、いや、それは自由診療ですよよ。風邪引いたら、ちょっと風邪引いたら一万円取られたら、行きますか、ブラジルから一生懸命、長野県に來て働いている人が。

これは、弱い者の味方をする厚生労働省が僕は何を考えているのか全く理解できないんですよ。一步踏み出したからといって、僕はそれは評価しますよ。だけれども、こんなことだつたら何のために外国人に医師免許を与えるということを言つてゐるのか、一步踏み出したのか分からんんじゃないかと思いますが、厚生労働省の方からまづ御答弁を簡潔にいただけますでしょうか。

○政府参考人(篠崎英夫君) 今、先生御指摘のラジルに行かれた日本の方の問題を、まず具体例でございますので申し上げますと、その方の場合には、今回、外国人医師がその当該の外国人の方の診療をするというもののとちょっと違つた問題でございまして、そういう、もし日本の方で外国の医科大学を卒業された方につきましては、外国の医科大学のレベルといいますか、それが我が国の医学部のレベルかどうか、同じかを見させていただ

きまして、同じだという場合には、予備試験といふものはありますけれども、日本の医師国家試験を受けていただくということになつております。それを合格されれば、もう日本の医師国家試験を通つておられますので、免許証を持つておられますので、それはもう日本の方であろうと、先ほど先生がおつしやつた外国人で、あるいははブラジルの方で日本の医療保険を持つておられればその方の診療は全くできるわけでございまして、その場合に、そのお医者さんがブラジルにおられたものですからポルトガル語がお得意だということならば、この病院あるいはこの医院にはポルトガル語をしゃべる医師がおりますということは広告できることになつておりますので、そのポルトガル語をしゃべる患者さんを日本の免許証を持った医師がポルトガル語で診療するというのは可能でございます。

○松井孝治君 私が申し上げていることはそういうことではなくて、日本の医師試験通つたら、それは日本でできるというのは当たり前の話ですよ。でも、それは日本の言わばある種のギルドに入つていなければ医療行為ができる、ギルドに入つていなければできないということなわけでありますて、それは当たり前ですよ、日本の国家試験受けたら、それは診療できますよ。

問題は、どうして外国人の医療を当該国籍を持つっている人でないとできないのかと、仮にその試験を通つてもですね。この問題とそれから何でそれと保険適用ができるできないが絡むんだと。これは、保険は別じやないかと。

別に無保険者を保険適用しろなんということを言つているわけじやないんですよ。外国人でも保険に加入されている方はいらっしゃるわけですよ。その方を、どうして外国人の医師で、しかも試験を受けて、仮に同国籍であったとしてもいいですよ、そういうこと非常に可能性は少ないけれども、そういう場合に何でこれ、保険適用しないのか。

これは、江戸、長崎という言葉がありますが、

別のところでは縛つているとしか思えないじゃないですか。全く私は理屈に合わないと思いますが、何で同国籍でなければいけないのか、何で保険適用にしないのか、その理由を教えてください。

○政府参考人(篠崎英夫君) まず、前半の方の話でございますけれども、これにつきましては、特区の第二次提案の中でのちちらは対応方針、政府の対応方針として書いてあるわけでございまして、が、外国人医師について当該国の国民の診療に限定した受入れの拡大という事項でございまして、規制の根拠法令が医師法で、現行の外国との医師の相互受入れ、これは今でも数か国でやっておりますが、それを拡大して、相手国による日本人医師の受入れがない場合でも、英語による国家試験に合格した外国人医師を、診療対象を当該国民に限定するなどの条件の下、受入れ措置を講ずることと、実施時期は平成十五年度で、所管官庁が厚生労働省と、こうなつておるわけでございまして、これを受けまして私どもは、これは特区の御提案でございましたけれども、特区だけということではなくて、全国的にこういう方向でいつでもいいんじゃないかということから、今この問題についての検討をしておるところでございます。

そもそもなぜ駄目かというのは、こういう御提案があつたので、それを基にして今作業をしておるということが一つでございます。

それからもう一つ、今、先生が御指摘になりましたけれども、我が国におられる外国の方、六ヶ月以上の方は健康保険なり、あるいは国民健康保険なり入っておられるわけでございますが、その方については、日本の医療機関に行つたらどこでもそれは診療できるわけでございます、もし言葉の問題がなければ。むしろ、長くおられることですから原則、日本語を話される方が多いと思いまが、それは全く問題がないわけでありますし、また若干、そういう自分の病気のことありますから、細かな微妙なところも説明、日本語ではしづらいという方があれば、それはまた通訳等を付けて診療を受けることは、これは可能なわけでござります。

ざいますから、そのことについて保険の適用がないというわけではないでございます。

それを前提として、自分は同国語をしゃべる人しか、何といいますか、の診療しか受けたくないんだという方がおられれば、これは特別なことでござりますので、今までの相互受け入れのときもそうあります、保険の適用ではなくて自由診療の世界でやつていただと、こういう考え方でございます。

○松井孝治君 大臣、聞いていただきたいと思うんですけれども、そういう要求がお出たからそれをやりましたということですよね。それから、だから結局、何で同じ国籍、例えばブラジルの方々が病気になられたと。そのブラジル人を診られるのは、この場合、日本の医師免許を持つておられる方じやなくて、診られるのはブラジル人に限るわけですよ。ポルトガル人で言葉がしやべれて、日本の人医師のお医者さんであって、日本の外國人医師が日本の国家試験を受けても、ポルトガル語、同じ言葉が通じるだけれども、それは診てはいけないと。そういうことなんですよね。そういうことなんですよ。

そのときに——いやいや、保険適用の問題、今おつしやいました。いや、保険は、日本のお医者さんに受けば保険掛かるんだから。これ、恐らく日本人の方でも外国旅行へ行かれた方とか外国人に住まれた方というのは分かると思うんですが、やっぱり健康の問題というのは、多少、日常の言葉ができたって、胃がきりきり痛むって大臣、説明できないですね、なかなか英語で。しくしく痛む、きりきり痛む、言えないですよ。やつぱり、健康のことの相談だから、それは母国語をしゃべれるそういう方々のところに行きたい、そういう希望を持っておられるんですよ。いや、それは日本語、六か月いるんだから、今の御答弁は、六か月いるんだから日本語でできるでしょう、何で日本の医者に行けないんですか、日本の方に行つたら保険適用できるんですよと、私はそういうふうに聞こえたわけであります。

それはおかしいと。僕は、これは国の成り立つの問題だと思うんですよ。相互主義みたいなこと

をおつしやつたけれども、そういう方々に対してもういう制度を作つていくのか。要するに、そういう方々に、まあ、一定のそれはクリアするハードルは必要でしよう。試験を受けなさい、試験を受けた、だけれども、それは同じ言葉を話す別の国籍の医師だつたらできませんよということで、バリアが設けられている。できたとしても、いや、そら日本にたくさんお医者さんいるんだから日本では保険で、例えば三割負担で診療受けたかつの医者に行きなさいよと。僕は、そういう国といふのは世界の中で尊敬されるだろうか。

○國務大臣(鴻池祥肇君) それは、私は今、厚生労働大臣とお話しするつもりはありません。この議論を厚生省の医政局長さんですか、が厚生労働大臣に御報告をされ、そしてこのような議論がございましたと、これは筋としてまずそれをやつていただくべきだと、このように思つております。

○松井孝治君 まあ、別に僕は大臣が厚生労働大臣と個人的に話をしてくれなんてことを言つていませんけれども、大臣、今の局長の答弁を聞いておられ、それで私が今申し上げたことを聞いておられて、どういうふうに思われますか。

○國務大臣(鴻池祥肇君) それそれ個別の話ではなく、すべからく私は、どう言うんでしよう、国民の、あるいはこの国に住まいされる方々の立場に立つて行政はなすべきだと、あるいは、それがなされなかつたら政治がそれに對して御指導申し上げなきやいかぬ、このように思つております。

ですから、ただいまの事例に関しましても、極めて簡単な話で、やろうと思つたらすぐできる話ですから、これはやはり政治のリーダーシップと

いうものに期待をしなきいかぬと思ひますし、一に厚生労働大臣が御決断さればもう即日でかかる話だというふうに思ひます。私はそれを期待したいと、このように思つております。

○松井孝治君 そうなんですよね。政治家の役割は、決断することなんだと思ひます。役所は、やつぱり從来の国会答弁もあります、制度の運用もありますから、そこをなかなか踏み越えられないところもある。そこの決断が必要だと思うんですよ。

その意味で、今、大臣が、厚生労働大臣が御決断していただければすぐにでもできる、当然、厚生労働大臣とお話しをいただけると、この話についても。大臣として、この委員会の議論を踏まえて厚生労働大臣に、ここを改善したらどうかといふうに大臣として厚生労働大臣には御意見を言つていただけると考へてよろしいですか。

それはおかしいと。僕は、これは国の成り立ちの問題だと思うんですよ。相互主義みたいなことをおつしやつたけれども、そういう方々に対してもういう制度を作つていくのか。要するに、そういう方々に、まあ、一定のそれはクリアするハードルは必要でしよう。試験を受けなさい、試験を受けた、だけれども、それは同じ言葉を話す別の国籍の医師だつたらできませんよということで、バリアが設けられている。できたとしても、いや、そら日本にたくさんお医者さんいるんだから日本では保険で、例えば三割負担で診療受けたかつの医者に行きなさいよと。僕は、そういう国といふのは世界の中で尊敬されるだろうか。

○國務大臣(鴻池祥肇君) これは、私は今、厚生労働大臣とお話しするつもりはありません。この議論を厚生省の医政局長さんですか、が厚生労働大臣に御報告をされ、そしてこのような議論がございましたと、これは筋としてまずそれをやつていただくべきだと、このように思つております。

○松井孝治君 まあ、別に僕は大臣が厚生労働大臣と個人的に話をしてくれなんてことを言つていませんけれども、大臣、今の局長の答弁を聞いておられ、それで私が今申し上げたことを申し上げておられるわけですよ。

何でそういうことを言つているかというと、これが、次の三点セットの三つ目です。

大臣、ここで、委員会で何度も木村副大臣と株式会社の参入の問題について、これがどういう、何を前提としてとかありましたよね。高度先進医療を前提としているというような話があつて、大臣からは、そういう前提とくそいう条件はないという話ありますけれども、その後、いつまでたつてもそれが進んでいないよう思えるんですね。

私は、今、厚生労働大臣に話していただけるのかと聞いたのは、厚生労働大臣と大臣はどういうやり取りをされているのが全く見えないんですね。決めましたと。決めましたけれども、あれは、何ですか、株式会社の医療分野への参入は六月中に成案を得るという、そういう結論だつたと思いますが、どんな議論をしているのか全く見えない。厚生労働省が中で、大臣と事務官でどういふ議論をしているのかも見えない。何か厚生労働省は一応地方の意見も聞きながら検討を進めてお

られるということですが、じゃ具体的に地方からどういう意見が出てきているのか、そういうこと

も一切オープンにされていない。大臣が坂口大臣とどういう折衝をされているかもオープンにされないので、私は最初に申し上げたことは、大臣、きちんと指導力を發揮してくださいよ。事務官から上げる、それもいいですよ。まずはそれをやらせたい。大臣として、この委員会の議論を踏まえて厚生労働大臣に、ここを改善したらどうかといふうに大臣として厚生労働大臣には御意見を言つていただけると考へてよろしいですか。

大臣として、この委員会の議論を踏まえて厚生労働大臣に、ここを改善したらどうかといふうに大臣として厚生労働大臣には御意見を言つていただけると考へてよろしいですか。

大臣として、この委員会の議論を踏まえて厚生労働大臣に、ここを改善したらどうかといふうに大臣として厚生労働大臣には御意見を言つていただけると考へてよろしいですか。

大臣として、この委員会の議論を踏まえて厚生労働大臣に、ここを改善したらどうかといふうに大臣として厚生労働大臣には御意見を言つていただけると考へてよろしいですか。

大臣として、この委員会の議論を踏まえて厚生労働大臣に、ここを改善したらどうかといふうに大臣として厚生労働大臣には御意見を言つていただけると考へてよろしいですか。

大臣として、この委員会の議論を踏まえて厚生労働大臣に、ここを改善したらどうかといふうに大臣として厚生労働大臣には御意見を言つていただけると考へてよろしいですか。

大村政務官は政治家としてこの問題はどう対応すべきだと考えられますか。

○大臣政務官(大村秀章君) 私は、この規制改革を担当する立場として、この規制改革会議の方向で関係省庁の調整が進んでいくということを期待しております。

○松井孝治君 是非そのお立場で進めていただきたいわけあります、大臣、何度も議論を、この問題については昨日も御発言、大臣にもこの問題についていたいたんでしょうか、今のお話です。

大臣はこの問題について、今後、これ六月中に成案を得るといつてもう五月末に近いわけです。どうも今までの話だと、厚生労働省さんが、まあ本来であればこういうものであれば、まず地方公共団体と相談しながら厚生労働省さんの見解をもうまとめられて、本来であつたら今ごろ大臣同士がどこかの段階で折衝をされていなきやいか、論点を抽出しておられるというお話をしたが、その作業がどういうふうに行われているかと、これは行政内部のことですから国民には見えません。医師会とか関係する方々からいつても、どういう状況になつているのか分からぬということだと思います。

この、もう端的に、高度先端医療分野に限定し

て株式会社の医療参入を、自由診療の中です

ね、そもそも自由診療の枠というのがあるんで

しょうが、その中でも高度先端医療分野に限定す

べきかどうか。そうすると、さつきのような歯列矯正とか美容歯科とか、あるいは高度な脳ドック

みたいなものは、それだけを対象とするようなも

のは、これは入らないわけですが、それに

ついて大臣はどうお考へで、それから今後、厚生労働省にどのようにこの件についての督励をして

いかれるのか。六月中に成案をまとめるとい

うですから、具体的なスケジュールのイメージを

大臣の方から御答弁いただけますでしょうか。

○国務大臣(鴻池祥肇君) 二月の二十七日の特区成案を得るといつてもう五月末に近いわけです。どうも今までの話だと、厚生労働省の方からも同じ話であります。同じ話をしていないのが大塚審議官と木村副大臣です。意見の食い違いがあるといつて、もう、食い違ひじゃないんです。正しきは、医療のうならば捏造としかない、言えない、私はそういうふうに思います。

あえてここで、何度も不愉快な議論がありましたが、私は普通の声で言っておりました。今日は大きな声で申し上げたい。この議論、もうやめてください。なぜならば、昨日、私は経済諮問会議においてこのように発言をいたしました。

高度先進医療分野については、既に特定療養費制度の対象として、保険診療と自由診療の併用が幅広く認められている分野でありますので、仮にこの分野を自由診療に限つて株式会社参入を認めただとしましても、対等な競争条件が確保されないために、実際に新規参入は難しいんじゃないかな。むしろ、自由診療分野に限定した場合の二

者は、今、松井委員がおっしゃいましたように、検査専門の部門あるいは歯科などの高度先端医療以外の分野に多くあるわけですから、この分野に進出する道を閉ざすことになります、高度

先端、先進医療に限ると。これは大変間違った方向であると、このように御指摘を申し上げました。

そして、あえて私は厚生労働大臣の指導力を御發揮いただきたいた。既に六月の基本方針二〇〇三との取りまとめで二月二十七日に推進本部決

定、自由診療の分野以外の条件を付けてもらつた

ら困るんじゃないかなと、総理がいらっしゃるところ、厚生労働大臣がいらっしゃる、多くの、規制

改革、いや規制改革じやない、失礼しました、諸

問題のメンバーの方々がいらっしゃる前で、こ

の議論をされたわけですから、やっぱりこれはき

ちっと国民に、あるいは医療の関係者に納得のあ

るような議論をこれからしていただきなきやいか

ね。この議論をこの委員会でやめるわけにいきま

せん。むしろ、こうしたことだからこそ、この委

員会で議論をしなければいけない。

そのためには、六月中に成案を得る、厚生労働大臣が決断すると確信しておられるでしようけれども、そういう決断しなかつた場合、どうなるんですか。そのときにこの委員会で私はきちんと議論をしていただきたい。そして、その結論をきちんと導き出すために、鴻池大臣は今、国務大臣の

構造改革特区担当で、しかも特命大臣、後で少しこの議論をさせていただきますが、されているわ

ら、間違なく六月中に成案として案が出てく

る、このように期待をいたしているところであります。

○松井孝治君 今激しい言葉がありましたね。捏

造とか。やっぱり国会で大臣が捏造という言葉を

使われるような事態というのは、私は非常にこの

委員会としても遺憾な事態だと思いますね。捏造

した方は、国会で大臣が、捏造したんだと木村

副大臣、大塚審議官は捏造した、何を捏造したん

でしようかね。政府としての公式決定、公式文書

を更に捏造するような議論をしたという御趣旨で

おっしゃったんでしょうね。やっぱりこれは私は

政府側としてきちっと受け止めていただきたい。

これは委員長、捏造という言葉を使われた。僕

は大臣の言葉が適切、不適切ということを言つて

いるんじゃないですよ。でも、国会でそういう

議論を政府側がしているということは、これは委

員会としても重く受け止めなければいけないん

じゃないかと思います。

今、大臣はもうこの議論はやめにしてくれと

おっしゃった。やめにできませんね、今のような

話です。大臣は勢いのいいことを今もおつ

しやつた。捏造という言葉まで使われた。個人名

まで出された。当然、副大臣というのは政治家で

すから、個人名出されるのもどうでしょう。だけ

れども、役所の方の個人名まで出されてそういう

議論をされたわけですから、やっぱりこれはき

ちっと国民党に、あるいは医療の関係者に納得のあ

るような議論をこれからしていただきなきやいか

ね。この議論をこの委員会でやめるわけにいきま

せん。むしろ、こうしたことだからこそ、この委

員会で議論をしなければいけない。

そのためには、六月中に成案を得る、厚生労働

大臣が決断すると確信しておられるでしようけれども、そういう決断しなかつた場合、どうなるん

ですか。そのときにこの委員会で私はきちんと議

論をしていただきたい。そして、その結論をきち

んと導き出すために、鴻池大臣は今、国務大臣の

構造改革特区担当で、しかも特命大臣、後で少しこの議論をさせていただきますが、されているわ

ら、間違なく六月中に成案として案が出てく

る、このように期待をいたしているところであります。

○松井孝治君 は、医療の

問題について、今後、これ六月中に

成案を得るといつてもう五月末に近いわけです。

ね。どうも今までの話だと、厚生労働省さんが、

まあ本来であればこういうものであれば、まず地

方公共団体と相談しながら厚生労働省さんの見解

をもうまとめられて、本来であつたら今ごろ大臣

同士がどこかの段階で折衝をされていなきやいか

ねと思うんですが、まだそういう段階になつてい

ないようです。どうも、どういう議論をした

か、論点を抽出しておられるというお話をした

が、その作業がどういうふうに行われているかと

いうのは、これは行政内部のことですから国民に

は見えません。医師会とか関係する方々からいつ

ても、どういう状況になつているのか分からぬ

ということだと思います。

この、もう端的に、高度先端医療分野に限定し

て株式会社の医療参入を、自由診療の中です

ね、そもそも自由診療の枠というのがあるんで

しょうが、その中でも高度先端医療分野に限定す

べきかどうか。そうすると、さつきのような歯列

矯正とか美容歯科とか、あるいは高度な脳ドック

みたいなものは、それだけを対象とするようなも

のは、これは入らないわけですが、それに

ついて大臣はどうお考へで、それから今後、厚生

労働省にどのようにこの件についての督励をして

いかれるのか。六月中に成案をまとめるとい

うですから、具体的なスケジュールのイメージを

大臣の方から御答弁いただけますでしょうか。

○国務大臣(鴻池祥肇君) 私が申し上げておりま

すのは、閣議の席も、あるいは何度も申し上げて

おります二月二十七日の推進本部の決定事項とし

てこの問題は既に正に美しく決着しておるわけで

す。もしそれが駄目ならば、幾らでも意見を言う

機会はあります、厚生労働大臣としても。しか

し、それを一切おっしゃらずにそのまま進むと

いうのは、私は、閣議とかあるいはこの内閣とい

うのは、日本の意思決定機関の中で最高のものだ

と思います。私は、先ほど申し上げたように、三

十歳のときから小さな企業の社長をしておりま

た。常務会、役員会で意思決定した、それを、そ

の席から外れた途端に、自分の部下の自由奔放な

意見を堂々と世間にまかり通らすという事務や常務といふのは、私は今までの経験から考えられないことがあります。それが今、厚生労働省には残つておるじゃないですか。しかし、昨日の時点で、昨日の夕刻の時点でなお私はこれを申し上げた。総理はそのとおりだとおっしゃった。厚生労働大臣は否定をされおりません。

だから、もう議論はいいんじゃないでしょうか。このまままで行くんですよ。このまままで行くんですよ。必ず行くんですよ。高度先進医療なんかを省内で議論されるのはいい。しかし、意思決定のとおり進まないことは、これはまずは国民が許さぬでしょ。私のようななつっぽけな者が許さぬの話じやありません。皆さん方も許さぬでしょ。だから、この議論はよしましようと、こういうふうに申し上げているんです。

○松井孝治君 そういう御趣旨であれば理解します。理解しますが、私は、これが今、大臣がおっしゃつたような御答弁でない形で万が一にも決着するような動きが出てきたときに、大臣は、竹光というような表現も新聞紙上で使つておられました。先ほど若干いろいろ権限については留保があるというようなことをおつしやつていまつたけれども、しかし、やっぱり政治家として、今おつしやつたように、常務会あるいは最高の意思決定機関で決めたことが、もしそれが通らないようなときに、これは政府の一員として、そして特命大臣として、どういうふうに責任取られますか。

○國務大臣(鴻池祥肇君) これは、社長である小泉内閣総理大臣の一つの大きな責任である。また、それを聞かなかつた、結論ですよ、私は進まなくて決定どおりにいかなかつた場合には、厚生労働大臣の責任である。どちらかが辞めなきやいかなと思いますよ。ついでに私も小さな竹光で腹切れます。

以上です。

○松井孝治君 明確な答弁をいただいたと思いま

す。それぐらいの気持ちを持つて、私は責任問題にしたいからこういうことを言つているんではなきことあります。そこで、やつぱり国家の意思決定。厚生労働省にも残つておるじゃないですか。しかし、昨日の時点で、大臣がおっしゃるとおりだと思うた以上は、今、大臣がおっしゃるとおりだと思うんですね。それを後から通達で妨害するとか、後から嫌々こいつ条件付けるとか、やめてほしくない。もう国民はそういう議論に飽き飽きしているんです。改革しますと言ひながら、裏で改革とは全然違うことが進んでいく。文句があるなんなら、きちんと堂々とオープンな場で、意思決定の前に言つていただきたい。

私は、そのことを大臣にももう一度、指導力を發揮していただきたいと申し上げさせていただきたいと思います。

最後に、それでは恐らく大臣に、一度どういうことを、今後、責任を取る、竹光で腹を切ると言われる前に、僕はやつていただかなきやいかぬことがたくさんあると思うんですね。そのことについてはもう少し後で御質問させていただきます。

今日はせつからく総合規制改革会議から大村政務官にも来ていただいていますから、昨日、経済財政諮問会議でいろいろな規制改革について提案をなされている、そのことについて大村政務官から幾つかの問題について御答弁をいただきたいと思うんですが。

まず最初は、これはさつきの医療の問題と、もうそのものなんですが、混合診療を認めるべきではないかということを提案されていますね。これについて、今の現状と、それから政務官として今後どういうふうに進めていくか、御答弁いただけますでしょうか。

○大臣政務官(大村秀章君) 委員御指摘のようになります。やはり、政務官として御答弁をいただきたいと思いますので——いや、この御答弁は結構です。

私は、高度先進医療の療養費制度、特定療養費制度が拡充されると、自体は結構なことだと思います。ただ、問題は、これ特定療養費制度をどういう分野で拡大していくのか。高度先進医療という、今、対象技術が六十七種類、これを禁じるというものがあるのは、もう御存じのとおりでござります。

外診療の組合せを認めるべきだということ、そしてまた、特定療養、いわゆる特定療養費制度というのは現場の創意工夫とか医療技術の競争を促進しないというのが、この総合規制改革会議側の指摘でございますけれども、これに対しまして、厚生労働省の方からは、現行の特定療養費制度の拡充で対応が可能だということが御意見がございました。改めて、その議論には我々隔たりがあるということでおざいます。

私、先ほど申し上げましたように、規制改革を担当する立場でありますから、その立場からいたしまして、このいわゆる混合診療の解禁というのは大変重要な課題だというふうに思つております。先ほど申し上げましたとおりでございまして、それが、この総合規制改革会議の方向では是非調整が進んでいたくよつに期待をしております。

○松井孝治君 政務官、できれば、何度も規制改革担当ですから、その立場ですからといふが進んでいたくよつに期待をしております。

次に、医薬品の一般小売店における販売について、これ議論がされていますね。これは、これで、先ほど申し上げましたとおりでございまして、それが、この総合規制改革会議の方向では是非調整が進んでいたくよつに期待をしております。

○大臣政務官(大村秀章君) 委員御指摘のようでも、これ議論がされていますね。これは、これで、大臣も聞いておいてほしいんですけど、山間へき地は薬剤師さんいなくて売れるんですよ。是非、大村政務官、御認識をいただきたいと思います。

次に、医薬品の一般小売店における販売について、これ議論がされていますね。これは、これで、大臣も聞いておいてほしいんですけど、山間へき地は薬剤師さんいなくて売れるんですよ。それはなぜかといふと、恐らくは、山間へき地の方は、そんな薬剤Dとかあいう医薬部外品は当然今コンビニでも売れるようになっていますが、風邪薬なんかでもへき地は薬剤師さんいなくて売れるんですよ。それはなぜかといふと、恐らくは、山間へき地の方は、そんな薬剤師さんいなきやいかぬということになると、そんなところはなかなかない。そうするとお薬も手に入らない。これは、やっぱりそういう事情もしくやくしなきやいかぬということで、売ることを認めでおられるんですね。

もう一つ例外があるんですよ。これが認められた、いわゆる置き薬なんですね。富山の置き薬とかいって有名ですけれども。これはもう歴史的にそういう販売形態があるからといって、あれ必ずしも薬剤師の方々が行かれているわけじゃないですね。しかも、補充されていますよね。使つただけ補充する。

これは制度的にいうと、これが認められて、一般小売店で、同じような置き薬が何で認められて、ほかの形態であれば認められないのか。これ、さつきの山間へき地の方は多少かかるよう気がするんです、そこまでは。まあ、やっぱりおばかり結局、中医審の話を聞きながら進めておられる。それはそういう制度かもしれない。だけれど

認められて、一般的の普通の販売店で薬剤師抜きで販売することが認められないのか。歴史的なその業態を尊重してとかいうのは、それは分かりますよ。分かりますけれども、国民的な視点からいいますと、国民の健康保持が厚生労働省の役割ですよ。何で置き薬屋さんのやつはよくて、一般の小売店だと駄目なんですか。厚生労働省、御答弁いただけますか。

○政府参考人(鶴田康則君) お答えを申し上げたいと思います。

今、先生のおっしゃいましたこの置き薬の配置販売業の方方法は、家庭への配置に限定されて、各家庭を定期的、継続的に訪問して適正使用のための情報提供等を行う、相手方を限定した販売形態でございます。店舗において不特定多数に販売するものとは、そういう意味では異なっているわけでございます。

さらには、配置販売業者におきましては、顧客の健康状態の継続的な把握等を行っているほか、万一、副作用等が生じた場合でも、販売業者が配置先を把握していることから必要な情報提供等の措置も容易に行えると、多くの点で一般小売店とは相違があると、こういうふうに考えております。

配置販売業はあくまでも家庭への配置という特殊な形態で販売等が認められているものでございまして、これと同一の、同様の資格要件を満たす場合であっても、一般小売店での販売を認めてよいとすることはできないと考えております。

○松井孝治君 今、配置販売業とおっしゃいましてですかね。それは薬剤師さんが売りに歩いておられるんですか。

○政府参考人(鶴田康則君) これは薬剤師じゃございませんで、配置員という人がやっているわけですからね。

○松井孝治君 販売の方ですよね。セールスマンですね。

家庭でと、家庭だから一般とは違うと言いますけれども、普通、それは独身の方も家庭をお持ちでございます。

でありますて、例えばコンビニエンスストアで売っているのは、あれは家庭を持つておられる方に売っておられるんじゃないですか。何か、何か、どこが違うのか、今の答弁。何か、もつともらしくおっしゃったのでふと聞くと思わず納得されするんですけれども、これ、一般的の店舗で売っている相手と、セールスマンが置き薬といって戸別訪問をしておられる、じゃ、その家庭は限定され、厚生労働省は、こういう家庭でなければ置き薬屋さんを、薬剤師じゃないんだから、限定を掛けていますとかいうことだったらともかく、別に、自由にいろんな家庭を訪問されて売っておられるんでしょう。

はつきり言つて、置き薬ですから、私も親戚とかがそういうのを使つているのを見たことがありますけれども、減ついたら補充しておられるんですよ。その家庭の中でだれが使つておられるかも別にチェックしておられませんよ。ああ、これ減つていますね、正露丸が減つていますね、だから入れておきましょうと言つて入れておかれるわけですよ。しかも、その家庭は特別の、限定のある家庭じゃないですよ。セールスマンが一生懸命戸別訪問をしてお客さんに売つておられるわけですよ。それで何か問題が起こっているというふうにも僕も聞いたことはないですね。

だから、別に僕は置き薬屋さんにクレームを付けるという意味じゃなくて、別に結構なことだと私は思います。それも、非常に、常備薬としてお薬を置いておられるということもいいことだし、そういう構なことだ、大いに結構な業態だと思いますよ。だけれども、問題は、その置き薬屋さんと一般店舗とはどう違うのかということは、今の政府参考人の御答弁では僕は理解できなかつたんですが、大臣政務官は理解できましたか。

○大臣政務官(大村秀章君) 厚生労働省の今までの行政の経過ということでお聞きをいたしました。

ただ、この点は、委員も御指摘のように、特例

販売業の制度でありますとか、そういういたものもござりますし、そういう意味では、規制改革会議ではそういったものを踏まえて、できるだけ、人體に対する作用が比較的緩やかな医薬品とか、そういういたものは、同様の許可を受けることによつて、特例販売業の許可を受けることによつて、そういういた一般的のところでも、小売店での販売を認めるべきじやないかと、いうことも申し上げてゐるところでございまして、厚生労働省の方の言い分といいますか主張も、先ほど委員も言われました、医薬部外品でどうかというような御主張の上うでござりますけれども、これも含めてこの規制改革会議の方向でまとまっていくと、方向で調整されしていくことを期待しております。

○松井孝治君　是非そうしていただきたいと思ひますね。

ささやかな話かもしませんけれども、国民から見れば、夜中に、例えば小さなお子さん抱えていると、そうしたときに薬局は閉まつてますわよね、夜中。そこを、薬局のシャッターをたたくとか、あるいはお医者さんに往診の電話をするとか、やっぱり大変なんですよね。世の中のお母さんも、お父さんも。そういうときには、やっぱりコンビニで売つていたら助かるのになと思われること多いわけですよ。

それをやっぱり、じゃ薬局が二十四時間営業している、そういう薬局もありますよね、最近。それも結構なことですけれども、できるだけ、処方せん必要なものまで全部売れとは言いませんけれども、もう少し緩やかなお薬ぐらいは置いていただくというのが、僕は、国民のためになる改革じゃないかなと思いますので、これは大村政務官は是非御努力を継続していただきたいと思います。

次に、ちょっとまた分野が違うんですけれども、労働者派遣業務を医療の分野に対象を拡大しようという議論が行われているようですが、これは特別養護老人ホームなんかの社会福祉施設では

もう既にできているようありますが、ここは具体的な問題があつて進んでいないんでしょうか。大村政務官、教えてください。

○大臣政務官(大村秀章君) この点も、今年の二月に規制改革会議で作りましたアクションプランの十二の重点項目の一つでございます。

規制改革会議のサイドでは、もう既に委員御指摘、御案内のように、医師、看護師等について一部、そういった方々の中で不足といったもののが深刻する中で、有資格者といったことでもありますし、また能力等も派遣先があらかじめ指定できるということから、医療機関への派遣についても速やかに解禁すべきだということを主張しているわけございまして、これに対しまして厚生労働省の方では、医療は他の分野とは異なる特別のチーム編成が必要だということを御主張されておられますし、おられるわけでありますけれども、いずれにしても、厚生労働省の中の検討会において検討して六月までに結論を出すということを、お答えをいただいておりますので、その六月までの厚生労働省の結論がそういう方向になつていただくよう、これも期待をしていきたいというふうに思っています。

ますが、仲良ですか。じゃ、その仲良しの関係を活用して、是非、文部科学大臣にもきちんと大臣の方から督励をしていただきたいと思います。

全体で、この委員会でも何度も何度も議論になつてますが、公イコール官という、もうそういう見方をやめようということで、与野党を通じていろんな委員の方々から、さつきも亀井先生からもお話をありましたが、亀井先生も、自民党的中ではいろんな議論が医療についてあるけれども、終始一貫して、株式会社の参入の問題、さらには学校の問題についてもさつき御議論をいただいています。やはり、是非とも大臣、文部科学大臣にもきちんと督励をいただきたいと思います。

それで、時間も少しあつたまいましたので、そもそも特区で認めたものについてどういう形で国が関与するのかということについて議論を進めたいと思います。

まず、特区の基本方針をこれは一月に出されてますよね。そこを見ると、自助と自立の精神と書いてあって非常に結構なんですが、この基本方針の中に、従来型の財政措置は講じませんと、こう書いてあるわけです。この意味なんですかとも、要するに、特区に関連したものについては国も、要するに、補助金みたいに書かれてますよ。そこを見ると、この意味なんですかとも、要するに、特区で民間がいかに頑張つてもどうにもならないと、ずっと来たそういう思いが、この特区で思つたらできるぞと、やつて、意見を言つて、やればこれはできるぞという思いに、日本列島各地で思つていてただくことは私は見えざる効果であると、このように考えております。

○松井孝治君 私の質問の趣旨は、今の大臣の御答弁とはちょっと違つて、助成金、儀式金など、特区制度で、従来何か、テクノポリスをやりましたとか何とか制度をやりましたという、ああいう助成措置は絶対やらない方がいいと思います。ただ、イコールフットティング論というのがあるわけですよ。要するに、私立学校には私学助成金が出ている。ところが、今度NPOがこの特区制度に基づいてやりますと。NPOだからそんな金が出ていたように、教育というのはやっぱりそんな金も出でますよ。要するに、私立学校には私学助成金が出でますと。さつき文科省さんの方からお話をあつたように、教育というのはやっぱりそんな金も出でますよ。要するに、私立学校には私学助成金が出て、このNPOには出ない、こういうことね、まじめにやられれば。

そうしたときに、片方で私立学校には私学助成金が出て、このNPOには出ない、こういうことか、あるいは今回認められた株式会社の学校参入があるNPOの学校参入、これについては一切助成金は出さないというのがこの基本方針の趣旨でありますか。大臣、お願ひします。

○国務大臣(鴻池祥肇君) 御指摘ございましたように、基本的に、税の特例とかあるいは従来型の助成をするといったことは、一切現在のことろ考えておりません。ただ、自民党の中のこの議論の中には、出すべきではないかといったこと

も、従来型の財政措置も考えるべきじゃないか、そこにインパクトが付くぞといったような御議論もちようだいしているということも聞いておるところでございます。

しかし、私は、まず、まず自立とかと、こういう言葉がありますけれども、私は、この特区制度の見える効果というものは、これは、今まで国の制度というもの、中央政府の規制というものは、地方で民間がいかに頑張つてもどうにもならぬぞと、ずっと来たそういう思いが、この特区という制度ができたゆえに、きりつきりと一つずつ風穴が空けていく。あつ、できるぞと、やろうと思つたらできるぞと、やつて、意見を言つて、やればこれはできるぞという思いに、日本列島各地で思つていてただくことは私は見えざる効果であると、このように考えております。

○松井孝治君 私の質問の趣旨は、今の大臣の御答弁とはちょっと違つて、助成金、儀式金など、特区制度で、従来何か、テクノポリスをやりましたとか何とか制度をやりましたという、ああいう助成措置は絶対やらない方がいいと思います。ただ、イコールフットティング論というのがあるわけですよ。要するに、私立学校には私学助成金が出ていたように、教育というのはやっぱりそんな金も出でますよ。要するに、私立学校には私学助成金が出て、このNPOには出ない、こういうことね、まじめにやられれば。

○政府参考人(加茂川幸夫君) 今、御説明申し上げました現行の私学助成の前提から申し上げますと、なかなか整合性を取るのが難しいということを考えておる次第でござります。

○松井孝治君 どうも大臣、理解しないといふことらしいですよ。大臣の前で怖いから理解しないとは言えないけれども、理解しないといふに解されますね、今の答弁は。

○政府参考人(加茂川幸夫君) 私学助成についてのお尋ねでございますので、現在の私学助成は、関係する法律の下に、具体的には私学振興助成法という下に執行されておりますけれども、相当の規制が掛かっておりまして、その規制が掛かった上で私学助成が憲法上の公の支配の要請をクリアしていると思っておりますので、このこととの調整が大変難しい事柄になつてくると私も思つておる次第でございまして、このこととの調整が大変難しい事柄に公の支配の要請をクリアしていると思っておりますので、このこととの調整が大変難しい事柄に公の支配の要請をクリアしていると思っておりま

す。ただいまお尋ねの憲法八十九条後段の「公の支配」ということの意味でございますが、これは、私立学校その他の私立の事業につきましては、その会計、人事等につきまして国又は地方公共団体の特別の具体的な監督関係の下に置かれているということを意味しているというふうに考えております。

○政府参考人(山本庸幸君) ただいまお尋ねの憲法八十九条後段の「公の支配」ということの意味でございますが、これは、私立学校その他の私立の事業につきましては、その会計、人事等につきまして國又は地方公共団体の特別の具体的な監督関係の下に置かれているということを意味していることの意味でございますが、これまで私学助成をめぐりまして過去いろいろ国会でも相当な議論が行われました。その結果、現在では、第一に、学校教育法による学校の設置や廃止の認可、そして閉鎖命令。第二に、私立学校法によります学校法人の解散命令。第三に、これが大事なわけですけれども、私立学校振興助成法によります収容定員は正命令、それから予算変更勧告、役員解職勧告などの規定がございまして、これらの規定を総合的に勘案いたしますと、こうした特別の監督関係

にあれば公の支配に属しているというふうに解していられるというのが現在の状況でございます。

これ、私、昔勉強した「日本国憲法概説」という本なんですが、ちょっとと引っ張り出してみますと、公の支配というところがありまして、この解釈について、所轄庁は、助成に関し必要があると

計に関する報告を求める、その予算が助成の目的から不適当である場合には変更を勧告する、その役員が法令・寄附行為等に違反した場合には解職を勧告することができるものとしており、教育事業は公の支配に属する事業であると老練な判断ができるといふ解釈に基づいているといふ、一節があります。何で私立学校に対して助成ができるのかということを解説したのが、今の文章であります。

は、やっぱり何らかの監督関係になきやいかぬのかなど、いうことは、憲法の解釈からいえば、現行憲法上で、これについてどう考えるかと、いうのはまた政治家としてあるでしようけれども、それはやっぱり現行の憲法上の適切な解釈だと思うんです。その中で、今のこの宮沢、宮沢先生じゃない、佐藤先生の「日本国憲法概説」もそういう規定がありましたし、法制局の部長からの答弁もありました。が、会計、人事についての具体的な監督関係にあることという御答弁がありました。

それは具体的に、必ずしも株式会社とかNPOの場合は、これ、国がおまえ解散しようとまではなかなか言えないですね。その解散命令みたいなものがなくても、この佐藤先生の憲法の教科書を読んでも、公の支配というのは、きちんと会計、人事についての監督関係があれば、それは公の支配だと解することができると思うんですけれども、法制局、いかがでしょうか。

解散まで言われると、恐らくなかなかしんどくて、じゃ、これは憲法改正しなきやいかぬのかなど、なんという話になってくるかもしれません、別

に法人の解散ということまでいかなくても、例えば学校の、いつたんその教育を停止しろとかあるのは人事、会計についてきちんと監督権があれば、これは公の支配というのは、それはケース・バイ・ケースで判断できるんでしょうけれども、その法人を解散するところまでなければ公の支配と言えないとどうかについて、法制局、答弁お願ひします。

それで、今回の構造改革特別区域法案に基づくこの株式会社、それから特定非営利活動法人の学校でございますけれども、実はこれは学校教育法の規制は及ぶわけでございます。しかしながら、私立学校法と私立学校振興助成法に基づく規制は及ばないわけでございますので、そういう意味での監督規定は置かれていないということを指摘申し上げたいと思います。

○松井孝治君　いや、それは分かつているんですよ。そういう答弁を求めていいんですよ。何が公の支配か、この憲法上要請されている公の支配は何かということなんですよ。今これこれこういう監督関係にあるから公の支配ですということを御説明されていますが、公の支配の最低限の必要条件は何かということを聞いているんですよ。

そのときに、私が申し上げているのは、私のつたない法律知識でいいとも、別に法人を解散するところまで追い込まなくとも、おっしゃったように学校教育法上の学校の閉鎖命令はあるわけですよ。ね、今回の特区のNPOとか株式会社について。

それから、私はこれは大事だと思うのは、私立学校振興助成法、恐らくこれに基づいて財務とか会計の監督というのができるることは必要だと思いまます、これに基づいて。これは今ないですわ。今、法律上ない。だから、確かにこれは必要でしよう。だけれども、この二つがあれば、学校教育法上の学校の閉鎖命令までくるんですよ。設

に法人の解散ということまでいかなくても、例え
ば学校の、いつたんその教育を停止しろとかある
いは人事、会計についてきちんと監督権があれ
ば、これは公の支配というのは、それはケース・
バイ・ケースで判断できるんでしょうけれども、
その法人を解散するところまでなければ公の支配
と言えないかどうかについて、法制局、答弁お願
いします。

この株式会社、それから特定非営利活動法人の学校でございますけれども、実はこれは学校教育法の規制は及ぶわけでござります。しかしながら、私立学校法と私立学校振興助成法に基づく規制は及ばないわけでございますので、そういう意味での監督規定は置かれていないということを指摘申し上げたいと思います。

○松井孝治君　いや、それは分かつてているんですよ。そういう答弁を求めていないんですよ。何が

公の支配か、この憲法上要請されている公の支配は何かということなんですよ。今これこれこういう監督関係にあるから公の支配ですということを御説明されていますが、公の支配の最低限の必要条件は何かということを聞いているんですよ。

そのときに、私が申し上げているのは、私のつたない法律知識でいっても、別に法人を解散するところまで追い込まなくとも、おっしゃったようになります。学校教育法上の学校の閉鎖命令はあるわけです。ね、今回の特区のNPOとか株式会社について。

育法上の学校の閉鎖命令までできるんですよ。設

立、廃止の認可を、権限があるわけです、今もう既に。学校教育法上読んでいますから、この改正

プラス、これは私立学校振興助成法に基づく学校だというふうに読み替えるような法改正をすれば、私は十分これは公の支配。私は本当、憲法八十九条は議論をしたらしいと思っている論者があ

の要件を満たせば、すなはち私立学校振興助成法を次の特区法の改正できちんと改正の中に盛り込んでいただければ、NPOでも株式会社でも公の支配に属すると私は解釈できると思いますが、大

弁を本當は求めたくないんですが、常識論で私が今申し上げていることは、大臣はどう思われますか。

は株式会社をもつて独自の教育をしながら教育のレベルを上げたいという熱意というものを尊重しなければならぬと思います。そこにやはり平等性というものを加味しなければならないと思つております。

○公井孝台君 是非お願ひをいたします。
提案、御提言というものを十分研究をいたしまして、文部科学省等との意見調整に入りたいと思っております。

法制局に確認的に一点だけ。なかなか難しいかもせませんが、少なくとも今、私が申し上げたこと、すなわち私立学校法による学校法人の解散命令というものがなければ、公の支配と、公の支配が及ぶとは言えないという、そういう了解釈を

ひよつとしたら今まで文部科学省は取つていたかも知れませんが、この解釈というのは検討の余地がありますか。再検討の余地があるか、それとも、いや、もう必ず、私立学校振興助成法上の監督を付さしにこゝへ、こゝまで今つゝ立派な交

による学校法人の解散命令がなければ、公の支配に服するというふうにしか解釈できないのか、そ

こは検討の余地があるから検討はできるのか、そこだけ御答弁いただけますか。

立学校につきましては、会計、人事等につきまして國又は地方公共団体の特別の具体的な監督關係にあるということを申し上げましたのですが、その中身につきましては、いろんな法律上の監督規

す。中でもやはりポイントは、学校教育法上の規定と、さらに私立学校振興助成法によりますいろんな勧告と命令という規定でございますので、御指摘の点を十分踏まえながら検討させていただ

○松井孝治君　内閣法制局というのは、大臣、非常に内閣の中でも一番法律的に厳格な解釈をされるところなんです。今は御答弁がありましたが、基本的に、私が申し上げた今の特区が既に得ていい方針でござる、一しょを取つて、公私を交換せり

法という法律上の扱いがきちんと対応されれば十分検討に値するというようなニュアンスが出た御答弁であったと思います。

めることは無理だと私は思いますので、十分可能がある。要するに、学校自身を解散する権限がなければいけないといったら、これはもう NPO と株式会社は無理です。だけれども、そこがなくとも、公の支配に服すると云う解釈ができるとい

う御答弁だと私は受け取りましたので、是非それも参考にしながら、大臣、御議論を進めていただきたいと思います。

これ大臣、随分、大臣に頑張っていただいたと思
います、これまで。今日も声を荒げられる局面が
ありましたけれども、やっぱり大臣が切り込み隊
になつて、規制改革というものがいつときちよつ
と云ふことで、事務として、これが、今思ひ大きめ

そうとしているような状況だと思います。やつぱりこれは是非特区と、今日は大村政務官に来ていて

ただいいますが、総合規制改革、特区だけじゃなくて全国的な規制改革をきちんと連携をしなければいけないと思うんです。

以前、この委員会で私、政府参考人に、大臣が総合規制改革会議のメンバーというか、出席されていませんけれども、大体紙でいきます

から、早速総合規制改革会議の方は次回から大臣を呼んでいただいたようあります。そのときの政府参考人、今日もおいでござりますので、総合規制改革会議として、この特区で大臣がやつてこられたイニシアチブというのありますね。期限を決めて、それで要望を全部明らかにして、また次に期限を決めて回答期限を決める、その中で、じゃ政府が何ができるのかということをやっていく。これは非常に新しい手法だし、ホームページを見ていても、いいと思うんですね、このやり方が。

○政府参考人(宮川正君) 件数はちょっとと詳細を聞いておられますが、私は、この問題について

把握しておりませんけれども、今把握しているかどうかはともかくとして、何件あるか

というのを調べたら分かるんですか。例えば五分後には分かりますか。

○松井孝治君 いや、今把握している、突然の質問ですか。

○政府参考人(宮川正君) 五分後かどうか分かりませんが、至急調べます。

○松井孝治君 私が聞いているのは、そういう要

うと四センチぐらいの分厚いものになるものでござります。

います。

○松井孝治君 いや、今把握している、突然の質

問ですか

ります。

の県がすごくそういったことで良くなってきた、それじゃ我が県も、あるいは我が市もということを実は期待をいたしているところでございます。

○白浜一良君 そういう面で、突破口を開くと、いい効果が出れば波及効果があるわけで、それはそうなんですが、全国の市町村がしっかりと取り組めるように、一段と全国に目を配りながら推進をお願いしたいと思うわけでございます。

【理事長谷川清君退席、委員長着席】

それで、もう一つお聞きたいのは、先ほども言いましたけれども、大変成功したと。いろんな規制でがんじがらめで難しかつたけれども、特区を決めて規制緩和をやると非常に成功したと。そういうわけでございます。

そういう意味では、このいわゆる評価委員会ですか、実際の実施される現状をどう評価するかと、いうこの評価委員会が大変大事だと思うわけでございますが、評価委員会をどのような体制で、どういう権限を持たせるのかというか、その委員会の性格付けを御説明いただきたいと思いますが。

○國務大臣(鴻池祥肇君) 評価委員会につきましては、一年以内にこれを作ることに相なつておりますが、評価委員会が大変大事だと思うのですが、それは全国の制度改革につながつていて、期日的には来年四月までということでござりますが、私の方から指示をいたしまして、七月には形作り、立ち上げるということにさせていただきたいたいと思つております。

人選等につきましては、最終的には総理の御決裁をいただくわけでありますけれども、私はもうこの評価委員会の議論というものは不要であるというふうに判断をいたしております。それゆえに、現場主義と申しますか、選ばれた、十人程度というふうに、固まつておりますが、私自身はそのように思つておりますが、現場で、速やかに現場に行つていただき、そしてこれがうまくいっていると、参加されているところの調査をしていただいて、うまくいっていると、あるいはやつぱりうまくいっていないといったような、瞬時に判断をしていただく。そして、うまくいって

いるものについては、これはもうこんなすばらしいう成績だから、これを全国に広げようじゃないかといふ表現力のある方に委員に、評価委員会の委員になつていただきたいと思います。

また、その事務局にも、これはまあこれから室長を始め皆と相談をしなきやいかぬのですけれども、役所から事務局という、あるいは調査をさせるのではなく、そういう民間の調査機関のようなもの、これを使って全く役所から離れた形で評価をしてもらうと、このようなことも構想の中の一つでございますので、また、いい、そういう評価委員会に対してのアドバイスがございましたらどうぞひとつ白浜委員の方も私の方に御指示あるいは御教示をいただきたいと、このように思つております。

○白浜一良君 大変、それなりのやっぱり権限を持たせる厳格な委員会でなきやならないと思いまして、この点もよろしくお願いしたいと思います。

もう一点、二点言つたんですが、三点目に、最近、いわゆる三位一体論ですね、地方分権に関しまして議論されておりまして、いろいろな内容が見えないので、それぞれのお立場で、激しい、また厳しい御意見も百出しておりますわけですが、ただ、今回の特区の特色は財政措置しないといふことがベースになっています。これはこれで一つ考え方で、国の財政もそんなに豊かじやないんで、それはそれで結構なことなんですが、市町村から考えた場合、何らかのやつぱり財政基盤がないと、地元的に言いますと、何らかのやつぱり財政出動しないと、そういう特区の内容的なイメージも作れないということもあるわけなんですよ。

それで、随分出したいたけれども出せないというところもあるというふうに私も伺つておりますけれども、今、いわゆる地方分権ということで三位一体論が議論されていますこの流れと、いわゆるこの特区の推進と、こういうことで担当の大蔵としてはどのようにこの議論の経緯を見ていらっしゃるかというふうにお考えになつておりますか。

いるものについては、これはもうこんなすばらしいう成績だから、これを全国に広げようじゃないかといふ表現力のある方に委員に、評価委員会の委員になつていただきたいと思います。

また、その事務局にも、これはまあこれから室長を始め皆と相談をしなきやいかぬのですけれども、役所から事務局という、あるいは調査をさせ

るのではなく、そういう民間の調査機関のよう

もの、これを使って全く役所から離れた形で評価をしてもらうと、このようなことも構想の中の一つでございますので、また、いい、そういう評

題ではないというふうに思つております。

さてそこで、三位一体論でございますけれども、正に官から民へ、中央から地方へといふ哲學がしっかりと生かされるためには、やはりこの財源の地方への移譲というのは非常に大事なことだ

と思います。その中で、私は、特区というものが地域でびちびちと動き出したときにプラスアル

ファの議論になつてくるのではないか、いい意味での連動する議論になつていただきたいと、この

ように思つておりますし、私も事あるごとに、そ

ういった三位一体論と併せて特区構想の連動とい

うことと表現をしているところでございます。

○白浜一良君 御担当ではございませんが、おつしやつたように、大変運動性があるわけでございまして、これから政府内においていろいろ議論、この三位一体論が議論になつていてくださいますが、積極的な御発言をお願いしておきたいと思いま

す。

そこで、ちょっとと各論的なお話を、それぞれ、今日は文部科学省と厚生省、厚生労働省から来ていただておりますので、ちょっとお伺いしたいと思うのですが、幼保一元化というのは、もうかねてからこれは議論されているわけで、今回は特区で一步踏み込んだということがございます。

今まででも、この幼稚園と保育所の関係でいいますと、それぞれ、当然趣旨が違うわけですね。

幼稚園の場合は教育で、保育所の場合はどうしておやつ上げますよと、幼稚園の関係のお子さん、あなたたちはなしですよと、これはできませんわ

な、実態。

この辺は、そういう、いろいろ補助金付けられ

るというか、立場から見て、それ、両省の立場で

どういうふうにお考えになつておりますか。

ば違うのは間違いないんですが、実際、そういうおさんをお持ちの親から見れば、やつぱり共働きでいる場合は特に、片親の場合もそうでございますが、安心して預かっていただける、そういう施設という面ではこれは同じことでございまして。ところが、制度は、「二つの、省庁も違いますし、二本立てになつています。それぞれ趣旨が違います」ということはあるんです、現場は一体で、特設でありますから、保育所の場合は別にそういう給食規定がないわけですね。ところが、保育所の場合は、いわゆるキッチンですか、何か食べさせることがもう既に始まつているんですね。

ところが、実際どういうふうになつてているかと

いいますと、一階が例えば幼稚園、二階が保育所と、こうなつているとしますと、それぞれ規定がござりますから、幼稚園の場合は別にそういう給食規定がないわけですね。ところが、保育所の場

合は、いわゆるキッチンですか、何か食べさせ

る、そういう施設が要るという前提で補助金が与

えられているということで、昼食時間になります

と、幼稚園の子たちだけが食事が出なくて、保育所の子たちだけはまたそれは食事が出るという

そういう一つの、併設せよというところまでこ

れは平成十年に行つたんすけれども、現実はそ

ういうふうな、非常に施設として見れば、併設の

施設として見れば、子供たちから見れば、どっちが保育園でどっちが幼稚園で、そんなどは関係ないわけでございまして、大変予算の出どころとしてバランスが悪い、そういう実態があるわけでござります。

今回は、そういう併設でも、施設を分けるとい

うことではなしに、一緒でもいいというふうに今度特区の中でされるわけですが、余計に矛盾が出るんですね。同じところへ行つて、はい、保育所関係の方だけちょっといらっしゃい、ちょっと

おやつ上げますよと、幼稚園の関係のお子さん、あなたたちはなしですよと、これはできませんわ

な、実態。

この辺は、そういう、いろいろ補助金付けられ

るというか、立場から見て、それ、両省の立場で

どういうふうにお考えになつておりますか。

○政府参考人(岩田喜美枝君) まず、原則的なことを申し上げて大変恐縮でございますが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律という規制がございまして、一般的には、補助金の交付を受けて取得した財産などについて、補助金の交付目的に反した使用などができないという、これは原則でございます。

ですから、今御指摘の件は、あるいはどこか具体的な事例がおりなのかもしれませんけれども、建築の施設が整備されたときの調理室は保育所の施設として整備をされ、施設整備費の補助金を受けておられるんだというふうに思います。

今申し上げました法令との関係はございますけれども、具体的な事例などもお聞かせいただきまして、現場でやはり工夫をしていただいて、今、先生がおつしやったような不都合が生じないよう何とか乗り越えられるように考えてまいりたいと思いますし、何かもし障害があるようございましたら、厚生労働省の方に自治体から御相談いただきまして、今も先生御指摘のようなケースが何とか乗り越えられるように考えてまいりたいというふうに思います。

○政府参考人(金森越哉君) お答え申し上げま

す。私も文部科学省におきましては、厚生労働省とともに幼稚園と保育所の連携推進のための取組を行っているところでございます。御指摘のございましたように、平成十年に策定した共用化指針によりまして、幼稚園と保育所を合築した施設などにおいて、施設や設備を相互に使用できるようになります。

また、更なる連携推進の取組いたしまして、教育内容、保育内容の整合性の確保や幼稚園教諭と保育士の合同研修の実施、資格の併用の促進、幼稚園と保育所の連携事例集の作成などを行つているところでございます。

ただ、いわゆる補助金につきましては、法令や予算に基づきまして、その事業の趣旨や目的に沿つて適切に執行することが求められていること

るでございまして、例えば流用を行うというようなことは難しいわけでございます。

いずれにいたしましても、地域や保護者の方々の御意見をよくお伺いしながら、幼稚園と保育所の連携を更に進めていくための取組を今後とも進めてまいりたいと考えております。

○白浜一良君 だから、私は、皆さん方のお仕事の立場はあるから、そういうことになるんでしょ

う。別に、補助金というのは目的、使用目的が決められているから付いてるわけで、それ以外に使用してはならないというのは、それは、原則はもう当たり前です。しかし、それは皆さんの仕事の立場から見られているわけであって、預けられているお子さんの立場から見たらどう思います。

具体的な例があるかないか、おつしやいましたけれども、私が聞いてるのは宮崎市の例で、一階が幼稚園で二階が保育所と。これは平成十年の開設ですよ。平成十年以降の、いわゆる併設して

もよろしい、施設が別ならばということで実施されているケースなんです。これは、昼食時には幼稚園と保育所は完全に分けてやっていらっしゃる。おかしいと思いませんか、それ。

皆さん方は皆さんの方のお立場は分かりますよ、それは、仕事上の。しかし、預けられている子供、また預けている親御さんの立場から見る

と、もう少し柔軟であって現場がやりやすいように配慮すべきと違います。これ、違いますか。両方、もう一遍答えて。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 先ほどもお答えし

たつもりだったんですが、ちょっと私の気持ちが十分伝わらなかつたかもしれませんけれども、原則はそういうことで申し上げましたけれども、個

別具体的な事例がございましたら、何とか、今、先生がおつしやったような事態にならないように現

場で工夫をしていただきたいというふうに思つておりますので、どちらも、私はしつこく言つておりますので、あらかじめ文部科学省の方ともよく御相談しまして、自治体が取扱いに困らないよう

具体的な自治体のお名前も今お伺いしましたので、早速相談してまいりたいと思います。

○政府参考人(金森越哉君) お答え申し上げま

す。ただいま厚生労働省の方からお答えがありまし

たとおりでございまして、私どもいたしまして

も、それぞれの現場で、今の仕組みの中で様々な工夫をされていることと存じます。保護者の方々や地域の方々のニーズにこたえるような、そういった児童教育の充実という観点から、今後とも、幼稚園と保育所の連携について更に進めてま

りたいと存じます。

○白浜一良君 いろいろ現場のニーズに合わせて工夫、検討していくところでございますが、

これは平成十年以後の、併設でも別施設とい

うことでこんな程度なんですね。今度は一緒でもでき

るんですよ。もつと矛盾が出るわけね、一緒にお

子さんたちを面倒見れるようになるわけですか

ら。だから、これは絶対駄目でしょう。だから、

やつぱりよくもう事前に話し合つて、そういう場

合はどうするのかというぐらい市町村に教えてあ

げるべきと違いますか。今度は部屋が一緒でもい

いんですよ、この特区の中においては。

それは、皆さん方、いわゆるお仕事の立場は分

かります、それは、与えられている局の立場から。だけれども、預けられている子供の立場からは。だけれども、預けられている子供の立場からしたら、そんな不自然なことはあり得ないわけ

です。だからもう一つ、これは幼稚園と保育所の理念的な位置付けの違いもあるんですけれども、保育所の場合は長期に預かりますね。これは共働きは別ですかから仕方ない。幼稚園の場合は教育ですかから時間が非常に限られているんですね。幼稚園の場合は平均して四時間ぐらいですか。保育所の場合は八時間ぐらいですか。延長保育もやっています。

これを一緒にする場合はその辺の考え方も調整せるところもたくさんあると、当然長いですよね。これで、そういう、一緒にやる場合はこういうふうに、昼食を出す場合はこういうふうにしなさいよとか、皆さんの方がよくお話ししされて、もう少し弾力的な運用を話し合うべきと違いますか。どうですか、それは。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 委員のおつしやるとおりだと思います。

第二次特区提案におこたえする形で合同保育を認めようということにいたしておりますので、特にこういう問題が顕在化するということが予想されますので、あらかじめ文部科学省の方ともよく御相談しまして、自治体が取扱いに困らないよう

ます。

幼稚園は児童の心身の発達を助長することを目

的とする学校でございまして、小学校などと同様に学期制を取り、夏休み、冬休みなどの長期休業日を設定してございます。また、児童の発達段階を考慮して四時間を一日の教育時間の標準としているところでございます。

しかしながら、女性の社会進出の拡大など社会の変化に伴う保護者のニーズの多様化に対応いたしますため、幼稚園におきましては、正規の教育

時間の終了後や長期休業日において希望する園児を対象に行う預かり保育を実施しているところでございまして、平成十四年度は全幼稚園の六一%で預かり保育は実施されるなど、近年実施園が着実に増加しているところでございます。

文部科学省いたしましても、この預かり保育を推進していくために私学助成による特別補助や交付税措置などの支援を行っているところでございます。また、地方公公団体におきましては預かり保育を待機児童の解消策の一つと位置付け、財政措置を講ずることも含め推進している例も見られるところでございます。

今後とも、地域や保護者のニーズにこたえる児童教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

○白浜一良君　だから、幼稚園、だから今度、特区決めて幼稚園、保育所一体でできるということなんで、特に問題が発生するわけですから、そういう一日の預かり時間、できるだけ現状に合わせて長くもできるというふうに、今そういう制度を取り入れられているとおっしゃいましたけれども、それも大事ですし、保育所の場合は基本的に平日は全部預かってれますね。それから、幼稚園の場合は夏休みとかありますね。ここも調整せんやあきません。だから、いわゆる特区において幼保一元化を試みようといつているところに関しては、特段そこはもう本当に利用しやすい形を考えると、そういうふうに考えてくれませんかね。

先ほど預かり保育の実施状況につきまして全幼稚園の六一%で今実施されていると申し上げましたけれども、その中で例えば夏休みや冬休みなど長期休業日における預かり保育の実施状況などを見ますと、そのうちの七割の幼稚園では夏、冬、春の長期休業日に預かり保育を実施いたしましたが、あるいは預かり保育の終了時間などを見ましても、四一・五%の幼稚園では午後五時から六時までの間預かり保育を実施しているというこ

○政府参考人(金森越哉君) お答え申し上げま
す。
○白浜一良君 せつかく特区作るんだから特区のこと言わにやあかぬ。特区の地域に特別それはちゃんと配慮をするというふうに言わにやあかぬ。

くに当たりましては、こういつた今の預かり保育といつたものを使うまく活用する方法も含めまして、保護者や地域の方々のニーズに十分こたえるような工夫をしてまいりたいと考えております。

とでございまして、各幼稚園で保護者や地域のニーズにこたえるような様々な工夫を現段階でもしているところでございます。

これから幼稚園また保育所との連携を進めてい

構造改革特区におきましては、ただいま申しましたようないろいろな幼稚園と保育所との連携に加えまして、例えば幼稚園で、三歳児未満の子供につきましても、幼児の社会性の涵養という観点から、特区におきましては満二歳になつた次の年度からの入園も特例として認めたところございまして、特区の中で幼稚園と保育所の連携をより一層進めていこうと、そういうためのものでもござりますから、そういった観点からより一層効果が生じますように検討し、また厚生労働省とも連携を進めてまいりたいと考えております。

それから、いわゆる幼稚園の教諭の資格と、当然ですが、いわゆる保育士さんの資格は違うんですね。これは当然制度が違うんですからそれでいいんです。それでいいんですが、そういう実態が、一緒にやろうというような流れもあるわけでござりますから、ですから、私、お互い、いわゆるお互いの資格を取りやすいように、これは今検討されていけると聞いておりますが、実態は一緒に面倒を見るというようなケースもあるわけです。両方の資格持つていらっしゃる方はどちらの立場でもできるわけでござりますが。だけれども、持つていらっしゃらない方も、保育所だけに勤め

しゃつした方、これは当然いらっしゃるわけで、ですからここを、新しい制度はどうするかは別にしても、それぞれ幼稚園の教諭にしても保育士さんには、それぞれの資格を取り合うためのいわゆる配慮というか、例えば最も低限必要なそういう研修をどのくらい受けければ保育士さんが幼稚園の教諭の免許も取れるとか、逆に幼稚園の教諭がある一定の研修なりを受けねばそういう保育士の免許を取れるとか、そういうお互いがお互いの資格を取りやすいよう、新規養成とは別ですよ、お互い、経験、キャリアで、そういう経験豊かな方への資格付与というか、それ特段ちょっとと話合いしてくれませんかね、これ。現実的にはそういうニーズが私あると思いますよ、これ。

○政府参考人(岩田喜美枝君) まず、新しく保育士養成施設を卒業なさる方は、現状でも八五%ぐらいは、保育士の資格を持っている方の八五%程度は幼稚園の教諭の資格も取得した形で卒業されておられます。まず、この点も更に進めたいということがございましたので、保育士の養成カリキュラムを見直しまして、平成十四年の四月から改正されたカリキュラムで実施をしているわけで、すけれども、従来と比べてより保育士資格と幼稚園の教諭免許の同時取得が容易になるように共通の科目を増やすなどの措置を講じたところでございます。

もう一つは、今正に白浜委員がおっしゃった点だと思いますが、既に勤務なさつていらっしゃる方、例えば幼稚園の教諭免許を持つているけれども保育士免許がない方で、追加をして取得をしたい方ということも幼保の連携施策を進める中では特にまた出てこようかと思います。

この点につきましては、本年三月に閣議決定されました規制改革推進三年計画にも課題として盛り込まれておりまして、幼稚園と保育所の連携を一層促進する観点から、相互に資格が取得できることを促進する必要があると、具体的には、私

どもの厚生労働者の方から見ますと幼稚園の教諭免許所有者が追加的に保育士の資格を取得する場合の対応の問題にならうかと思いますが、例えば保育士試験八科目、筆記科目があるんですが、そのうちで教育原理という科目がございます。これは、幼稚園の教諭免許の修得をされた方は当然免許取得までの間に修得なさつておられる科目だというふうに思いますから、例えばこういう教育原理という科目は試験を免除するということができるとかどうかという、例えばこういうことだと思想ですが、こういう措置を十五年度中に講ずるといふことを、先ほど申し上げました規制改革推進三年計画に課題として盛り込んでおるところでございます。今年度中に結論が出されますように、有識者による委員会を設置いたしましたので、そこで検討を進めてまいりたいと考えております。

ただいまの厚生労働省の御答弁と重複するところがあるかと存じますが、幼稚園教諭と保育士は、学校教育、児童福祉というそれぞれの専門性を有しておりますが、幼稚園と保育所の連携の観点からは、両資格の併用を促進することが必要であると考えております。文部科学省におきましては、厚生労働省と連携いたしまして、両方の資格を取得しやすくするために、例えば国立大学の保育士養成課程の拡充をいたしましたり、保育士の取得、要取得単位数の弾力化などの取組を行つているところでございます。

平成十三年度に新しく採用された幼稚園教員のうち、約七割が幼稚園教員と保育士資格の両方を養成段階で取得しているというのが現状でござります。現職の幼稚園教諭、保育士の資格の相互取得につきましては、保育士資格保有者が幼稚園教諭免許を取得しやすくなる方策について、平成十五年度中に結論を得ることとしているところでございます。

○白浜一良君 もう時間がないんで、申し訳ございません。

条で地方公務員の特例を設けているんですけども、この地公法第二十二条一項から六項までの規定を適用しない、のように書いてあります。規定を適用しない、臨時の任用、地公法第十二条二項から五項までの規定を適用しないで、臨時の任用を行うことができる例として一号から三号まで挙げていますね。この特区法のこの一号から三号について、どうい

れには保母一般ということではなくて、ここに厳密に規制が掛かっておりまして、地公法二十二条二項又は五項の規定に基づく臨時の任用を行つてゐる場合において、特区における人材の需要供給状況にかんがみ、更新された任期の満了の際に現に任用している職員以外の者をその職に任用することが非常に困難なとき、こういうふうに非常に陥りが掛かつてひます。

ると。これもやはり基盤には地公法の二十二条の項があつて、その上に立つての例外規定と、このように読めるわけですね。

○政府参考人(森清君) 先ほどの一号と同じでございまして、基本的にはその十七条、二十二条の組立てを前提としつつ、特例としてのこの項目を二号、三号でも書いているということになります。

彈力的な人事行政の実現を図るために、構造改革特区に限り、後任が確保できない場合とか特定分野の人材育成に資する場合などの一定の要件を満たす場合に認めるものでございます。また、各地方公共団体において制度の趣旨を逸脱した運用がなされることがないように、任期の更新の際にも特区法に定める要件を満たすことを再び求めるとともに、特例の適正な実施を確保するための措置として、任命権者に対しまして臨時の任用の状況の公表その他の必要な措置を求めてることにしてお

○政府参考人(森清君) 三つの要件、一つ一つ申し上げたいと思いますが、まず第一の要件でござりますけれども、特区における人材の需給状況等にかんがみ、現行の臨時の任用の期間満了後に置いて必要な資格要件を有する後任が確保できない場合ということでございまして、例えば保育業務

○吉川春子君 私が特に伺いたいのは、二号と三号なんですねけれども、これは特別、一号のように厳しい、厳しいといいますか、法文上の記述であります。

○政府参考人(森清君) 御指摘のとおりでござります。

りにくいし、今度の改正も非常に難しいので、ちよつと一々確認をしていただきました。それで、特区法の二十条一号と二号、三号の關係で、ちよつとくどいようなんですかけれども、一項については、二十二条二項で任用している者を更に期間を延長する規定、二号、三号については新たな任用によるものであるけれども、これも十二条二項の特例であると、こういう御答弁があ

の公表その他の必要な措置を求めるにしておりまして、具体的な措置といたしましては、特例により臨時的に任用された職員数の公表のほかに、人事委員会を置かない地方公共団体におきましては採用しようとする職の資格要件を任命権者が定めるというような措置を想定しているところでございますし、またこれらの措置の確実な実施について国においても確認するということにしておりまして、これらによりましてこの特例が野放

は資格職でございますので、人材が必ずしも確保できないような場合などを想定しております。それから、二つ目の要件でございますが、実務に従事させることによりまして、特区における特定分野の人材育成に資すると認められる場合ということでございまして、例えば一年を超えた、これは一年を超えた臨時の任用が必要なときというところでございますが、例えば二年以上の臨床研修が義務付けられている医師を公立病院において臨床研修医として受け入れる場合などを想定しております。

わけなんですけれども、最初におつしやつた研究医、インターのような場合なんですけれども、これもやっぱり最初にお答えいただいた地公法の二十二条二項の土壤の上でこういう例外規定があると、このように理解いたしますが、よろしいでしょうか。

○政府参考人(森清君) 失礼いたしました。

今般の臨時の任用期間を延長する特例につきましては、一般的に臨時の任用というのが、普通の正式職員の採用というものが試験で採用されるという、公務員制度大本が十七条でございますので、その列外が二十二条であって、それがなると、

りましたので、私はそれはそういうふうに受け止めまして、先に進みます。

そこで、ちょっと大臣、本当に細かい議論を今
してきたんですねけれども、今回の法改正は、「二十二
二条一項の臨時の任用について、その中から、二
十二条二項の任用」というのは一年しか任用できない
んですね。六ヶ月で採用して、更に一回更新でき
るということで一年の有期契約なんですねけれども、
も、これを今度は三年まで延長できると。それが
いいか悪いかという評価は、また私別に述べたい
と思うんですけれども、そういう特例を設けたな
けですけれども、これが、今、各地方自治体には
たくさんのが非常勤、パートとかいろいろな名前で

おりまして、これらによりましてこの特例が野放団な運用にならないよう、すなわち適正な運用になるようになります。○吉川春子君 もし大臣にお答えいただければと思うんですけども、そういう立場で今働いている人たちの労働条件を切り下げるようなことにはならないんだという御答弁がありましたので、是非、大臣におかれましてもこの点、十分に指示するということになるんでしょうか、そういう立場でこの法案を運用していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(鴻池祥肇君) ただいまの御答弁と私も同じというふうに思っておりますが、先ほど来てお話ししておりますように、これは一つ特区とい

○吉川春子君 最初に、保母、保育士の免許を持つ場合、保母というふうにおっしゃいました。このにおける事務事業の見直しに応じた業務量の一時的な変化による職制又は定数の改廃等に対処する場合に、一年を超えた臨時の任用が特に必要なときでございまして、例えば事務事業の見直しを計画的に推進するに当たりまして業務量が一時的に変化するような場合に、正規職員の増減によることなく、臨時の任用職員を弾力的に活用する場合などを想定しております。

○吉川春子君 分かりました。
それで三号なんですがれども、住民生活の向上、行政の効率化を図るために云々かんぬんと引き、業務量の一時的変化により生じる職制又は定数の改廃に効率的かつ機動的に対処する場合に、一年を超えて三年まで更新を繰り返すことができる

て下さいとも、これが今各地方自治体にたくさんの非常勤、パートとかいろいろな名前で呼ばれる正規以外の職員が働いておりますけれども、こういう方々の労働条件の切下げに利用されるのではないか、こういうおそれが働いている方々の中から寄せられております。

この法案の中にそうした歯止め、そうしたことではないと言い切れるものがあるんでしようか。

○政府参考人（森清君） 今回の臨時の任用期間の延長に係る特例措置につきましては、地方公共団体において地域固有の課題に即応した効率的かつ

(国務大臣(渋谷裕三君)　たたいまの御答弁と私も同じというふうに思つておりますが、先ほど来てお話ししておりますように、これは一つ特区ということであります。と同時に、評価委員会というのを七月に立ち上げまして、これでもつてうまくいっているかどうか、また吉川委員の御懸念が当たつているかどうか、こういったところをしつかりと、特に、民間を中心としてこの評価委員会を立ち上げるつもりでござりますので、そういった特区室におけるシステムをフル活用いたしまして御懸念を払拭するような方向を作つていきたい

と、このように考えております。

○吉川春子君 是非そのようにあつてほしいと思います。

それで、同じく臨時・非常勤職員の問題について伺います。今度は二十二条二項ということではありませんので、別の問題でございます。

それで、地公法は、地方公務員の給与、それ以外の勤務条件はいずれも条例で定めるものとしております。その理由はなぜかと申しますと、これは元自治省の地方課長がお書きになつたコンメントでござりますが、一番目として住民自治の原則に基づいて住民同意が必要である、一番目に職員に対して給与を保障すること、労働基本権に代わって勤務条件を保障する制度が必要である、条例は住民の意思であるから、言わば主権者の合意によつて勤務条件が保護されることになる、このように書いてあります。

そこで、伺いますけれども、臨時・非常勤の職員に対してもこの考えは当てはりますか。

○政府参考人(森清君) 地方自治法の規定によりまして職員の給与あるいは報酬というものは条例で定めることになつておりますし、また、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件についても条例で定めることに、これは地方公務員法の二十四条第六項でございますが、条例で定めるということになつております。臨時職員も職員でございますが、具体的な定め方につきましては、勤務の形態とかあるいは職務内容に応じまして、あるいは民間における状況等を勘案しまして各地方考えております。

○吉川春子君 そうすると、ちょっと語尾が分からなかつたんですねけれども、臨時・非常勤の職員についても勤務条件その他については条例で制定すべきものと、このように理解してよろしいですね。

○政府参考人(森清君) 規定上そのようになつております。

○吉川春子君 ところが、多くの地方自治体で臨時・非常勤の職員、いわゆるパート労働者等が働くといつらっしゃるわけですけれども、労働条件が非常にはつきりしないところが多い、はつきり決めて伺いたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○政府参考人(森清君) 職員の給与あるいは手当の他いろいろな問題、それから今の非常勤職員あるいは臨時職員のこうした側面の問題につきましては、かねてより地域住民の理解と信頼が得られるような形で条例が定められるよう指導してきていますところでございまして、今後ともそのようにしてまいりたいと考えております。

○吉川春子君 自治体のパート労働者は大変劣悪な状況の下で仕事をされています。私は埼玉県に住んでいますが、昨年、埼玉では労働組合が県内すべての自治体の一般職・非常勤職員の時間単位の単価の聞き取り調査を行いました。それによりますと、市部の平均で一時間当たり七百九十一円、町村部では七百七十一円、全体の平均で七百八十二円という結果になつております。昨年の厚生労働省の資料によりますと、二〇〇〇年度で、民間パートの場合、女性パートの平均が時給八百八十九円、男性パートの平均が千二十六円。これに対して、女性の通常労働者が時給換算で千三百一十九円、男性が一千五円というふうになつております。埼玉の数字と全国的な数字とは母体が違うわけですけれども、民間の女性パート労働者よりも百七円も少ない、こういう結果になつております。埼玉の数字と全国的な数字差はもつと大きいわけですね。ある保育所の保育さんは、正規の保育士と臨時の保育士とを比べるとその半分、年収がその半分、こういう結果も報告されております。

○吉川春子君 ところで、さうすると、ぎりぎりのところでは公務員のパート労働者よりも百七円も少ない、こういう状況になつております。埼玉の数字と全国的な数字の関係で問題にしませんが、ボランティアという形で最賃法以下で働かされている例も報告されております。

○吉川春子君 いますけれども、これに違反する状態が放置されているわけです。国際的にもパート労働者の平等待遇というのは先進资本主义の原則になつておられます。ILOでは九三年にパート労働条約も締結しております。日本はまだ未批准なんですね。

それで、私は、こういう現在地方自治体で働くいわゆるパートの皆さんの労働条件を引き上げるために是非、グローバルスタンダードということでILO条約だと思つうんですけれども、こういう形で改善していく必要があると思いますが、この点についてはまず自治、自治省じゃなくして、済みません、総務省、いかがお考えでしょう。

○政府参考人(森清君) 一般的に申しますと、やつぱりこの平等

自治体が条例で定めるという大原則があるわけですが、条例で定める際に何がポイントになるかと申しますと、高い給料を払えばなるべくいい人が来るということになるべくいい人を集めたいという思いが一方でござりますけれども、もう一方で、地方自治法で定められておりましたように、勤務を勘案しながら、先ほど申しましたように、勤務の実態とか形態、あるいは職務の内容、民間における状況等を勘案して、地方自治体がいろいろ考えながら条例で決定していくべきものと思つております。

○吉川春子君 ちよつと、今の答弁は私、驚きましたね。最小の費用で最大の効果をと、これはやっぱり非常に働く人たちに対する言葉としては不適切なのではないでしょうか。最賃法とかなり

○吉川春子君 要するに、働いている人たちの権利ということを十分考慮した上で条例制定であるというふうに理解していいんですね。

○政府参考人(森清君) それは当然のこととござります。

○吉川春子君 鴻池大臣、このテーマの最後にも一度大臣にお伺いしたいんですけど、地方公務員の法律は本来パートタイムを予想していない、終戦からそんなに遠くない時期の法律なので、そういう法体系になつております。大変、

今に比べるとなかなか分かりにくくなつております。

○吉川春子君 二十一条があり、「健康で文化的な最低限度の生活」、そして憲法二十八条、二十七条というものがあるわけですね。パートであるがゆえに物すごく低い賃金でもいいんだと、最大の効果を上げるためにパート労働者がそういう対象になつてもいいんだというふうにおっしゃったのでないと私は思います。是非、ちょっと今の発言は、物に対してたつたらまだ分かるんですけど、働いている職員、それで、しかもこの人たち非常に、自分たちで地方自治の本旨に従つた様々な住民サービスや重要な仕事を正規の職員と同じような立場でおやりになつっている方が多いんですね。

○吉川春子君 そういうことを考えますと、やっぱりこの平等

○吉川春子君 いわゆるパートの皆さん、労働条件を引き上げるために是非、グローバルスタンダードということでILO条約だと思つうんですけれども、こういう形で改善していく必要があると思いますが、この点についてはまず自治、自治省じゃなくして、済みません、総務省、いかがお考えでしょう。

○吉川春子君 一般的に申しますと、やつぱりこの平等

○吉川春子君 いますけれども、これに違反する状態が放置され

ているわけです。国際的にもパート労働者の平等

○吉川春子君 待遇というものは先進资本主义の原則になつてお

○吉川春子君 待遇といつうのは九三年にパート労働条約も締結しております。日本はまだ未批准なんですね。

○吉川春子君 それで、私は、こういう現在地方自治体で働くいわゆるパートの皆さん、労働条件を引き上げるために是非、グローバルスタンダードということでILO条約だと思つうんですけれども、こういう形で改善していく必要があると思いますが、この点についてはまず自治、自治省じゃなくして、済みません、総務省、いかがお考えでしょう。

○吉川春子君 一般的に申しますと、やつぱりこの平等

○吉川春子君 いますけれども、これに違反する状態が放置され

ているわけです。国際的にもパート労働者の平等

○吉川春子君 待遇といつうのは九三年にパート労働条約も締結しております。日本はまだ未批准なんですね。

○吉川春子君 それで、私は、こういう現在地方自治体で働くいわゆるパートの皆さん、労働条件を引き上げるために是非、グローバルスタンダードということでILO条約だと思つうんですけれども、こういう形で改善していく必要があると思いますが、この点についてはまず自治、自治省じゃなくして、済みません、総務省、いかがお考えでしょう。

○吉川春子君 一般的に申しますと、やつぱりこの平等

○吉川春子君 いますけれども、これに違反する状態が放置され

ているわけです。国際的にもパート労働者の平等

○吉川春子君 待遇といつうのは九三年にパート労働条約も締結しております。日本はまだ未批准なんですね。

○吉川春子君 それで、私は、こういう現在地方自治体で働くいわゆるパートの皆さん、労働条件を引き上げるために是非、グローバルスタンダードということでILO条約だと思つうんですけれども、こういう形で改善していく必要があると思いますが、この点についてはまず自治、自治省じゃなくして、済みません、総務省、いかがお考えでしょう。

○吉川春子君 一般的に申しますと、やつぱりこの平等

○吉川春子君 いますけれども、これに違反する状態が放置され

ているわけです。国際的にもパート労働者の平等

○吉川春子君 待遇といつうのは九三年にパート労働条約も締結しております。日本はまだ未批准なんですね。

○吉川春子君 それで、私は、こういう現在地方自治体で働くいわゆるパートの皆さん、労働条件を引き上げるために是非、グローバルスタンダードということでILO条約だと思つうんですけれども、こういう形で改善していく必要があると思いますが、この点についてはまず自治、自治省じゃなくして、済みません、総務省、いかがお考えでしょう。

○吉川春子君 一般的に申しますと、やつぱりこの平等

○吉川春子君 いますけれども、これに違反する状態が放置され

ているわけです。国際的にもパート労働者の平等

○吉川春子君 待遇といつうのは九三年にパート労働条約も締結しております。日本はまだ未批准なんですね。

○吉川春子君 それで、私は、こういう現在地方自治体で働くいわゆるパートの皆さん、労働条件を引き上げるために是非、グローバルスタンダードということでILO条約だと思つうんですけれども、こういう形で改善していく必要があると思いますが、この点についてはまず自治、自治省じゃなくして、済みません、総務省、いかがお考えでしょう。

○吉川春子君 一般的に申しますと、やつぱりこの平等

○吉川春子君 いますけれども、これに違反する状態が放置され

ているわけです。国際的にもパート労働者の平等

○吉川春子君 待遇といつうのは九三年にパート労働条約も締結しております。日本はまだ未批准なんですね。

○吉川春子君 それで、私は、こういう現在地方自治体で働くいわゆるパートの皆さん、労働条件を引き上げるために是非、グローバルスタンダードということでILO条約だと思つうんですけれども、こういう形で改善していく必要があると思いますが、この点についてはまず自治、自治省じゃなくして、済みません、総務省、いかがお考えでしょう。

○吉川春子君 一般的に申しますと、やつぱりこの平等

○吉川春子君 いますけれども、これに違反する状態が放置され

ているわけです。国際的にもパート労働者の平等

○吉川春子君 待遇といつうのは九三年にパート労働条約も締結しております。日本はまだ未批准なんですね。

○吉川春子君 それで、私は、こういう現在地方自治体で働くいわゆるパートの皆さん、労働条件を引き上げるために是非、グローバルスタンダードということでILO条約だと思つうんですけれども、こういう形で改善していく必要があると思いますが、この点についてはまず自治、自治省じゃなくして、済みません、総務省、いかがお考えでしょう。

○吉川春子君 一般的に申しますと、やつぱりこの平等

○吉川春子君 いますけれども、これに違反する状態が放置され

ているわけです。国際的にもパート労働者の平等

○吉川春子君 待遇といつうのは九三年にパート労働条約も締結しております。日本はまだ未批准なんですね。

○吉川春子君 それで、私は、こういう現在地方自治体で働くいわゆるパートの皆さん、労働条件を引き上げるために是非、グローバルスタンダードということでILO条約だと思つうんですけれども、こういう形で改善していく必要があると思いますが、この点についてはまず自治、自治省じゃなくして、済みません、総務省、いかがお考えでしょう。

○吉川春子君 一般的に申しますと、やつぱりこの平等

○吉川春子君 いますけれども、これに違反する状態が放置され

ているわけです。国際的にもパート労働者の平等

○吉川春子君 待遇といつうのは九三年にパート労働条約も締結しております。日本はまだ未批准なんですね。

○吉川春子君 それで、私は、こういう現在地方自治体で働くいわゆるパートの皆さん、労働条件を引き上げるために是非、グローバルスタンダードということでILO条約だと思つうんですけれども、こういう形で改善していく必要があると思いますが、この点についてはまず自治、自治省じゃなくして、済みません、総務省、いかがお考えでしょう。

○吉川春子君 一般的に申しますと、やつぱりこの平等

○吉川春子君 いますけれども、これに違反する状態が放置され

ているわけです。国際的にもパート労働者の平等

○吉川春子君 待遇といつうのは九三年にパート労働条約も締結しております。日本はまだ未批准なんですね。

○吉川春子君 それで、私は、こういう現在地方自治体で働くいわゆるパートの皆さん、労働条件を引き上げるために是非、グローバルスタンダードということでILO条約だと思つうんですけれども、こういう形で改善していく必要があると思いますが、この点についてはまず自治、自治省じゃなくして、済みません、総務省、いかがお考えでしょう。

○吉川春子君 一般的に申しますと、やつぱりこの平等

○吉川春子君 いますけれども、これに違反する状態が放置され

ているわけです。国際的にもパート労働者の平等

○吉川春子君 待遇といつうのは九三年にパート労働条約も締結しております。日本はまだ未批准なんですね。

○吉川春子君 それで、私は、こういう現在地方自治体で働くいわゆるパートの皆さん、労働条件を引き上げるために是非、グローバルスタンダードということでILO条約だと思つうんですけれども、こういう形で改善していく必要があると思いますが、この点についてはまず自治、自治省じゃなくして、済みません、総務省、いかがお考えでしょう。

○吉川春子君 一般的に申しますと、やつぱりこの平等

○吉川春子君 いますけれども、これに違反する状態が放置され

ているわけです。国際的にもパート労働者の平等

○吉川春子君 待遇といつうのは九三年にパート労働条約も締結しております。日本はまだ未批准なんですね。

○吉川春子君 それで、私は、こういう現在地方自治体で働くいわゆるパートの皆さん、労働条件を引き上げるために是非、グローバルスタンダードということでILO条約だと思つうんですけれども、こういう形で改善していく必要があると思いますが、この点についてはまず自治、自治省じゃなくして、済みません、総務省、いかがお考えでしょう。

○吉川春子君 一般的に申しますと、やつぱりこの平等

○吉川春子君 いますけれども、これに違反する状態が放置され

ているわけです。国際的にもパート労働者の平等

○吉川春子君 待遇といつうのは九三年にパート労働条約も締結しております。日本はまだ未批准なんですね。

○吉川春子君 それで、私は、こういう現在地方自治体で働くいわゆるパートの皆さん、労働条件を引き上げるために是非、グローバルスタンダードということでILO条約だと思つうんですけれども、こういう形で改善していく必要があると思いますが、この点についてはまず自治、自治省じゃなくして、済みません、総務省、いかがお考えでしょう。

○吉川春子君 一般的に申しますと、やつぱりこの平等

○吉川春子君 いますけれども、これに違反する状態が放置され

ているわけです。国際的にもパート労働者の平等

○吉川春子君 待遇といつうのは九三年にパート労働条約も締結しております。日本はまだ未批准なんですね。

○吉川春子君 それで、私は、こういう現在地方自治体で働くいわゆるパートの皆さん、労働条件を引き上げるために是非、グローバルスタンダードということでILO条約だと思つうんですけれども、こういう形で改善していく必要があると思いますが、この点についてはまず自治、自治省じゃなくして、済みません、総務省、いかがお考えでしょう。

○吉川春子君 一般的に申しますと、やつぱりこの平等

○吉川春子君 いますけれども、これに違反する状態が放置され

ているわけです。国際的にもパート労働者の平等

○吉川春子君 待遇といつうのは九三年にパート労働条約も締結しております。日本はまだ未批准なんですね。

○吉川春子君 それで、私は、こういう現在地方自治体で働くいわゆるパートの皆さん、労働条件を引き上げるために是非、グローバルスタンダードということでILO条約だと思つうんですけれども、こういう形で改善していく必要があると思いますが、この点についてはまず自治、自治省じゃなくして、済みません、総務省、いかがお考えでしょう。

○吉川春子君 一般的に申しますと、やつぱりこの平等

○吉川春子君 いますけれども、これに違反する状態が放置され

ているわけです。国際的にもパート労働者の平等

○吉川春子君 待遇といつうのは九三年にパート労働条約も締結しております。日本はまだ未批准なんですね。

○吉川春子君 それで、私は、こういう現在地方自治体で働くいわゆるパートの皆さん、労働条件を引き上げるために是非、グローバルスタンダードということでILO条約だと思つうんですけれども、こういう形で改善していく必要があると思いますが、この点についてはまず自治、自治省じゃなくして、済みません、総務省、いかがお考えでしょう。

○吉川春子君 一般的に申しますと、やつぱりこの平等

○吉川春子君 いますけれども、これに違反する状態が放置され

ているわけです。国際的にもパート労働者の平等

○吉川春子君 待遇といつうのは九三年にパート労働条約も締結しております。日本はまだ未批准なんですね。

○吉川春子君 それで、私は、こういう現在地方自治体で働くいわゆるパートの皆さん、労働条件を引き上げるために是非、グローバルスタンダードということでILO条約だと思つうんですけれども、こういう形で改善していく必要があると思いますが、この点についてはまず自治、自治省じゃなくして、済みません、総務省、いかがお考えでしょう。

○吉川春子君 一般的に申しますと、やつぱりこの平等

○吉川春子君 いますけれども、これに違反する状態が放置され

ているわけです。国際的にもパート労働者の平等

○吉川春子君 待遇といつうのは九三年にパート労働条約も締結しております。日本はまだ未批准なんですね。

○吉川春子君 それで、私は、こういう現在地方自治体で働くいわゆるパートの皆さん、労働条件を引き上げるために是非、グローバルスタンダードということでILO条約だと思つうんですけれども、こういう形で改善していく必要があると思いますが、この点についてはまず自治、自治省じゃなくして、済みません、総務省、いかがお考えでしょう。

○吉川春子君 一般的に申しますと、やつぱりこの平等

○吉川春子君 いますけれども、これに違反する状態が放置され

ているわけです。国際的にもパート労働者の平等

○吉川春子君 待遇といつうのは九三年にパート労働条約も締結しております。日本はまだ未批准なんですね。

○吉川春子君 それで、私は、こういう現在地方自治体で働くいわゆるパートの皆さん、労働条件を引き上げるために是非、グローバルスタンダードということでILO条約だと思つうんですけれども、こういう形で改善していく必要があると思いますが、この点についてはまず自治、自治省じゃなくして、済みません、総務省、いかがお考えでしょう。

○吉川春子君 一般的に申しますと、やつぱりこの平等

○吉川春子君 いますけれども、これに違反する状態が放置され

ているわけです。国際的にもパート労働者の平等

○吉川春子君 待遇といつうのは九三年にパート労働条約も締結しております。日本はまだ未批准なんですね。

○吉川春子君 それで、私は、こういう現在地方自治体で働くいわゆるパートの皆さん、労働条件を引き上げるために是非、グローバルスタンダードということでILO条約だと思つうんですけれども、こういう形で改善していく必要があると思いますが、この点についてはまず自治、自治省じゃなくして、済みません、総務省、いかがお考えでしょう。

○吉川春子君 一般的に申しますと、やつぱりこの平等

○吉川春子君 いますけれども、これに違反する状態が放置され

ているわけです。国際的にもパート労働者の平等

○吉川春子君 待遇といつうのは九三年にパート労働条約も締結しております。日本はまだ未批准なんですね。

○吉川春子君 それで、私は、こういう現在地方自治体で働くいわゆるパートの皆さん、労働条件を引き上げるために是非、グローバルスタンダードということでILO条約だと思つうんですけれども、こういう形で改善していく必要があると思いますが、この点についてはまず自治、自治省じゃなくして、済みません、総務省、いかがお考えでしょう。

○吉川春子君 一般的に申しますと、やつぱりこの平等

○吉川春子君 いますけれども、これに違反する状態が放置され

ているわけです。国際的にもパート労働者の平等

○吉川春子君 待遇といつうのは九三年にパート労働条約も締結しております。日本はまだ未批准なんですね。

○吉川春子君 それで、私は、こういう現在地方自治体で働くいわゆるパートの皆さん、労働条件を引き上げるために是非、グローバルスタンダードということでILO条約だと思つうんですけれども、こういう形で改善していく必要があると思いますが、この点についてはまず自治、自治省じゃなくして、済みません、総務省、いかがお考えでしょう。

○吉川春子君 一般的に申しますと、やつぱりこの平等

○吉川春子君 いますけれども、これに違反する状態が放置され

ているわけです。国際的にもパート労働者の平等

○吉川春子君 待遇といつうのは九三年にパート労働条約も締結しております。日本はまだ未批准なんですね。

○吉川春子君 それで、私は、こういう現在地方自治体で働くいわゆるパートの皆さん、労働条件を引き上げるために是非、グローバルスタンダードということでILO条約だと思つうんですけれども、こういう形で改善していく必要があると思いますが、この点についてはまず自治、自治省じゃなくして、済みません、総務省、いかがお考えでしょう。

○吉川春子君 一般的に申しますと、やつぱりこの平等

○吉川春子君 いますけれども、これに違反する状態が放置され

ているわけです。国際的にもパート労働者の平等

○吉川春子君 待遇といつうのは九三年にパート労働条約も締結しております。日本はまだ未批准なんですね。

○吉川春子君 それで、私は、こういう現在地方自治体で働くいわゆるパートの皆さん、労働条件を引き上げるために是非、グローバルスタンダードということでILO条約だと思つうんですけれども、こういう形で改善していく必要があると思いますが、この点についてはまず自治、自治省じゃなくして、済みません、総務省、いかがお考えでしょう。</p

す。同じ仕事に従事していても、採用根拠もばらばらという形になつておしまして、それが労働条件を悪くしている原因にもなつてゐると思うんです。

それで、私は、先ほど来御答弁いたしましたが、抑えがきちつと付いているという答弁ではありますけれども、本来、採用がもうばらばらでござりますので、もつとこの特区で特例を設けることが働いている職員の勤務条件を悪くするんじやないかという懸念が私は払拭できないんで

先ほど、大臣のそうではないという御答弁もいたきました。地方自治の業務とか住民サービスが十分にできるためにも公務員の働く環境整備あるいは待遇改善、これをきちつと行なうことが、結局は、私たちは行政改革という言葉はいつも括弧付きでは使うんですけども、本当の意味での行政改革につながるのではないかと、このように思いまして、是非、地方公務員の臨時的任用の法改正に伴いましてこのパート問題についても光を当てていただきたいというふうに思うのですが、この点について鴻池大臣の御意見を伺いたいと思います。

○國務大臣(鴻池祥肇君) 繰り返すことになりますけれども、この特区というのは、地方あるいは民間の創意とか工夫が規制の緩和あるいは撤廃につながつてほしいという切なる願いをいかにしてお聞き届けをさせていただくか、できないものもどうやつたらできるようになるかと、こういったことを規制している省庁と十分詰合ひをする、調整をする立場でございます。特区と云うのはそういうものでございます。それゆえに、私ども立場で、地方公務員の皆様方の労働条件等について口出しをする立場ではないということを一
ういうことであります。

ですから、重なりますけれども、そういうた

べども、評価委員会を立ち上げまして、その評価を十分参考にさせていただきたいということを繰り返し申し上げておきたいと思います。

○吉川春子君 次に、副大臣がお見えになりましたので、株式会社による学校設置についてテーマを移します。

それで鴻池大臣、まず最初に大臣の御所見を伺いたいんですけれども、改正案は十二条で、地域の特性を生かした教育、地域産業を担う人材の育成などに限定して、学校法人でなくとも直接、株式会社に学校設置を認めることにしています。現行法でも株式会社自身が学校法人を設立することは可能であり、現にトヨタ、ダイエーなどが行つております。

株式会社が学校法人を設立しないで直接学校を設立できるということになれば、学校教育の公共性、安定性、継続性、教育基本法に定められておりません。これらの問題に重要な問題が生じるのではないかと。それは生じないんでしょうか。その見解を伺います。

○國務大臣(鴻池祥肇君) 何度も何度も恐縮ですが、全国でこれ、やろう、あるいは方向としてやろうと、こういううんじやなしに、試しにやってみよう。その試しにやってみようというのは、私どもが試しにやっていただいたいのかがですかと言つてゐるわけじやございません。地域の実情に応じて、より良き教育のレベルをアップしたい、あるいは、不登校の子供たちの面倒を私たちに見させてほしいというNPOあるいは塾の経営者等が、株式会社でそのままいわゆる卒業証書がいただけて、そして次の段階の学校に進めるところです。それを文部省と十分打合せをして、これまで一度やつてみようじゃないかということであります。ですから、重なりますけれども、そういうた

と、このように思つております。

なお、共産党さんはいつも御心配の向きばつ

かに、評議會を立ち上げまして、その評議

の考え方であつたわけでございますが。

その後、我々も内部でいろいろ検討を更に深めないとするところ、我々の理解も十分に足らなかつた点もある。そういうことで、さらにやつぱり、

それはいつても学校教育の公共性というものがありますから、やっぱりどこかでセーフティーネットの構築など、こういうことを行なうことにいたしておりますので、御懸念なきように、そして

また、この株式会社立学校あるいはNPO立学校について御支援をいただきますことを心からお願ひを申し上げます。

○吉川春子君 本当に試しにやつてみると、とついて私は非常に懸念をしているわけなんですね。

それで、文部副大臣にお伺いいたしますけれども、文部科学省は、株式会社による学校設置は、学校教育に必要な公共性、安定性、教育研究の質の保証と、いうことが困難であると考えられ、これらの問題を克服する代替措置も想定し得ないの

で、特区とはいつても設置主体に株式会社を加えていくことは適当ではない、これは二〇〇二年十月八日の文部科学大臣の会見でおつしやったことです、と、いうお考えでした。

特区において株式会社による学校設置を認めるということで今回こういう法改正になりますけれども、これまで文部科学省が明確にしてきた考え方を変更されたということなんでしょうか。○副大臣(河村建夫君) お答え申し上げます。構造改革特区の第一次提案において、今、吉川委員御指摘のような形で我々文部科学省として、株式会社あるいはNPO、話があつたわけでござります。その時点では、学校法人との比較においてその公共性、継続性、安定性、心配な点があると、いただくことも必要だろうと、こういうようなこととか、情報公開あるいは地方公共団体によつてその成果をきっちりと評価をしていただく、先ほどそのセーフティーネット、そうした上で株式会社とそしてNPO法人による学校の設置を認めたといふことでござります。

これによつて、やっぱり株式会社によつて、それぞれの地域が要望しております地域産業を担う人材を特別に養成をしたいんだとか、あるいはNPO法人、既にいろんな経験を持つおられる人材がありますが、不登校児に対する特別な、あるいは多様な教育を受け入れてやつておられる現状がございますから、そういうことが必ずしも今既成の学校が対応し切れていない点もある、これは文部科学省も反省しなきやいけない面もあると思

うんですね。そういう多様なニーズにこういう形で応じていただけることについてはひとつ是非期待をいたしたいということもありまして、そういうことも期待をいたしながら特区について認めたということです。

○吉川春子君 文部省は、株式会社による学校設置は、学校教育に必要な公共性、安定性、教育研究の質の保証が困難だと、代替措置も想定し得ないと否定されたわけですねけれども、学校法人の設立要件を大幅に緩和するなどして、あくまで学校法人の設立によるということで来ましたね。

そして、学校は教育基本法第六条において公の性質を持つものと規定されて、国、地方公共団体のみ私立学校で定めた基準を満たした学校法人に学校教育の公共性を担保する、そういうためではないんですか。

○副大臣(河村建夫君) 学校法人と株式会社を単純に比較すれば、株式会社というのはもう倒産したらそこでおしまいになってしまいます。学校法人の場合は、最終的には国に帰属する、こういうこともございまして、そういう意味で公共性、継続性、安定性が確保されているわけでございますが、しかし、その地域のいろんな多様なニーズにこたえるということを考えたときに、やっぱり株式会社が持つ利点どいりますか、学校法人ではなかなか必要な資金の確保というのが難しい面が最近あります、株式会社では株式、社債というようなことで資金確保もできるというようなことと、それから経営的に考えたときに非常に効率的な経営もできるではないかと。

こういうものもあって、そういう意味では、特に特区において地域に根差した産業の技術力を活用した研究を行うとか、そういう特別なニーズがあるようなケースについては、これまでの既存の国公私立学校では不可能ではないかと思われる点について期待ができるという視点もありまして、これをより良き教育の観点から特区において認めていこうということで、そういう意味では、これ

までの単なる担保できないという考え方だけではなくて、やっぱり多様な文部科学省としても考え方立つていかなきゃいけないと思っておるわけでもございまして。

これを、じゃ、すぐに全国にと言わると、この結果というのをやっぱりしっかりと見なきゃいけませんし、諸外国の例、特にアメリカなんかも全部が全部うまくいっているわけでもございません。そういう問題点がなきにしもあらずでありますから、そういうことは十分検証しながら、これからそういう形で地方、地域からそういう要望が参りますから、地方自治体もこれについては責任を持つということをございますから、そういうものを注視しながら、我々としても株式会社あるいはNPO法人の参入についてそういう面で期待をしながら注視していくといふ、このように思つておるところでございます。

○吉川春子君 法案は、経営が破綻した場合に備えて認定を受けた地方自治体に転学等のあっせんを義務付けています。しかし、子供たちが学ぶ教育の場がこうした事態になつてはならないということは当然ですね。それで、その法案の転学等のあっせん措置が示しているように、株式会社による学校設立を認めるということは、学校の公共性、安定性、継続性の確保に問題が起り得るといふふうに思うわけです。

時間の関係で続けて質問しますけれども、教育において當利を求めるところが高くなりますね。そして、教育の機会均等という、本当に日本の戦後教育が一貫して追求してきたと言つても過言ではない教育の機会均等の原則、これを崩すことにはない限りは、文部科学省としても指摘をしないわけではありませんが、やはり教育を目的としてスタートをし、そしてやっぱり経営と相まってやる。しかし、教育がそんなに利潤がどんどん出るようなものでないことは、私は、ではなかぬといえばそうですが、より良き教育をめざして、親のNPOでいろいろ多様な取組がされているところはきちっと考えておやりになるだろう。

当然、その株式会社の在り方というのも我々を考えた上のことございまして、これに對して、当然その奨学金制度等々、あるいは特別に費用やなんかで非常な格差ができるというような問題については、これは文部科学省としても指摘をしなきゃいけなくなる問題だし、地方自治体に対しても、やっぱり特別奨学金制度で考えるとか、そういう指導は私はしていかなきゃいけなくなるだろうと、こう思つております。

株式会社でありますから倒産も覚悟しなきゃ

いかといふうに思つておりますけれども、やっぱり経営を考えながらおやりになるということによつて教育をより良くするということについては、我々期待をしたいと思つております。

現実に今、高校、大学についても少子化時代を迎えて、現実にもう学校法人も倒産をいたしておしまして、今、実はその問題についても我々としては取り組むべきだと思います。

○副大臣(河村建夫君) 委員御指摘のとおりで、これだけの不登校児がいるというのは、やっぱり、これは文部科学省、一体何をしておったんだと言われてもやむを得ないし、私は、この点については早急に対応していかなきゃいけません。

だから、むしろNPO法人の手もかりてという

ことであつて、NPO法人に丸投げするんじやとりまして、今、実はその問題についても我々として追つ付きませんから、NPO法人のこれまで

万が一の場合に、義務教育の場合はまだしも高校の場合、認定特区、申請してきた自治体だけで責任が負えるんですか。学校が破綻するということは将来、子供の将来にとっても大変なことですけれども、その点について自治体の責任でそういうことがフォローできるんでしようか。

○副大臣(河村建夫君) これは、自治体の大きさにもよってそういう懸念なさるということを私も分からぬじやございませんが、やっぱり、これは学校が成り立つということが前提でござりますから、これは最大、株式会社である以上は、営利を追求しただけでは、学校成り立たないとそこはきちんと考えておやりになるだろう。

当然、その株式会社の在り方というのも我々を考えた上のことございまして、これに對して、当然その奨学金制度等々、あるいは特別に費

用やなんかで非常な格差ができるというような問題については、これは文部科学省としても指摘をしないわけではありませんが、やはり経営と相まってやる。しかし、教育がそんなに利潤がどんどん出るようなものでないことは、私は、ではなかぬといえばそうですが、より良き教育をめざしてスタートをし、そしてやっぱり経営と相まってやる。しかし、教育がそんなに利潤がどんどん出るようなものでないことは、私は、ではなかぬといふうに思つておりますけれども、やっぱり経営を考えながらおやりになるということによつて教育をより良くするということについては、我々期待をしたいと思つております。

現実に今、高校、大学についても少子化時代を迎えて、現実にもう学校法人も倒産をいたしておしまして、今、実はその問題についても我々として追つ付きませんから、NPO法人のこれまで

うなことについては正に先取りをして考えていかなきゃいけない時代を迎えておるというふうに思つて、そういう点については我々も十分考慮しなきゃいかぬ問題だと思っております。

○吉川春子君 もう一つ、文部科学省にNPO法人による学校設置についてお伺いいたします。

河村副大臣は、このNPO問題に大分お力を入れ取り組まれてこられたわけですねけれども、今回こういう形になりました。十三条でNPO法人による学校の設置が認められて、不登校の児童生徒、学習障害、注意欠陥多動性障害、こういう特別なニーズがある場合を対象としております。

NPOでいろいろ多様な取組がされているといふことは私も知つております。これから、NPOが最も知つておられます。それはNPOが独自におやりになるというこ

とと、不登校児が全国で十三万九千人いると、これはNPOに任せ終わりということでは到底ないわけでして、もうびっくりするようなお子さんたちが毎年、不登校なわけですね。これは一〇〇%程度と、文部省の適応指導教室の利用などで対応しているのは一〇〇%程度なんですねけれども、NPOでいろいろ多様な取組がされていることでも私も運動に参加してきたわけなんですけれども、私は、NPOが独自におやりになるというこ

とと、不登校児が全国で十三万九千人いると、これはNPOに任せ終わりということでは到底ないわけでして、もうびっくりするようなお子さんたちが毎年、不登校なわけですね。これは一〇〇%程度と、文部省の適応指導教室の利用などで対応しているのは一〇〇%程度なんですねけれども、NPOでいろいろ多様な取組がされていることでも私も運動に参加してきたわけ nº 1

がやつぱり中心になつて対応していかなきやいかぬと、こう思つておるわけでございまして、このことは急ぐ課題でございますし、これは、文部科学省としては大変なことだという思いで取り組まなきやいかぬと、このように思つております。

○吉川春子君 最後に、児童福祉法の特例についてお伺いいたします。

認定特区を設定した市町村の長は、保育所の入所決定など、保育の実施に係る事務の権限を市町村の教育委員会に委任することができるようになりますと、こういう特区法の改正でございます。特区において、教育委員会が福祉事務所長と同様に、児童福祉法に基づく保育の実施に係る事業の責任を負うことになるんですけれども、保育に欠ける児童一人一人に必要な保育の判断を行なうことは教育委員会の管轄外のことですよね。

現美には、もう非常に困難を伴うというか、できないというふうに私は思うんですけれども、保育所の待機児もまた実にたくさんいる中で教育委員会が適切に児童一人一人に必要な保育の判断をしておられるんでしようか。伺います。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 保育の実施の事務の中には、今、吉川委員がおっしゃいましたように、保育に欠ける子供であるか、要するに保育所に入所をする要件を満たしている子供であるかどうかという判断ですか、あるいは待機児童がいるような地域におきましては、どういう優先順位を公正に選考するかといったような事務も当然含むわけでございます。

そういうことも前提として、児童福祉に関する機関との密接な連携ということも今回の条文の中で条件として規定させていただいておりますけれども、児童福祉関係機関との連携をしながら教育委員会が保育の実施に係る事務の委任を受けることができるといったことにいたしたわけでございます。

ですから、当然、そういうことをお考えになる自治体におかれましては、教育委員会でそういう事務ができるよう人に員体制を整備するという

ことは前提でございますので、事務の委任の際に市

町村長と教育委員会との間で協議が行われることになりますけれども、その協議の中などで、その

ことは行革とかいう概念どこの特に幼児教育は相入れないかのようにその配慮が十分必要だと思いま

るうかと思います。

○吉川春子君 障害児あるいは母子家庭のお子さんの入所など、保育所入所には福祉的な判断が求められます。教育委員会に委任されるのでは、こ

ういう点での保育の後退というのが懸念されますが、新たに加えられております。参議院の共生調査会で児童虐待の問題も一年間検討いたしました。虐待の親から分離された被虐待児で保育所に通うケースが増えております。また、虐待を受けるおそれのある場合も保育所入所要件に位置付け

て、防止といやしの保育の充実が必要です。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 今、委員が言われましたことは、そのとおりだと思います。

入所児童の中でも、特に配慮が必要であると思われる障害児の問題、あるいは優先的に入所をさせていただきたいと考えております母子家庭など一人親家庭のお子さんの問題、さらには児童の虐待、虐待を受けたお子さん、あるいはお父さん方が増えてくるのではないかという気がいたしております。

日本はだんだん子供の数が減つてしまります。子供を産む環境ではないと言つて調査結果も六十何%が出ている。これは非常にゆるしきことだと思います。ただ、私は、この政策がうまくいくことによつて少子化に歯止めが掛かっていくのではないか、子供を産んでみようというお母さんが方が、あるいはお父さん方が増えてくるのではないかという気がいたしております。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 今、委員が言われましたことは、そのとおりだと思います。

子供を産む環境ではないと言つて調査結果も六十何%が出ている。これは非常にゆるしきことだと思います。ただ、私は、この政策がうまくいくことによつて少子化に歯止めが掛かっていくのではないか、子供を産んでみようというお母さん方が、あるいはお父さん方が増えてくるのではないかという気がいたしております。

今年は沖縄が、ペリー提督が来航してちょうど五百年前、これは日本も同じでありますけれども、日本の浦賀に来航する前に、一月前に沖縄に来て、そして沖縄と琉球友好貿易協定みたいなものを首里城でちゃんと交わして、その貿易協定というものは今でもワシントンで生きているという話を私は聞かされましたけれども、やはりそのことを首里城でちゃんと交わして、その貿易協定といふふうなことをからすると、日本の現在の発展した段階では、このよう百五十年前のことが実際として大きな効果をもたらしたんじやないかというふうなことで、鴻池大臣が長崎の出島とかそういうふうなことを引用なされたことについては非常に同感でございます。今後とも、よろしく頑張つていただこうと願っています。

それで、昨年の平成十四年八月三十日締切りの特区構想第一次提案では、二百四十九の提案主体から四百二十六件の特区構想が寄せられ、今年、平成十五年一月十五日を期限とする第一次提案募

集では、四百十二の提案主体から六百五十一件の特区構想が提案されたとのことであります。まことに、そのとおりであります。また、特に民間からの提案ということです。

○国務大臣(鴻池祥肇君) ただいま島袋委員の数字、正にそのとおりであります。徐々に増えてきたということです。

これも、先ほど来御質問の中で私が答弁申し上げておりますように、PRをしている。そのPRも、こういう御提案をされたらどうですかという

のは一切今までしておりませんし、これからもするつもりはございません。こういう特区という制度というものがございます、これを用いてあなたたの地域を活性化させたいかがでしようかというPRはいたします。

そういう中で、いわゆる中央から地方へ、官から民への大いなる移譲、移動というものの突破口としてこの特区の制度が更に充実して発展していくことを心から期待をしながら、私もそれに努めてまいりたいと、このように思っております。

○島袋宗康君 是非頑張っていただきたいと、今、先ほどのいろいろありましたけれども、相当な各省庁の抵抗があつて、なかなか思うようにいつていなかつておられました。本当にこれから

から、大臣の頑張りどころはこれからだといふうな気持ちを持って是非頑張っていただきたいと思ひます。

それから、第二次募集の特区構想の中には千件を超える規制項目に対する改革要望が寄せられ、その中から今回は、特例措置を講ずるもの四十七件、全国において規制改革を実施するもの七十七件の合わせて百二十四件の規制改革を実施することとなつたとのことです。

この結果は、提案の数に対しても実施することになつた改革の数は多いと思うのか少ないと思うのか。また、今回見送られたものの中にも今後検討

を要するものが数多く含まれていると思いますけれども、その実現の見通しについてはどのようにお考えになつていらっしゃるか、お伺いいたします。

○政府参考人(中城吉郎君) 先生御指摘のとおり、第二次提案募集で提案されました六百五十一の構想においては、千件を超える規制の特例といえています。

これらは、第一次のときは十八であります。また、特に民間からの提案ということです。

うちのものを求める要望があつたわけでございます。

○政府参考人(中城吉郎君) お答えいたします。

関係省庁と調整いたしまして、今御指摘のよう

に、教育分野、医療分野、国際交流分野、物流分野など、各分野四十七の特区における実施する事項ということと、七十七の全国で実施する事項といふものが実現することになったわけでございます。

とりわけ、今回の調整過程におきましては、医療、教育などの重要分野におきまして、鴻池大臣の積極的な協議ということ、それから最終的には

総理自らの御判断ということもございまして、例えば医療分野における株式会社参入、それから株式会社やNPOによる学校設置の容認、それから農家、民宿におけるどぶろくの提供の容認と、こ

ういったような、これまで長い間、地方や民間からも要望があつたにもかかわりませず様々な事情で実現が困難であつたと、こういった分野の規制が実現したということは大きな成果であったといふことがあります。

なお、既に、残る計画について引き続き審査を行ひまして、五月二十三日に第二弾として六十件の認定をしたところでございます。數字的には、一弾、二弾を合わせると、いわゆる申請の分布と大きくは異なつております。

○島袋宗康君 構造改革特区の第二次提案募集に對し、沖縄県内からは民間からも含めて九の提案がなされております。各省庁からの回答には、一部を除いて特区として採用するものがありまませんでした。沖縄県内からは政府の対応にやる気が見られないなどといった批判や落胆の声も多く聞こえます。

今般の沖縄県内から出された特区提案に対する結果をどのように評価しておられますか、お伺いいたします。

○國務大臣(鴻池祥肇君) 是非とも落胆しないで、引き続き具体的に御提案をお待ちしたいと

思っております。真摯に受け止め、僕はもう百

として、同時に、これを認定申請件数の地域分布と比例いたしますと、比例しているわけでも、地域分布と比例しているわけでもないようあります。見受けられます。そして、同時に、これは認定申請件数の地域分布と比例しているわけでもないようあります。このことはどのような理由からこうしたことになつているのでしょうか、お伺いいたします。

○政府参考人(中城吉郎君) お答えいたします。

四月二十一日に行いました特区計画の第一弾の認定でございますが、これは、四月に認定申請を受け付けました百二十九件のうちに、申請の時期が早く、また熟度の高い五十七件について前倒して認定したものでございます。

認定申請を受けました百二十九件の都道府県別の分布状況と第一弾の五十七件の分布状況というものが異なるという御指摘でございますが、この場合、都道府県により申請された特区の計画の時期とか、それから熟度に差があつたということにより、若干の分布の差があつたというふうに考えております。

認定申請を受けました百二十九件の都道府県別の分布状況と第一弾の五十七件の分布状況というものが異なるという御指摘でございますが、この場

合、都道府県により申請された特区の計画の時期とか、それから熟度に差があつたということにより、若干の分布の差があつたというふうに考えております。

なお、既に、残る計画について引き続き審査を行ひまして、五月二十三日に第二弾として六十件の認定をしたところでございます。數字的には、一弾、二弾を合わせると、いわゆる申請の分布

と大きくは異なつております。

○島袋宗康君 構造改革特区の第二次提案募集に對し、沖縄県内からは民間からも含めて九の提案がなされております。各省庁からの回答には、一部を除いて特区として採用するものがありま

せん。

したが

ます。

○島袋宗康君 ちょっとと今の御答弁と重なるかも

しませんが、お許しください。

今回の構造改革特区提案申請の第二次募集に

する担当各省庁の対応においても、前回の第一次募集の際と同様に、全国的な対応が必要であり今後その対応について検討を行ふ予定であるとして、特区として対応不可となつたものが多く見られます。このようなことでは、特区法の趣旨である地域の自主性と活性化は単に絵にかいたものとなつてしまふのであります。

たもので今後検討可能予定というものを、いつも

回ぐらい言つてゐると思いますが、御提案を宝物のようにして取り扱いたいと思つております。

ただ、お出しになつた中で、聞いておりますと

ころ、なかなか難しい、すぐさま役所、関係省庁がオーケーと言いにくいものも相当あつたやにも聞いております。

しかし、御理解をいただきながら、できたものもございます。例えば、短期滞在査証の発給手続の簡素化でありますとか、電力線の搬送通信に関わっているところでございますし、具志川市等から、私の親戚のおります具志川市でございます

が、未承認薬の利用の自由化、この辺りは、非常にこれは、いつも僕は厚生労働省とやり合つていて、運営に見えますが、やはり分かりやすい、もう少し検討が必要だといったような部分も確かにあります。

うかと思ひますので、今申し上げましたように、六月に予定をされております第三次提案募集と併せて十分検討もさせていただきたいと思いま

す。

是非ともあきらめないで、ビザなし渡航の問題も含めまして、十分いい御提案をちょうだいしたいと、心からお待ちをいたしておるところであります。

是非ともあきらめないで、ビザなし渡航の問題も含めまして、十分いい御提案をちょうだいしたいと、心からお待ちをいたしておるところであります。

○島袋宗康君 ちょっとと今の御答弁と重なるかもしませんが、お許しください。

今回の構造改革特区提案申請の第二次募集に

する担当各省庁の対応においても、前回の第一次

募集の際と同様に、全国的な対応が必要であり今後その対応について検討を行ふ予定であるとして、特区として対応不可となつたものが多く見

られます。このようなことでは、特区法の趣旨である地域の自主性と活性化は単に絵にかいたものとなつてしまふのであります。

で検討するという期限が示されなければ、構造改革特区推進本部長である小泉総理の権威は地に落ち、特命大臣としての鴻池大臣も立つ瀬がないと思うのでありますけれども、この辺について大臣の御所見を承りたいと思います。

○國務大臣(鴻池祥肇君) 重ねての答弁になろうかと思いますけれども、懸案につきましては、六月に予定をされております第三次提案募集と併せて十分な検討をさせていただきたいと思っておりますし、今、島袋委員の御指摘のとおり、着実に一步一歩進まないことには小泉内閣の改革のこけんにかかるると、このように私も承知をいたしながら頑張つてまいりたいと思っています。

○島袋宗康君 再三申し上げます。是非頑張つていただきたいと思います。

今般の提案には、那覇港フリーポート特区や電波特区のように、全国に対応し平成十五年中に結論を得るとの回答が得られたものが幾つかありました。構造改革特区という制度を打ち出した精神を踏まえれば、全国的に対応するものについても、年度末まで待つことなく速やかに結論を出すべきだと考えますけれども、政府の御見解を賜りたいと思います。

○政府参考人(中城吉郎君) 御指摘のありました那覇港のフリーポート特区で提案されました検疫の二十四時間化、それから電波特区で提案されました電力搬送通信に関する実証試験の実現、これらはいずれも平成十五年度中に全国で実施というふうにされています。

○政府参考人(中城吉郎君) 御指摘のありました沖縄県の提案に係る国際観光・保養特区と石垣市の提案した観光特区におけるノービザ制度の導入に関する担当省庁である外務省が、特区として対応不可とした理由はいかにも不可解であります。それによれば、韓国人、台湾人、香港人等の不法残留者数や刑法犯検挙数、検挙件数が多いことを理由に挙げているようですが、これは、過去から現在までの一般的な状況について述べているにすぎないというふうに思っております。

七日の本部決定において、全国で対応するというふうにされたものにつきましては、更に進捗状況を踏まえまして、六月に基本方針の別表として閣議決定することとしております。

一方、六月に予定されております総合規制改革会議の中間取りまとめに向けた検討においても、こうした全国対応のものを対象にするということておりますので、内閣官房といたしましては、総合規制改革会議と連携して、その実施状況

を適切にフォローアップしていきたいというふうに考えております。

○島袋宗康君 那覇港フリーポートとそれから電波特区ですね、その辺についてはもう一度、県民に答えるというお気持ちで、御説明いただけませんか。

○政府参考人(中城吉郎君) 那覇港管理組合から出ております那覇港フリーポート特区ということをございます。これにつきましては、検疫の二十四時間化ということで全国実施ということでございました。いまして、平成十五年中に厚生労働省が実施するというものでございます。

それから、沖縄電力から出ております電波特区でございますが、これも全国で実施ということですで、電力搬送通信に関する実証試験の実現は平成十五年度中に総務省が実施するというものでございます。

○島袋宗康君 ただいま、平成十五年中に実施するというふうなことを確認してよろしくうございませんか。是非お答えください。

○政府参考人(中城吉郎君) はい、そういうことでござります。

○島袋宗康君 沖縄県の提案に係る国際観光・保養特区と石垣市の提案した観光特区におけるノービザ制度の導入に関する担当省庁である外務省が、特区として対応不可とした理由はいかにも不可解であります。それによれば、韓国人、台湾人、香港人等の不法残留者数や刑法犯検挙数、検挙件数が多いことを理由に挙げているようですが、これは、過去から現在までの一般的な状況について述べているにすぎないというふうに思っております。

沖縄県や石垣市では、これらの特定の地域から特定の団体旅行や修学旅行者に対する査証免除措置の導入を求めているのであり、これは、主催する旅行社なりに責任を持って実施する等の条件を与えることによって、観光の目的以外のこととしておりませんので、内閣官房といたしましては、総合規制改革会議と連携して、その実施状況

とにかく、従来の固定観念にとらわれず、何でも今までどおりやつていけば可もなく不可もなし的な役人根性では思い切った構造改革などできるわけがありません。

鴻池大臣は一昨日、五月二十七日の、先ほど申し上げました琉球新報紙上でインタビューに答えて次のようにまた述べておられます。ノービザなどは非常に良い。今、日本は観光立国で、海外からの観光客が五百万しか来ないのは、来てないで次のようにまた述べておられます。ノービザなどは非常に良い。今、日本は観光立国で、海外か

うことは、これを十倍にしようとしている問題もあり、沖縄の持つ、いわゆる先ほどのノービザ問題については非常に役割は大きいというふうなコメントをされておりました。非常に力強いインタビューであると私は思つております。そういった信頼性の高い旅行社なりあるいは学校、定期的に来るのはノービザでよいと思うというふうなことを述べられております。

前向きに考えられていると思ひますけれども、外務省の役人の固い頭をほぐしてノービザ制度を導入できるのは鴻池大臣、ほかにないと私は信じておりますので、大臣のコメントをいただきたいと思います。

○國務大臣(鴻池祥肇君) 今、委員がおっしゃいましたように、ノービザということで、海外から日本にお越しをいただく人数を増やすと、これはもう絶対の所信演説にも出ておりまして、倍増しようということでございます。現在、参考までに申し上げますと、稚内、長崎、京都府、舞鶴港ですね、それから宮崎県、そして沖縄県、海外からのビザなし渡航を求める御提案をいただいております。

それで、特に難しいということとも分からぬでないところもあるんですけども、特に沖縄の場合、あるいは石垣始め島の場合、はつきりとした毎年やつてくる旅行者というか修学旅行とか、相手さんがしつかりした観光業者で受け入れ側もしつかりした観光業者であるといつた辺りから、ビザなし渡航というものを特区で私は認めていくべきではないかというふうに思つております。

第二点は、特区内の島嶼を訪問する観光旅行社主催の韓国人団体観光客の査証申請について、訪問先に当該島嶼が含まれ、かつ観光旅行社が査証申請時に提出する日程どおりに旅行者全員を帰国させる旨保証する誓約書を提出する場合には、提出書類のうち住民登録證明書を不要とするというのが第一点でございます。

○島袋宗康君 そういうふうな難しい手続を経ないとビザなし渡航はできないというような、大変

りでございますので、冒頭、委員にも申し上げましたように、あきらめムードをお出しにならずに、是非ともそういう御提案を引き続きちょうだいしたいと思います。

我々も、観光立国だと、お越しをいたぐ外国の方々倍にするんだという大義があれば、これは決して特区として不可能ではないというふうに考えております。

○島袋宗康君 これに関連いたしまして、沖縄県が提案した国際観光・保養特区の査証免除措置の導入に対する再検討要請に対し、外務省より、導入は困難であるが、一定の条件を満たす特定国民からの短期滞在査証申請について提出書類の簡素化ができるかどうか検討したいとの回答がありました。

そこで、現在、外務省では、一定の条件や特定国などについてどのような検討がなされているのか、具体的にお示しいただきたいと思います。

○政府参考人(遠藤茂君) お答えいたします。先生御質問の点につきましては、現在、次のような対応を取るべく、内閣官房構造改革特区推進室とも協議しつつ検討を進めております。

まず、一点でございますが、特区の中の島嶼、島でございますけれども、を修学旅行を目的として訪問する韓国人修学旅行生及び教師その他の引率者の査証申請について、訪問先に当該島嶼、島が含まれ、かつ査証申請者が修学旅行生及び引率者はあることを学校側が文書にて証明する場合には、提出いただく書類のうち住民登録證明書を不要とするというのが第一点でございます。

第二点は、特区内の島嶼を訪問する観光旅行社主催の韓国人団体観光客の査証申請について、訪問先に当該島嶼が含まれ、かつ観光旅行社が査証申請時に提出する日程どおりに旅行者全員を帰国させる旨保証する誓約書を提出する場合には、提出書類のうち住民登録證明書を経ないでございます。

な手続が必要だというふうな印象を与えてします。もうこれ、聞いただけでも本当にあれますよ。

皆さん方は、最初は、韓国人、台湾人、香港人等の不法残留者が非常に刑法犯が多いと。だから、沖縄にも、そういうふうな犯罪をさせちゃいかぬということで、それがビザなし渡航がいわゆる断る大きな理由になつていて、最初私言つたとおりでありますけれども、沖縄では、韓国人や台湾人とか、そういう香港人とかいう方々が今まで事件を起こしたことないんです。これはもう全国でもまれに、恐くないような感じでありますけれども。ただ、私たちは言いたくはないんですけれども、米軍の軍人軍属の方がはるかに事件、事故を起こしていると。この台湾とか、そういうた韓国人とかというふうなものは沖縄では全く事件というものは見られていません。だから、そういうふうな印象を与えるような皆さんの方の、いわゆるビザなし渡航は駄目だというふうなことは、それは私は絶対いけないと思想で導入できるような体制を是非、外務省、努力していただきたい。

これは、沖縄の旅行業者、あるいはそのほかのそういうたふうな、今の私が申し上げました事件、事故が起こらないような形での約束は十分旅行業者と私は取り付けることができると思いますから、その辺は是非努力して、是非、外務省の姿勢を改めていただきたいというふうに要望しておきますけれども、それについて見解を述べてください。

○政府参考人(遠藤茂君) これまでも随分査証手続きにつきましては外務省としても努力してまいりまして、韓国、台湾等、申請いただければ、その次の日には有効期間五年、滞在期間九十日の査証を発給できることになりました。

いずれにしましても、先生の御要望は賜ります。取りあえず、まず、今、先ほど申し上げまし

たラインで実施させていただけたらということでお容赦願いたいと思います。

○島袋宗康君 大臣、今お聞きのとおりでありますから、是非私がさつき申し上げたとおり、余りかぬところで、それがビザなし渡航がいわゆる断る大きな理由になつていて、最初私言つたとおりでありますけれども、沖縄では、韓国人や台湾人とか、そういう香港人とかいう方々が今まで事件を起こしたことないんです。これはもう全国でもまれに、恐くないような感じでありますけれども。ただ、私たちは言いたくはないんですけれども、米軍の軍人軍属の方がはるかに事件、事故を起こしていると。この台湾とか、そういうた韓国人とかいうふうなものは沖縄では全く事件というものは見られていません。だから、そういうふうな印象を与えるような皆さんの方の、いわゆるビザなし渡航は駄目だというふうなことは、それは私は絶対いけないと思想で導入できるような体制を是非、外務省、努力していただきたい。

これは、沖縄の旅行業者、あるいはそのほかのそういうたふうな、今の私が申し上げました事件、事故が起こらないような形での約束は十分旅行業者と私は取り付けることができると思いますから、その辺は是非努力して、是非、外務省の姿勢を改めていただきたいというふうに要望しておきますけれども、それについて見解を述べてください。

○政府参考人(遠藤茂君) これまでも随分査証手

仕方ない、しかし、制度の差のゆえに、進出する企業に投資に対して思い切った税制が認められ、自分たちはそんな投資の余力もない、そういう違

いがゆえに自分の企業が倒産するのであつたら、規制規制と言つてしまえば、これ、できるものもできなくなるわけで、何のための特区かと言いたいです。いろいろ私は前進しないと思いますので、是非その辺を外務省と相談をして、一日も早くビザなし渡航ができるよう努力していただきたいと思ひます。

それから、構造改革特区第二次募集に際し、名護市は、昨年の第一次募集に続きキャブティプ保険の導入などを提案しましたが、今回、提案そのものは特区として対応されませんでした。

ところ、仮にキャブティプ保険が認められるとしても、沖縄振興特別措置法に基づく金融業務特別地区の優遇措置の要件である、常時雇用者数二十名以上という要件が次の大きな障害になると指摘があります。

今後、構造改革特区を実現するに当たって、沖縄振興特別措置法の該当要件を見直して対応するつもりなのかどうか、そのお考えについてお聞かせ願いたい。

○政府参考人(安達俊雄君) 一般論として申し上げれば、情勢の変化に応じて制度といふものは常に見直していくしかないといふうに考えて

いるわけでございますが。

○政府参考人(安達俊雄君) 一般的論として申し上げれば、情勢の変化に応じて制度といふものは常に見直していくしかないといふうに考えて

いるかという意見が非常に聞こえてくるわけですね。その辺について、せつかくですので、もつと十名ぐらい引き下げるといふうなことは考えていませんか。

○政府参考人(安達俊雄君) 今御説明したような状況がござります。そして、やはりかなりもう全國にない思い切った、特別自由貿易制度にしろ他の制度もそうでございます。そういう中で、やはり沖縄の最大の問題は雇用創出でございます。

現に、中城なんかで進出しようという企業にとって、この二十人の要件といふものは非常に大きな励みになつております。これを目標にしてそれだけの事業活動を計画していくという、あるいはいつたん進出して、そこまで至らないけれども、近い将来にそういうレベルになるよう頑張ろうということで、そういうプロセスを通じて実際に、沖縄経済への貢献をしていただいているといふところがござりますので、そういうたプラスの面についても御理解を賜りたいと思います。

○島袋宗康君 最後に、鴻池大臣が先般の当委員会において述べられました所信表明の中でも、今年

の夏にも、構造改革特区区域推進本部の下に、民間人、学識経験者等第三者から成る評価委員会を設置し、経済財政諮問会議や総合規制改革会議とも連携を取りながら、特区で講じられた規制の特

別措置の全国実施の可能性等について検討してまいりたいと考えておりますというふうにおっしゃいました。

評価委員会の立ち上げの準備は現在どのようになつているでしょうか、お伺いいたします。そして、同時に私は、この評価委員会において、地方や民間から提案された特区構想の可否判定に対する各担当省庁の判断に際しても、同委員会に評価してもらつた方が良いと考えますが、大臣のお考えはいかがでしようか。御所見を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(鴻池祥肇君) 評価委員会につきましては、先ほど来御答弁をさせていただいておりますとおり、本来四月、来年の四月に立ち上げるということでございましたが、特に私から、既に特区が誕生を百十七しておりますので、七月には立ち上げると、こういうことで指示をいたしております。

また、ただいま委員の方から、その委員会において、評価委員会において特区といふものを実施を決めたらどうかという御提案もございましたけれども、これはやはり、この評価委員会というのは、でき上がつたものがうまくいくかどうか、いっつてはならばいいぞと、駄目ならこれはまずいぞという評価をしていただくものとしておりますので、あくまでも地方から御提案をいただいた、民間から御提案をいただいたものにつきましては、そこにかかる大臣が総理のリーダーシップの下にこの特区を作っていくと、これしか今のところ致し方ないと存じております。

○島袋宗康君 先ほど来申し上げておりますように、頑張っていただきたいということを要望して、時間ですでの終わります。

以上でございます。

ありがとうございました。

○黒岩宇洋君 無所属の黒岩宇洋でございます。大分、構造改革特区法案、改正案についても含めて議論が進み、そして煮詰まっていると私は今感じております。やはり今回の特区法案、もう何度も何度も議論されていますけれども、官から民へといふ、この風穴を空けていくという、大変重要な大きな役割がある法案であると私も認識しております。

今日の議論は、細部細部をお聞きしながら、やはり役所の抵抗、これをもつともと和らげて進めていきたいというその願いと、そして、特区については実績も出てきました。ということは、この委員会でも議論されたり、あとは特区推進室での今までの取組に対しても結果が出てきております。その点について、私は、特区室として大臣の責任についても改めてここで追及していきたいと、そう思っております。

まずは教育分野、ちょっとお聞きします。これは鴻池大臣と遠山文科大臣、ちょっとバトルがあったようですねけれども、その関連も含めて、実は、教員独自採用というこの分野で四勝五敗、すなわち五つの自治体の申請が認められなかつたという、このことがございました。

そのうちの一つに私の新潟県三条市の提案がございました。これは、三条エデュケーションエキスパート特区という、三条は金物の町ですから、金物職人に学校に常勤雇用してくれという、この提案が認められなかつたんですけれども、その理由を内閣府、御説明ください。

○政府参考人(中城吉郎君)お答え申し上げます。

具体的に三条市についての御質問でございますが、三条市では、これまで、地域の伝統産業あります刃物作りに着目しまして、専門的な知識や技術を持つ人材、いわゆる鍛冶職人の方を非常勤の職員として、講師として市内の中学校に招いて、刃物作りの体験授業等を行ってきたということがございます。今回の申請は、これを特区法の

特例を用いて常勤の教員として数か月ごとに市内の中学校を回って体験授業等を行おうというものでございます。

これまで議論をさせていただきまして、これま

で同様非常勤では対応できない、なぜ常勤でなければいけないのか、それから、常勤職員の勤務時間である四十時間を要するような勤務内容といつたものについての御説明を伺つたんですが、その説明の内容が明らかでなく、特例の必要性とい

ものが認められないのではないかという議論をい

たしておつたところでございますが、三条市の方と議論させていただきまして、申請主体である三

条市の方としての御判断といたしまして、七月の第二次申請に向けて計画内容を詰めるということ

で、申請の取下げがあつたものでございます。

いずれにいたしましても、特区室といたしましては、各自治体からの計画をどうしたら認定でき

るかという姿勢で作業をしているわけでございま

して、再申請の指導も含め、引き続き認定に向

て努力していきたいというふうに考えておりま

す。

○黒岩宇洋君 分かりました。

ちょっとやっぱり審議官、話が長いですね。と

いうことは、やっぱり三条市の人も分かりづら

かつたらしいんですよ。私、昨年末に実は三条市

の市長にも会つて、実はあなたのところの提案、

実はもう特区で認定を受けていると喜んでいるん

です。よ、三条市が、違いますよ。これは全国対応

ですよ。非常勤講師制度でできるじやないです

かと言つてもなかなか分からなかつたんですね。

しかし、私、今、審議官のお話、説明を聞いて

よく分かりました。これはやっぱり特区とい

うのねらいとは、ちょっとそこまで、レベルま

で達していませんね。私、文科省の方お呼びして

いるので、今の説明で私、十分理解できている、

できたと思つております。

聞きたいんですけども、遠山大臣は記者会見で、とにかくなぜ認められなかつたか理解できな

い、相当断言してかみ付きましたよね。何が理解解できなかつたのか、というよりは、むしろなぜ理

解できなかつたのかということが一点と、そして、当然今は理解しているんですねと、この二点についてお答えください。

本当に不登校児、先ほどから、十四万人とも言

われて、大変増えてきているわけですね。これは

ある意味、既存の学校というものがもう否定され

ているに近いと私は思つております。

文科省にお聞きしたいんですけども、文科省

として、この不登校児がここまで増えている原

因、これは多分、文科省に言わせれば、家庭に起

因するとか学校に起因するとか個人に起因する

か、そういう表現をすると思うんですけど、本人

や家庭はもうどうでもいいです、学校に起因する

部分、すなわち文科省のテリトリリー。起因云々で

私たちの、遠山大臣におきましては、特区の趣

旨からすれば、できるだけ地方の創意工夫を尊重

しながらその取組を支援していくことが重要であ

るという認識を持っておりまして、この三条市

の負担任用事業については、申請はされましたけれども、特区室の責任の下に認定には至らなかつたとお聞きしているわけでございます。

私たちの、遠山大臣におきましては、特区の趣

旨からすれば、できるだけ地方の創意工夫を尊重

しながらその取組を支援していくことが重要であ

るという認識を持っておりまして、この三条市

の負担任用事業については、申請はされましたけれども、特区室の責任の下に認定には至らなかつたとお聞きしているわけでございます。

私が可能ではないかという意向を述べられたものと

が可能ではないかという意向を述べられたものと

が可能ではないかといふふうに考えておりま

す。

○黒岩宇洋君 ちょっとずれて、私の質問に答えていいんじゃないですか。今、理解しているかどうかというのも聞いたんですけども、結局は、

特区というのは全国で対応できるようなことはも

う全国でやるんだと。ただ、そうでない場合の、

いろんな要件があつた場合、じゃ試してやろうと

いうことですよ。

私は、このことによつて触れているのは、殊

更、特区推進室が決めることだとかなんとか言つ

ていますけれども、情報としては、私は、大臣に

もきつちり流れているはずですよ、なぜ認められなかつたかと。今回このように記者会見で言うぐ

りです。しかも、ともすると、今まで文科省、大臣に

抵抗勢力だといふように批判されていたことに對

して、これだけやつているんだと、いうただのPR

に終わらせる、そういうようなことが私ないよう

に文科省として取り組んでいただきたいと、これ

○法人による不登校児への学校設置についてお聞きいたします。

本当に不登校児、先ほどから、十四万人とも言

われて、大変増えてきているわけですね。これは

ある意味、既存の学校というものがもう否定され

ているに近いと私は思つております。

文科省にお聞きしたいんですけども、文科省

として、この不登校児がここまで増えている原

因、これは多分、文科省に言わせれば、家庭に起

因するとか学校に起因するとか個人に起因する

か、そういう表現をすると思うんですけど、本人

や家庭はもうどうでもいいです、学校に起因する

部分、すなわち文科省のテリトリリー。起因云々で

なくて、具体的に一体何が原因でこれだけ学校に

行かない子が増えているんだと、このことを認識

しているのか。私は、この原因把握なくして今後

の対策は取れないと思っております。端的にその

原因についてお答えください。

○政府参考人(樋口修賀君)今御指摘のとおり、

不登校児童生徒が十三万九千に上るということ

で、私どもも大変憂慮しているわけでございま

す。この原因については、様々、今、委員御指摘

のとおりあるわけでござります。本人に起因する

原因についてお答えください。

○政府参考人(樋口修賀君)今御指摘のとおり、

不登校児童生徒が十三万九千に上るということでござります。この原因については、様々、今、委員御指摘のとおりあるわけでござります。本人に起因する

原因についてお答えください。

○黒岩宇洋君 今、友人関係とか教師との関係とか、あとは学業の不振と言いましたけれども、これ、NPO法人の学校だつて同じです。よね。じゃ、何で今回NPO法人にこういった分野を任せたんでしょうか。だから、それなりに私はNPO法人というものを認めてると思うんです。

実は私は今はNPO法人ですが、以前はそういうものがなかつた時代に、いわゆる任意のフリースクールで、中学生や小学生、本当にたくさん不登校児が来ていました。その学校で私は、釣りに連れていつたり海に連れていつたり、非常に子供たちと遊んでいたことをよく覚えています。

いや、何で既存の学校には行かなくてNPO法人、こういったところには行くんだとお考えですか。文科省としての見解を、これも端的にお願ひいたします。

○政府参考人(樋口修賀君) 十三万九千人の不登校児がおられるわけでございますが、学校外の適応指導教室等、全国に九百九十一か所を設けております。ここに一万四千余の生徒さん、児童さんがおられるわけでございまして、民間等の教育施設の場合には一千名から二千名というお話をございますけれども、大宗は実は家庭に引きこもつてゐるという状況にあるわけでございます。

私は、この民間施設、いわゆるフリースクールには様々な原因を抱えたお子さん方がお見えになつてゐるだらうということで、そしてこのフリースクールでは、学習活動だけではなく、お子さんの方の今の実態に即した様々なカウンセリング、教育相談、体験活動を重視した活動等が行われているということと、多彩なプログラムが用意されているということと、その意義があるだろうと思つてゐるわけでございます。

私も、現在の学校教育が抱えてるいる課題とい

うものを、不登校のお子さんがおられるということで、魅力ある学校作りとすることで、私ども一生懸命取り組んでるところでございまして、私がほどいたましては、分かる授業、そして楽しさもといたしましては、分かる授業、そして楽しさもといたしましては、分かる授業、そして楽し

どもといたしましては、分かる授業、そして楽し

うふうに考えておるわけでございます。

○黒岩宇洋君 文科省、妙なことを言いますよね。今、NPO法人だと要するに子供たちの実態に即した対応がしている、多彩なプログラムがあると。それが分かっているなら、学校で対応、そのことをやればいいじゃありませんか。もっと言えば、じゃ、NPO法人にそれだけの魅力があるんだつたら、何で特区なんですか、それこそ。全國対応でやらせればいいじゃないですか。今は、いかがですか。

○政府参考人(樋口修賀君) 私どもは、あくまでみじくも自分たちの現状、すなわち実態に即していいことを吐露して、それをNPO法人に任せることをやります。このことは強く御提言申し上げて、特に答弁は求めません。

○黒岩宇洋君 やっぱり根本的なところが理解しないでいるんですね。いいですか。やはりこれだけが広まつて、本当にNPOが子供たちの生き生きとしたそいつた学校を描き切れるのかというの、私は本当に疑問と不安を呈しております。

○黒岩宇洋君 やっぱり根本的なところが理解しないでいるんですね。いいですか。やはりこれだけが広まつて、本当にNPOが子供たちの生き生きとしたそいつた学校を描き切れるのかというの、私は本当に疑問と不安を呈しております。

○政府参考人(樋口修賀君) 私どもは、あくまでこのNPO法人の特区についても、やっぱりちょっと細かなところで、本当にそれって認可されるのかなという不安なところがあるんですよ。というのは、今回の新法の十三条の第二項の一號から三項にまたこの設置基準というのが書かれてるんですよ。それで、これ一つだけ読みます。その一號なんですねけれども、「資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること」、また出てきましたね。これ、いわゆる特養のPFI方式のときにもこういう文言が法律にあつたわけですよ。その裏には、また通達で細かな、税引き前利益、億円とか、今日も松井議員の、委員の質問の中でもまた繰り返しましたけれども、結局同じようなものがそつと入つてゐるわけですよ。

それで、私はやはり、硬直した学習指導要綱でござるが、教育相談、体験活動を重視した活動等が行われているということと、多彩なプログラムが用意されているということと、その意義があるだろ

うのは一体どうなつてゐるのか、お聞かせください。

○政府参考人(加茂川幸夫君) お答えをいたしま

す。特区法の改正案第十三条第二項第一号の要件についてのお尋ねでございます。ここでは、学校を経営するために必要であると客観的に考えられる程度の財産の保有を求めるものでございます。

私は、何よりもやはり戦後の権利過多教育というのが大変大きな問題だと思ってるんです。我々の親の世代も非常に権利過多教育を受けました。その親に育てられた我々が今、親になってきている。だから、こういうところをどう是正してやられればいいじゃないですか。今は、いかがですか。これが分かっているなら、学校で対応、そのことをやればいいじゃありませんか。もっと言えば、じゃ、NPO法人にそれだけの魅力があるんだつたら、何で特区なんですか、それこそ。全國対応でやらせればいいじゃないですか。今は、いかがですか。

○黒岩宇洋君 その設置基準というのは今ここにありますけれども、これはいわゆる資産だとかそんなど何にも触れていないんですよ。そうですね。だから、全く結局、不明確な中で、裁量だけが広まつて、本当にNPOが子供たちの生き生きとしたそいつた学校を描き切れるのかというの、私は本当に疑問と不安を呈しております。

大臣、今お聞きになつても、なかなか、私は文部科学省においてこの特区の効果というのがどれほど今後反映していくのかに対して大変不安を抱いてるんですよ。また、大臣は、大分、遠山大臣といじめているんじゃないですか。何か、餓鬼の使いたいこと何にも触れてないんですよ。それで、これだけ読みます。

科行政においてこの特区の効果というのがどれほど今後反映していくのかに対しても、大臣は、女性大臣をいじめているんじゃないんだとか言つてすごんで涙ぐませたようですけれども、大臣、女性大臣をいじめている場合じゃないですよ。

○国務大臣(鴻池祥肇君) 仲いいですよ。

○黒岩宇洋君 いいですか。眞の目的は、この特区の眞の目的は、これは大臣常々おっしゃつてゐる、子供たちにとつて楽しくて明るい教育がなされること、このことですよ。細かなディテールこれが、もう文部省にお聞きします。この一号の部分だけいいですから、じゃ、これの具体的な基準私は、大臣はもつと切り込んでいいと思つ

ているし、その責任があると思つております。

今やり取りも含めて、やっぱり子供たちの明るい教育というものを達成できるための特区特命大臣としての御所見と決意をお聞かせください。

○國務大臣(鴻池洋輔君) 現状の教育問題については、人それぞれ、その考え方、思い、反省といったものがあろうかと思います。

私は、先ほど亀井委員の朝の質問にも答えましたように、戦後の文部行政と申しますが、教育というものの、大変いい面もありましたし、良くな面もあると、私は個人的にもそう思つております。それを一々言えればまた議論に相なりますけれども、すべてが良かったという文部科学省の考え方というのは、私は間違いであると思っております。

なぜならば、今、委員が大きな声でおっしゃつ

ていますように、十四万人になんなんとする不登校の子供たちが家に、あるいは町にいる。あるいは、塾がこのように繁栄をしておる、繁盛してお

ると。これ、果たしてどう考えればいいのかといふことがあります。

そういう中で、塾の経営者あるいは株式会社で、自分の思いの教育をしてみたい、戦後教育になかつた競争原理も入れたい、こういった分野、これでやつてみたい、あるいは不登校の子供たちを、今、委員がおっしゃつたように、海や山へ行つて、そして本来の教育を取り戻したい、こういったものには、残念ながら特区の御提案を受け入れざるを得ない状況でありますので、まずは、まずは、特区でやつてみようというようなものではないとおっしゃる意味もよく分かりますけれども、まずはこの特区でやつてみて、これが成功すれば、私は、全国的にもつとも我々が言うまでもなく広がつていい、いい意味で飛び火していく、このように思つております。

○黒岩宇洋君 大臣、本当にお願ひしておきます。私が、小学生、中学生だったころ海や川に連れていた子たちが、その後苦労して今、大検を受

けて、大学も卒業して社会に出ていっています

よ。だから、彼らも本当にその後、社会でも貢献していく若者なんです。そういう彼らに対して明るい学校現場、教育現場というものがとにかく提供されるように、これは本当に、文科省が本当はイニシアチブを握つてほしいです。そのことをお願いして、文科省関係の質問は終わらせてもらいます。

次に、厚労省関係で、これは、昨年も大分議論した特養の公設民営化だつたんですけれども、これでは、一つ私、大きなテーマがあるんです。

というのは、今回、いわゆる構造特区基本方針というものを作つたと。ここにいろいろなもののが明記されて、それ以上の規制は掛けない、これに

よつてもう各行政が、ある意味だつたら、どうのこうの言わないだろうと、きつちりとした特区推進ができるだろうという私、説明を受けたんですけれども、なかなかそうでもなさそうなんです。

この法の五つの基準、先生は笑つてしまつとおっしゃいましたけれども、社会福祉法で規定されている基準と同じでござります。この法律の基準がござります。

しかし、本委員会でも御議論ありましたように、厚生労働省の方で通達等でこれ以上に規制を強めないことという御指摘がございましたので、私どもは、全国の担当部局長の会議においても、この文言以上に厚生労働省として技術的な支援、元々どういう基準で判断するかというのは都道府県の判断でござりますけれども、その都道府県の判断にゆだねるということで、これ以上の基準を提示することはしないということを申し上げております。

も、今日の議論でもありました。これについても、いわゆる経済的な基盤があることなど、五つの基準が法文に明記されていますね。これの裏にあつた通達というものは確かになくなりました。ですから、基本方針には、法文そのまま載っているんですよ。そのままなんですよ。例えば、私は本当に笑い転げた。脱税その他不正の目的を持つていい株式会社じやないと駄目とか、あれ、まだそのまま生きているんですよ。経済的な基盤についても必要だと書いてあるんですけど

載っているんですよ。そのままなんですよ。例

したがつて、各都道府県において、これは都道府県の自治事務でございますので、長期間安定したサービスを提供することが可能かどうか、そういったことを御判断していただくことになります。

したがつて、各都道府県において、これは都道府県の自治事務でございますので、長期間安定したサービスを提供することが可能かどうか、そういったことを御判断していただくことになります。

も、非常に重要なことなんですか、特区の法規ができましたよね。じゃ、この公設民営化方針又はPFI方式による株式会社、特養ホーム運営で参入の容認、この特例措置に対しても自治体からの認定申請は今あるんですか、ないんですか。

ありましたら数字をお答えください。

それで、局長、ちょっとお聞きします。こ

れ、非常に重要なことなんですか、特区の法規ができましたよね。じゃ、この公設民営化方針又はPFI方式による株式会社、特養ホーム運営で参入の容認、この特例措置に対しても自治体からの認定申請は今あるんですか、ないんですか。

も、現在のところございません。

時国会で成立しました法律におきまして、PFI方式又は公設民営方式による特別養護老人ホームへの株式会社等の参入に当たって、法律上、先生

までの方針に入っちゃうんでは、確かに法律は改正されていない、でも、方針というのは、これは一月の閣議決定ですからね。大臣、これはやっぱり私はちょっと怠けてると思いますよ、これがそのまま入つているようでは。このような状況では、むしろ事態は悪くなつてあるんじゃないかな

う決まつてあるわけでございます。

この法の五つの基準、先生は笑つてしまつとおっしゃいましたけれども、社会福祉法で規定されている基準と同じでござります。この法律の基準がござります。

しかしながら、本委員会でも御議論ありましたように、厚生労働省の方で通達等でこれ以上に規制を強めないことという御指摘がございましたので、私どもは、全国の担当部局長の会議においても、この文言以上に厚生労働省として技術的な支援、元々どういう基準で判断するかというのは都道府

県の判断でござりますけれども、その都道府県の判断にゆだねるということで、これ以上の基準を提示することはしないということを申し上げております。

したがつて、各都道府県において、これは都道府県の自治事務でございますので、長期間安定したサービスを提供することが可能かどうか、そう

いったことを御判断していただくことになります。

も、非常に重要なことなんですか、特区の法規ができましたよね。じゃ、この公設民営化方針又はPFI方式による株式会社、特養ホーム運営で参入の容認、この特例措置に対しても自治体からの認定申請は今あるんですか、ないんですか。

ありましたら数字をお答えください。

それで、局長、ちょっとお聞きします。こ

れ、非常に重要なことなんですか、特区の法規ができましたよね。じゃ、この公設民営化方針又はPFI方式による株式会社、特養ホーム運営で参入の容認、この特例措置に対しても自治体からの認定申請は今あるんですか、ないんですか。

も、現在のところございません。

それで、局長、ちょっとお聞きします。こ

れ、非常に重要なことなんですか、特区の法規ができましたよね。じゃ、この公設民営化方針又はPFI方式による株式会社、特養ホーム運営で参入の容認、この特例措置に対しても自治体からの認定申請は今あるんですか、ないんですか。

株式会社といったようなものが性悪説、性悪だ

いうような観点の時代のことですよ。それがそのままこの方針に入っちゃうんでは、確かに法律は改正されていない、でも、方針というのは、これは一月の閣議決定ですからね。大臣、これはやつぱり私はちょっと怠けてると思いますよ、これがそのまま入つているようでは。このような状況

では、むしろ事態は悪くなつてあるんじゃないかな

う決まつてあるわけでございます。

この法の五つの基準、先生は笑つてしまつとおっしゃいましたけれども、社会福祉法で規定されている基準と同じでござります。この法律の基準がござります。

しかしながら、本委員会でも御議論ありましたように、厚生労働省の方で通達等でこれ以上に規制を強めないことという御指摘がございましたので、私どもは、全国の担当部局長の会議においても、この文言以上に厚生労働省として技術的な支援、元々どういう基準で判断するかというのは都道府

県の判断でござりますけれども、その都道府県の判断にゆだねるということで、これ以上の基準を提示することはしないということを申し上げております。

したがつて、各都道府県において、これは都道府県の自治事務でございますので、長期間安定したサービスを提供することが可能かどうか、そう

いったことを御判断していただくことになります。

も、非常に重要なことなんですか、特区の法規ができましたよね。じゃ、この公設民営化方針又はPFI方式による株式会社、特養ホーム運営で参入の容認、この特例措置に対しても自治体からの認定申請は今あるんですか、ないんですか。

ありましたら数字をお答えください。

それで、局長、ちょっとお聞きします。こ

れ、非常に重要なことなんですか、特区の法規ができましたよね。じゃ、この公設民営化方針又はPFI方式による株式会社、特養ホーム運営で参入の容認、この特例措置に対しても自治体からの認定申請は今あるんですか、ないんですか。

も、現在のところございません。

それで、局長、ちょっとお聞きします。こ

りの準備が要るということで、余り性急に結論を出さないでいただきたいと。

先行するケアハウスでは既に四自治体で出てきておりましたし、事業者の選定も決まっているところがあるということを御報告したいと思います。

○黒岩宇洋君 おかしいですよ。だって、一次提案ですよ。一次提案でこれは自治体が上げてきた

わけですから、本来やりたくてしようがないということです。よ、無理して上げてくるわけですか

ら。当然その準備もできているはずですよ。

これ、何で上がつてこないか。先ほど局長おつしやいましたね、十五億とか二十億。そうなんですよ、自治体、金が掛かるからなんですよ。

どういうことかというと、元々は、金が掛かるからPFIや公設民営化方式で特養なんてやりたくなかったんですよ。でも、厚労省からもいろんな圧力も掛かるし、そんな中で、元々やりたかったのは完全民営化なんですよ。完全民営化なら特区を申請を受けてうちのところでやつてほしい、これが自治体の本当の願いだつたんですね。でも、それがねじ曲げられてPFI方式になつた。そうしたら、これ、自治体がお金を出さなきゃいけませんよね、公設民営化だしPFIなんですか。だからこれ、上がらないんですよ。理由は簡単なんです。そういうことなんですね。——いや、

局長、結構です。結構です。
○政府参考人(中村秀一君) 申し上げますと、例えば自治体にお金が掛かるということは、例えば完全民営化というお話をありましたけれども、特別養護老人ホームのかなりの部分は、民営化という意味では民営化されております。社会福祉法人という形で民営化されておりまし、その社会福祉法人がなさる場合でも、四分の三は国なり地方自治体が補助を出している。コストを掛かるという意味では変わりがないわけでござります。

そういった点、ちょっと黒岩委員は事実誤解されているのではないかと思ひますし、また、公設民営又はPFI方式でも、四分の三、国なり都道府県が補助をするということについては変わりが

ありませんので、そういった点はちょっと事実に出さないでいただきたいと。

○黒岩宇洋君 おかいですよ。だって、一次提案でこれは自治体が上げてきた

わけですから、本来やりたくてしようがないとい

うことですね、無理して上げてくるわけですか

ら。当然その準備もできているはずですよ。

これ、何で上がつてこないか。先ほど局長おつ

しやいましたね、十五億とか二十億。そうなんですよ、自治体、金が掛かるからなんですよ。

どういうことかというと、元々は、金が掛かる

からPFIや公設民営化方式で特養なんてやりたくなかったんですよ。でも、厚労省からもいろんな

圧力も掛かるし、そんな中で、元々やりたかったのは完全民営化なんですよ。完全民営化なら特

区を申請を受けてうちのところでやつてほしい、これが自治体の本当の願いだつたんですね。でも、それがねじ曲げられてPFI方式になつた。そうしたら、これ、自治体がお金を出さなきゃいけませんよね、公設民営化だしPFIなんですか。だからこれ、上がらないんですよ。理由は簡単なんです。そういうことなんですね。——いや、

局長、結構です。結構です。
○政府参考人(中村秀一君) 申し上げますと、例

えば自治体にお金が掛かるということは、例えば完全民営化というお話をありましたけれども、特

別養護老人ホームのかなりの部分は、民営化とい

う意味では民営化されております。社会福祉法人

という形で民営化されておりまし、その社会福

祉法人がなさる場合でも、四分の三は国なり地方

自治体が補助を出している。コストを掛かるとい

う意味では変わりがないわけでござります。

そういった点、ちょっと黒岩委員は事実誤解されていっているのではないかと思ひますし、また、公設民営又はPFI方式でも、四分の三、国なり都道府県が補助をするということについては変わりが

けれども、株式会社の医療参入。今日、大臣も、もうこの議論はこれから邊でなんて言つて、私も今日はいつたんストップしてもよかつたんですが、実は木村副大臣を大分無理してお呼びしたんで今

日質問しないわけにもいきませんので、この点についてちょっと触れさせていただきます。まず、木村副大臣にお聞きいたします。

日本医師会のホームページ見ておられますと、そ

の中にこういう表現がございました。「参議院の

質疑で、小泉総理が答弁のなかで、はつきり先端

医療と述べている」。要するに自由診療以外に先

端医療も条件だと述べていると。木村「副大臣に

も確認している」と。こういう表現がございまし

た。これお聞きしたんですが、どういう表現で

総理はこのことをおっしゃったのか、そして木村

副大臣は確認しているのかどうか、そのことをお

聞かせください。

○副大臣(木村義雄君) 黒岩先生の度々の御指名

ありがとうございます。先生がいつも大変元気にやつておられるのを見て、私もまぶしい思いがいたすわけでございます。

それで、今の御質問にお答え申し上げます。

本年三月十日の参議院の決算委員会における舛添要一委員の特区制度に関する質疑におきまして、小泉総理大臣が、国民皆保険を維持しつつ、

より高度な治療を、あるいはより先端的な治療を受けたい人に対して、自由診療ならば株式会社の

特別参入を認めるということで理解を得られるよ

う努力しているとの趣旨の答弁をされているところでございます。私も、このような御答弁と同じ認識でございまして、日本医師会のホームページ

は、これを踏まえて掲載をしているものと推測さ

れているところでございます。

○黒岩宇洋君 私、最初、内閣委員会のやりとり見たら、先端医療という言葉は総理使つていなかつたんですよ。昨日、私、秘書と、あと調査室へ、副大臣。より高度な治療を、あるいはより先端的な治療を受けたい人に対する立場だと今おっしゃいました。まだ、今回は高度先端医療のコの字もこれから入らないつて今日の答弁で鴻池大臣言つてゐるんですよ。まだ高度先端医療にあれですか。副大臣、こだわるわけですか。

その今言つた、医師会がはつきりと先端的な限り定するなんてこれっぽっちも言つていいんですですよ。言つていないんです。

今、大臣、いみじくも大臣の表現では、じや、言つているのと同じ立場だと今おっしゃいましたよね。まだ、今回は高度先端医療のコの字もこれ

では負担するならやつてもいいじゃないかといふたたけでござります。

ただ、決定をいたしました基本方針を一つは忠実に進めたいと思います。その過程で、ただいま黒岩委員の御発言のような問題が出てまいりますれば、それに沿つて検討を加えていくこともやぶさかではございません。

ただ、決定をいたしました基本方針を一つは忠実に進めたいと思います。その後追い規制を受けたとか、そういうものが出てくるとすれば、特区室におきまして相談窓口、苦情処理、これを執り行つて既におりますので、そういうところで御活用いただきたいと思っております。

○黒岩宇洋君 分かりました。じゃ、苦情処理等も含めてその中で実のあるものにしていっていただきたいと思つております。

それで、実はもう議論もし尽くされたんですね。今

のところでも、株式会社の参入につきましては様々な意見がありますことから、今後これらを十分に耳を傾けながら成案を作成することとしておりまして、今後慎重にまた検討を進め

てまいりたいと、このように思つてゐるような次第でござります。

いずれにいたしましても、株式会社の参入につきましては様々な意見がありますことから、今後これらを十分に耳を傾けながら成案を作成することとしておりまして、今後慎重にまた検討を進め

てまいりたいと、このように思つてゐるような次第でござります。

○黒岩宇洋君 大臣、今お聞きいただけましたか。

これは大臣に質問しますね。今のところで、木

村副大臣は総理と一緒にいたとおっしゃいましたね。鴻池大臣も総理と一緒にいたと言っていますよね。まことに一緒にいたのか、そのことを後でお答えくださいね。

私は、これに本当にこだわるのは、やっぱり何のための今回の特区か、これはやっぱり国民の医療のためです。国民のためという。じや、ちょっとと国民からの株式会社の医療参入についてのどういう認識で見ているかという、私聞いてきました。簡単に言うところ、このことなんですよ。

医師会が厚労省に圧力を掛け、それに屈するのか屈しないのか。もつと言えば、多くの国民からすれば、何でお医者さんはあんなにお給料もらっているの。まだこれ以上何かしてほしいことがあるのかと、こういうことなんですよ。多くの国民の皆さん、それほど自由診療がどうとか、ましてやそこに高度先端医療がどうとか、ということは、重要なことと言えば重要ですけれども、彼らにとってはそのこと自体が重要じゃないんですよ。要は、お金持ちのお医者さんのその圧力に屈するような行政や政治だったら、今この不景気の中であえていける自分たちを見てられないだろうという、この象徴的な出来事としてこの株式会社について見てているんですね。そういうことなんですよ。

ここで、ちつちつなところで議論やっていると、これまでけけれども、多くの国民はその思いでこの構造特区、そして今、総理のホームページでも大分、鴻池大臣への励ましのメールが来ていると聞いています。そういう思いで、今の構造特区頑張れ、鴻池大臣頑張れと、そういうことなんですよ。私は、どうも議論の中で国民の意識というものが本当にすっぽり抜け落ちていると思っています。決して厚労省のための、そしてお医者さんそのための、そして内閣府や鴻池大臣のための構造特区じゃないんですよ。

そういうところで、大臣、こういうところで私が聞きしたいんですけど、この株式会社のことこそお聞きたいたいんですけど、この株式会社のこと

うです。それ以上に、構造特区というそのものが、本当にこの不景気で暗い中に、明るい、そしてどっちが一緒なのか、そのことを後でお答えくださいね。

私は、これに本当にこだわるのは、やっぱり何のためです。国民のためという。じや、ちょっとと国民からの株式会社の医療参入についてのどういう認識で見ているかという、私聞いてきました。簡単に言うところ、このことなんですよ。

○國務大臣(鴻池祥肇君)

委員が今御指摘になり

ましたとおりの私も思いでございまして、総理がどうの木村副大臣がどうおつしやっているという次元で私は物を考えてはならないと思います。

そういう意味で、大変嫌われる表現をいたしますけれども、十五万人の医師会の先生方の結束した御意見よりも、一億二千七百万人の日本人の健康

康ということをやはり視点として考るべきだと思います。その視点に立って、総理が特区でもいいから株式会社で一度医療の分野でやつてみる、自由診療でやろうと。健康保険を使うということは今まで問題があるかもしれないから自由診療でやろうと。その決断というのは、大変私は御立派なものであると思いますし、それに従わなければならぬと思います。厚生労働大臣も、厚生労働副大臣も、厚生労働省も、やはりそれに従つていただかなければならぬ。

今御指摘のように、高度先進医療という言葉は出ておりません。それに限るということは全く入っておりませんし、昨日の経済財政諮問会議で、私が入っていないはずだと、このように、そのような趣旨で申し上げたところ、どなたからも異論はありません。そういうことでありますので、ともに頑張つていかななければならないと思っております。

○黒岩宇洋君 おっしゃるとおりだと思います。本当に一億二千万の国民の健康のためということは、すなわち十五万人の医者のためでもあります。私も父親が地元の医師会の会長なんで余り強くはないんですけど、このことは言いたくなかったんですけど、そう

いう意味で、大臣、本当にあまく国民のためを意識してこの改革に取り組んでくださることをお願い申し上げて、時間ですので、質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○委員長(小川敏夫君) 他に御意見もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

どうもありがとうございました。

○委員長(小川敏夫君) 本日、山崎正昭君が委員を辞任され、その補欠として野上浩太郎君が選任されました。

○委員長(小川敏夫君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、山崎正昭君が委員を辞任され、その補欠として野上浩太郎君が選任されました。

○委員長(小川敏夫君) これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○吉川春子君 構造改革特別区域の一部を改正する法律案について、私は日本共産党を代表して反対討論を行います。

本法案は、七つの法律を一括して規制緩和し、特区内でその特例を認めようとするものです。農家の民宿などによるどぶろくの製造を認めた酒税

法の特例以外の改正には多くの問題があります。本来、七つの法律を一括した法案ではなく、特例ごとの法案として十分審議されるべきです。

法律の内容に即して言えば、第一は、学校法人でない株式会社に学校設置を認めているからです。

株式会社の場合、利潤が上がらなければ学校經營から撤退することになります。学校が破綻することは、その生徒の将来にとって重大な問題です。法案は、それを予想し、経営破綻した場合に備え、特区の認定を受けた地方自治体に転学等のあせんを義務付けています。しかし、高校の破綻などは認定の自治体だけで責任の負える問題ではありません。

○委員長(小川敏夫君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

長谷川清君から発言を求められておりますので、これを許します。長谷川清君。

○長谷川清君 私は、ただいま可決されました構造改革特別区域法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守新党・民主党・新緑風会、公明党及び国会改革連絡会(自由党・無所属の会)の各派並びに各派に属しない議員黒岩宇洋君

定めた基準を満たした学校法人のみに学校設置を認めるとしているように、本来、當利を追求する株式会社には教育の公共性とは両立し得ないものであり、株式会社による学校の設置を認めることが教育の公共性を崩しかねないものであり、容認できません。

第二は、特区において臨時的任用職員の任期を最長一年から三年に延長する地方公務員法の特例は、使用者に使い勝手の良い公務員労働の仕組みを作るものにつながるからであります。

これは、地方公務員の不安定雇用の拡大を招き、公務部門に不安定雇用や劣悪な労働条件で働く職員を増やすことです。公務部門内に待遇の劣悪な職員を増やすことは、地域の労働者全体の雇用と労働条件に悪影響を与え、地方公共団体の住民サービスの充実など、公共的責務の遂行に新たな障害を生むものであるからです。

政府がこれまで十年以上にわたって進めてきた規制緩和は、失業の増大をもたらし、福祉を切り捨てる中小企業、農業に大きな打撃を与えてきました。構造改革特区は、提案の形を変えただけで、基本的にはこの規制緩和路線を一層進めるものであることを指摘し、反対討論を終わります。

○委員長(小川敏夫君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小川敏夫君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

長谷川清君から発言を求められておりますので、これを許します。長谷川清君。

○長谷川清君 私は、ただいま可決されました構造改革特別区域法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守新党・民主党・新緑風会、公明党及び国会改革連絡会(自由党・無所属の会)の各派並びに各派に属しない議員黒岩宇洋君

の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

ます。
本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実施に向けた適切な措置を講すべきである。

一、特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業に係る構造改革特別区域計画の認定に当たっては、公有水面の埋立てが極めて公益性の高いものであることにかんがみ、適正な検討を行うこと。

二、株式会社及び特定非営利法人による学校の設置・運営については、教育基本法の精神及び学校教育法の趣旨を踏まえ、その実施状況について適切な評価を行うとともに、当該設置主体の経営状況の変化等により学生、生徒、児童等が安定的かつ継続的に教育を受けられる機会を失うことがないように万全を期すこと。

三、地方公共団体等からの構造改革特別区域の提案に係る規制の特例措置については、構造改革特別区域基本方針を踏まえ、できる限り実現する方向で検討すること。また、その可否の決定過程を明らかにするため、政府部内における調整状況等を国民に分かりやすい形で公開すること。

四、構造改革特別区域計画の策定に当たっては、特定事業を実施しようとする者の意見を十分尊重すること。

五、構造改革特別区域計画の認定等本法の施行に当たっては、行政通達の発出等により、構造改革を推進するという法の趣旨が損なわれることがないように万全を期すこと。

右決議する。

以上でござります。

○委員長(小川敏夫君) ただいま長谷川君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行ひ

す。
以下、各項目ごとにその概要を御説明いたします。
第一は、インターネット異性紹介事業の定義についてあります。

インターネット異性紹介事業とは、異性交際希望者の求めに応じ、その異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてこれに伝達し、かつ、当該情報の伝達を受けた異性交際希望者が電子メールその他電気通信を利用して当該情報に係る異性交際希望者と相互に連絡することができるようになります。

第二は、インターネット異性紹介事業者等の責務についてあります。

これは、インターネット異性紹介事業に必要な役務を提供する事業者、保護者並びに国及び地方公共団体は、それぞれの立場で、児童の健全な育成に配慮し、児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止に資するよう努めなければならないこととするものであります。

第三は、児童に係る誘引の規制についてであります。

これは、何人も、インターネット異性紹介事業を利用して児童を性交等の相手方となるよう誘引し、又は対償を供与することを示して児童を異性交際の相手方となるように誘引する行為等をしてはならないこととするものであります。

第四は、児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止についてであります。

この法律案は、最近におけるインターネット異性紹介事業の利用に起因する犯罪による児童被害の実情にかんがみ、インターネット異性紹介事業を利用して児童を性交等を禁止するとともに、児童による誘引する行為等を禁止するなど、児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するため、インターネット異性紹介事業者は、利用者に対して児童がインターネット異性紹介事業を利用してはならない旨を伝達するとともに、利用者が児童でないことを確認しなければならないこととするほか、これらに違反していると認められるときは、都道府県公

安委員会は、当該インターネット異性紹介事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置を取るべきことを命ずることとしております。

その二是、インターネット異性紹介事業者は、その行う事業を利用して行われる児童の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するための措置を講ずるよう努めなければならないこととするものであります。

その他所要の規定を設けることとしております。

なお、この法律の施行日は、公布の日から起算して二月を経過した日とし、インターネット異性紹介事業者が利用者が児童でないことを確認するための措置等に関する規定にあつては、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

○委員長(小川敏夫君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(小川敏夫君) 本件に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三分散会

五月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律案

五月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律案

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律案

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律案

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律案

目次
第一章 総則(第一条~第五条)

第十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関する必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

第五章 賞罰

第十五条 第十条の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十六条 第六条の規定に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第十七条 第十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第十五条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、第七条、第八条、第十条から第十二条まで、第十五条、第十七条及び第十八条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、第七条及び第八条の規定の施行後三年を経過した場合において、これらの規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。